

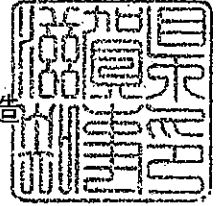
滋水第 413 号

令和 5 年(2023 年)4 月 24 日

琵琶湖海区漁業調整委員会

会長 谷口 孝男 様

滋賀県知事 三日月 大造



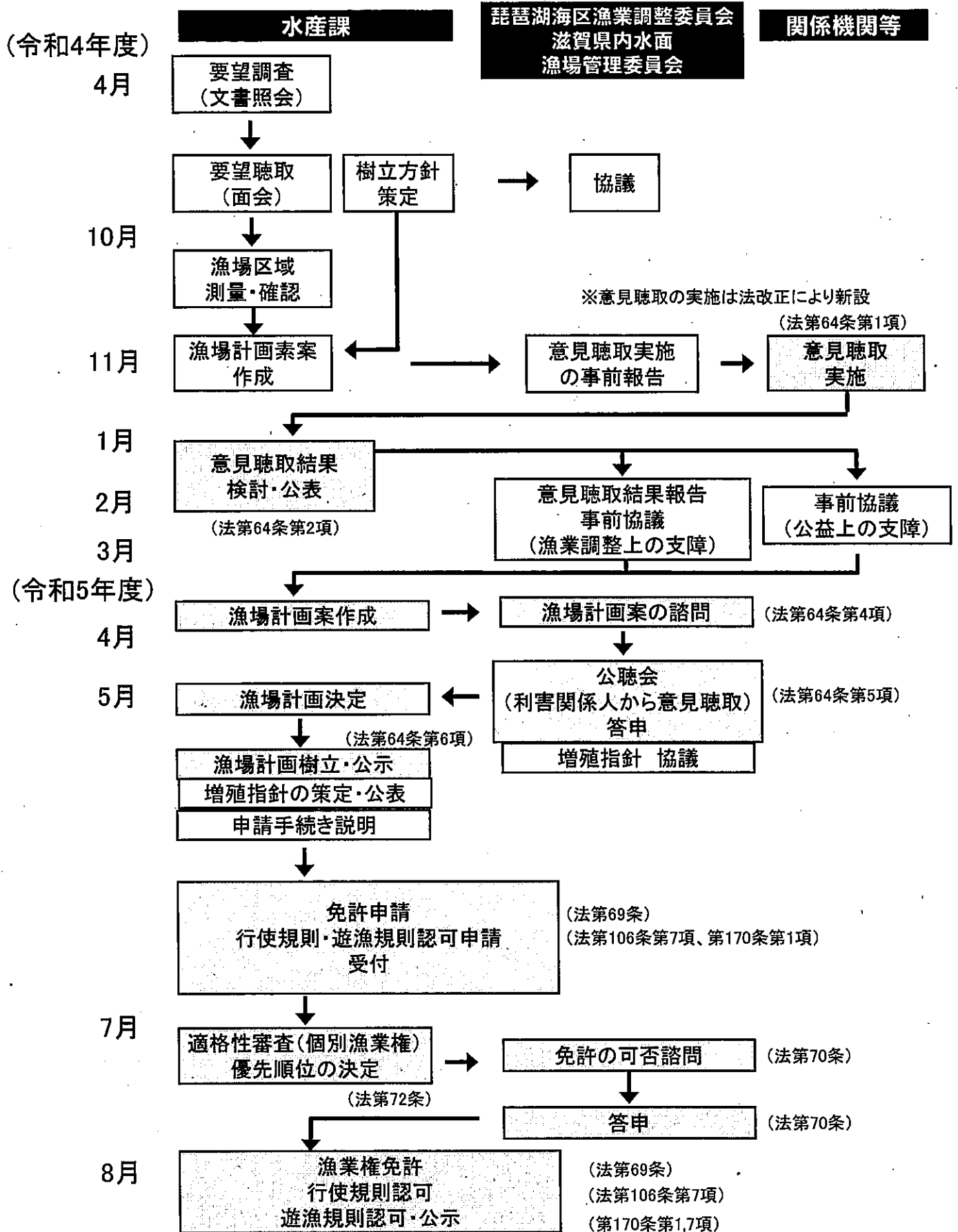
琵琶湖海区漁場計画の作成について (諮問)

本県における漁業生産力を維持発展させるため、琵琶湖海区漁場計画を別紙(案)のとおり作成することについて、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 64 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を問います。

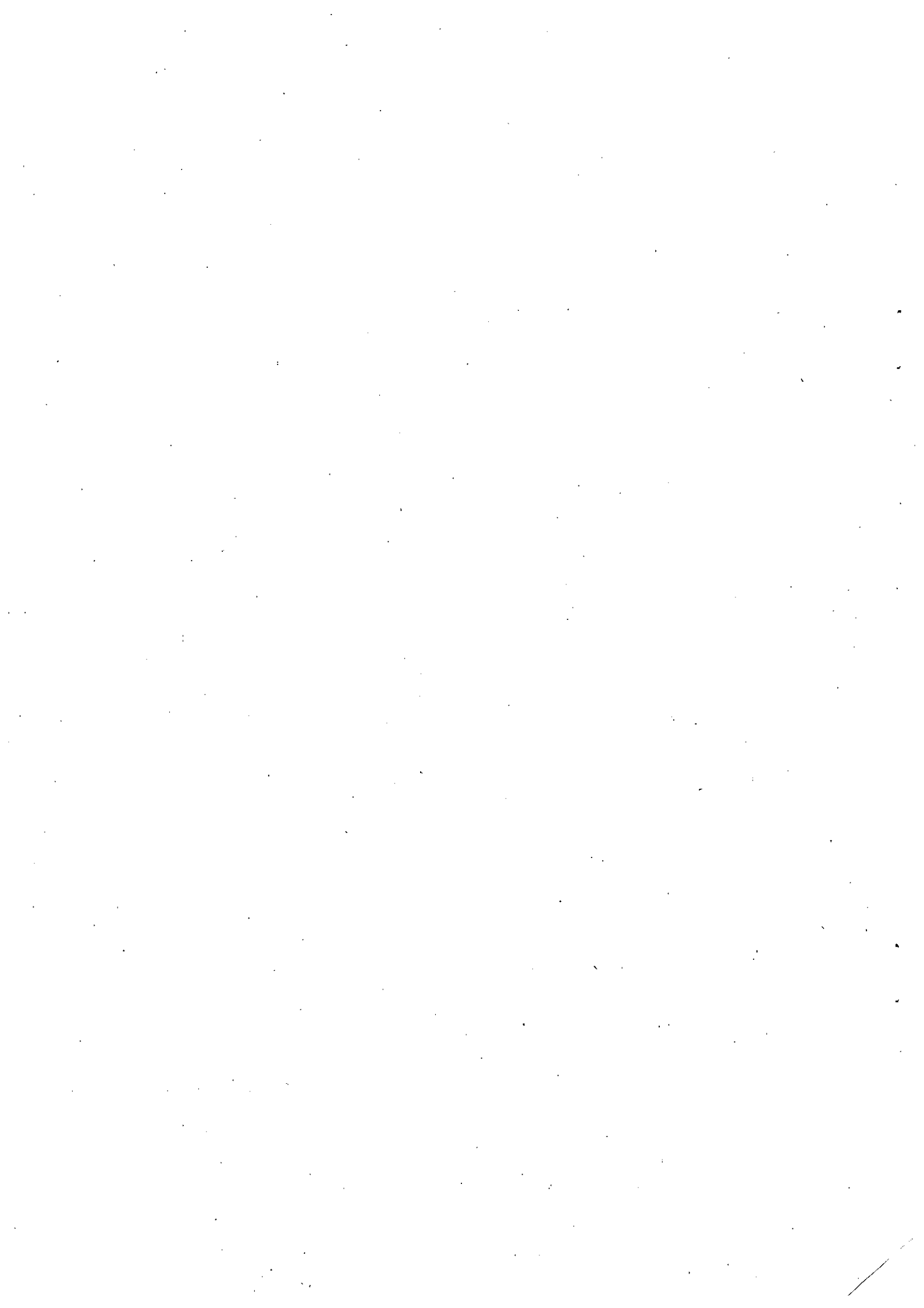
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.

令和5年(2023年) 漁業権切替スケジュール

| | |
|----------|-----------|
| 法定
手続 | その他
手続 |
|----------|-----------|



※スケジュールは目安です。漁業調整その他の事情により変更となる事があります。



琵琶湖海区漁場計画（案）

1. 漁業権に関する事項

| | | |
|------------------------------|-------|-----|
| ○ 第1種共同漁業 | | 1頁 |
| ○ 第2種共同漁業（小型定置網漁業） | | 3頁 |
| ○ " （やな四手網漁業） | | 30頁 |
| ○ 第5種共同漁業 | | 33頁 |
| ○ 第1種区画漁業（真珠養殖業） | | 34頁 |
| ○ " （真珠母貝養殖業） | | 40頁 |
| ○ " （小割式魚類養殖業） | | 42頁 |

2. 漁場図

| | | |
|------------------------------|-------|-----|
| ○ 第1種共同漁業 | | 45頁 |
| ○ 第2種共同漁業（小型定置網漁業） | | 46頁 |
| ○ " （やな四手網漁業） | | 73頁 |
| ○ 第5種共同漁業 | | 77頁 |
| ○ 第1種区画漁業（真珠養殖業） | | 79頁 |
| ○ " （真珠母貝養殖業） | | 84頁 |
| ○ " （小割式魚類養殖業） | | 86頁 |

| | | |
|--------------------|-------|-----|
| 3. 漁場計画（案）に関する説明資料 | | 89頁 |
|--------------------|-------|-----|



1 漁業権に関する事項

(1) 共同漁業権

ア 公示番号および免許の内容となるべき事項

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|------|-------------|---|-------------------------------------|----------------|------------------------|----------------|--|----|
| 共第1号 | 近江八幡市地先 | 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域
(ア)北緯35度12分19.5秒東経136度05分26.2秒
(イ)北緯35度14分18.6秒東経136度02分52.0秒
(ウ)北緯35度10分56.8秒東経135度59分02.4秒
(エ)北緯35度09分30.9秒東経136度03分34.7秒 | 第1種共同漁業権
(しじみ、いけちょう貝、からす貝、たにし漁業) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 団体漁業権 | 近江八幡市沖島町 | |
| 共第2号 | 近江八幡市、野洲市地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯35度09分30.9秒東経136度03分34.7秒
(イ)北緯35度08分46.2秒東経136度01分06.7秒
(ウ)北緯35度10分12.8秒東経135度58分11.2秒
(エ)北緯35度10分56.8秒東経135度59分02.4秒 | 第1種共同漁業権
(しじみ、いけちょう貝、からす貝、たにし漁業) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 団体漁業権 | 近江八幡市沖島町、長命寺町、佐波江町、牧町、大津市堅田一丁目～二丁目、本堅田一丁目～六丁目、今堅田一丁目～三丁目、衣川一丁目～三丁目、真野一丁目～六丁目、野洲市のうち旧中主町の区域 | |

| 公示
番号 | 漁場の位
置 | 漁場の区域 | 漁業の
種類 | 漁業
時期 | 存続期間 | 個別漁業権
又は団体漁
業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|-----------|---------------------|---|---|------------------------------|---|------------------------|---|----|
| 共第 3
号 | 近江八幡
市、野洲
市地先 | 次のア、イおよびウの各点を順次に結んだ線と湖岸
線とによって囲まれた区域

(ア)北緯 35 度 08 分 33.6 秒東経 135 度 59 分 13.4 秒
(イ)北緯 35 度 10 分 12.8 秒東経 135 度 58 分 11.2 秒
(ウ)北緯 35 度 08 分 46.2 秒東経 136 度 01 分 06.7 秒 | 第 1 種共
同漁業権
(しじ
み、いけ
ちよ
う
貝、か
ら
す貝、た
にし漁
業) | 1 月 1 日
から 12 月
31 日まで | 令和 5 年
9 月 1 日
から令和
15 年 8 月
31 日まで | 団体漁業権 | 近江八幡市沖島
町、長命寺町、佐波
江町、牧町、大津
市、野洲市のうち
旧中主町の区域 | |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|----------|----------|---|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|----------------|--------------------------|---------------------|
| 共 第 101号 | 高島市鵜川地先 | 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 16 分 04.4 秒東経 135 度 59 分 40.5 秒
(イ)北緯 35 度 15 分 53.9 秒東経 135 度 59 分 50.5 秒
(ウ)北緯 35 度 16 分 03.8 秒東経 136 度 00 分 04.2 秒
(エ)北緯 35 度 16 分 12.5 秒東経 135 度 59 分 54.9 秒 | 第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鵜川、勝野 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 |
| 共 第 102号 | 大津市北小松地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 15 分 37.4 秒東経 135 度 58 分 57.8 秒
(イ)北緯 35 度 15 分 26.2 秒東経 135 度 59 分 05.7 秒
(ウ)北緯 35 度 15 分 35.3 秒東経 135 度 59 分 22.5 秒
(エ)北緯 35 度 15 分 45.3 秒東経 135 度 59 分 12.3 秒 | 第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鵜川、勝野 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|-----------|--------------|---|---|------------------------------|--|----------------|----------------------------------|---------------------------------|
| 共 第 103 号 | 大津市北
小松地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線
によって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 15 分 03.5 秒 東経 135 度 58 分 37.6 秒
(イ)北緯 35 度 15 分 10.0 秒 東経 135 度 58 分 30.4 秒
(ウ)北緯 35 度 15 分 14.5 秒 東経 135 度 58 分 33.2 秒
(エ)北緯 35 度 15 分 11.4 秒 東経 135 度 58 分 43.7 秒 | 第 2 種 共
同 漁 業 権
(小 型 定
置 網 漁
業) | 1 月 1 日
から 12 月
31 日まで | 令 和 5 年
9 月 1 日
から 令 和
15 年 8 月
31 日まで | 団 体 漁 業 権 | 大津市のうち旧志
賀町の区域および
高島市鵜川、勝野 | 漁具は漁船の
航行に配慮し
設置するこ
と。 |
| 共 第 104 号 | 大津市南
比良地先 | 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖
岸線とによって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 12 分 53.0 秒 東経 135 度 56 分 28.1 秒
(イ)北緯 35 度 12 分 47.8 秒 東経 135 度 56 分 42.2 秒
(ウ)北緯 35 度 12 分 28.3 秒 東経 135 度 56 分 21.9 秒
(エ)北緯 35 度 12 分 41.9 秒 東経 135 度 56 分 15.5 秒 | 第 2 種 共
同 漁 業 権
(小 型 定
置 網 漁
業) | 1 月 1 日
から 12 月
31 日まで | 令 和 5 年
9 月 1 日
から 令 和
15 年 8 月
31 日まで | 団 体 漁 業 権 | 大津市のうち旧志
賀町の区域および
高島市鵜川、勝野 | 漁具は漁船の
航行に配慮し
設置するこ
と。 |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|-----------|----------|---|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|----------------|--------------------------|---------------------|
| 共 第 105 号 | 大津市八屋戸地先 | 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 11 分 16.1 秒東経 135 度 55 分 04.7 秒
(イ)北緯 35 度 11 分 13.2 秒東経 135 度 55 分 14.4 秒
(ウ)北緯 35 度 11 分 19.5 秒東経 135 度 55 分 16.7 秒
(エ)北緯 35 度 11 分 22.3 秒東経 135 度 55 分 07.4 秒 | 第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鵜川、勝野 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 |
| 共 第 106 号 | 大津市八屋戸地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 10 分 47.7 秒東経 135 度 55 分 17.4 秒
(イ)北緯 35 度 10 分 54.0 秒東経 135 度 55 分 02.7 秒
(ウ)北緯 35 度 10 分 58.6 秒東経 135 度 55 分 05.9 秒
(エ)北緯 35 度 10 分 56.7 秒東経 135 度 55 分 20.0 秒 | 第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鵜川、勝野 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|----------|-----------|--|-------------------------|-----------------------|------------------------------------|----------------|--------------------------|---------------------|
| 共 第 107号 | 大津市和邇北浜地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 10 分 28.3 秒東経 135 度 55 分 12.0 秒
(イ)北緯 35 度 10 分 32.1 秒東経 135 度 55 分 10.4 秒
(ウ)北緯 35 度 10 分 38.8 秒東経 135 度 55 分 27.0 秒
(エ)北緯 35 度 10 分 28.6 秒東経 135 度 55 分 29.7 秒 | 第 2 種共同漁業権
(小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鷺川、勝野 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 |
| 共 第 108号 | 大津市和邇北浜地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 10 分 07.5 秒東経 135 度 55 分 29.8 秒
(イ)北緯 35 度 10 分 12.4 秒東経 135 度 55 分 38.2 秒
(ウ)北緯 35 度 10 分 18.5 秒東経 135 度 55 分 32.2 秒
(エ)北緯 35 度 10 分 09.8 秒東経 135 度 55 分 24.5 秒 | 第 2 種共同漁業権
(小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鷺川、勝野 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|----------|-------------------|---|-------------------------------------|------------------------------|---|----------------|----------------------------------|---------------------------------|
| 共 第 109号 | 大津市和
邇中浜地
先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線
によって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 09 分 45.0 秒東経 135 度 55 分 37.4 秒
(イ)北緯 35 度 09 分 47.5 秒東経 135 度 55 分 34.8 秒
(ウ)北緯 35 度 10 分 00.3 秒東経 135 度 55 分 45.7 秒
(エ)北緯 35 度 09 分 52.1 秒東経 135 度 55 分 52.9 秒 | 第 2 種共
同漁業権
(小型定
置網漁
業) | 1 月 1 日
から 12 月
31 日まで | 令和 5 年
9 月 1 日
から令和
15 年 8 月
31 日まで | 団体漁業権 | 大津市のうち旧志
賀町の区域および
高島市鵜川、勝野 | 漁具は漁船の
航行に配慮し
設置するこ
と。 |
| 共 第 110号 | 大津市和
邇今宿地
先 | 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖
岸線とによって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 09 分 16.4 秒東経 135 度 56 分 06.5 秒
(イ)北緯 35 度 09 分 12.2 秒東経 135 度 56 分 19.8 秒
(ウ)北緯 35 度 09 分 04.3 秒東経 135 度 56 分 13.1 秒
(エ)北緯 35 度 09 分 14.0 秒東経 135 度 56 分 08.8 秒 | 第 2 種共
同漁業権
(小型定
置網漁
業) | 1 月 1 日
から 12 月
31 日まで | 令和 5 年
9 月 1 日
から令和
15 年 8 月
31 日まで | 団体漁業権 | 大津市のうち旧志
賀町の区域および
高島市鵜川、勝野 | 漁具は漁船の
航行に配慮し
設置するこ
と。 |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|----------|-------------------|---|-------------------------------------|------------------------------|---|----------------|----------------------------------|---|
| 共 第 111号 | 大津市和
邇今宿地
先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線
によって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 08 分 55.8 秒東経 135 度 56 分 09.5 秒
(イ)北緯 35 度 08 分 42.1 秒東経 135 度 56 分 06.8 秒
(ウ)北緯 35 度 08 分 49.8 秒東経 135 度 55 分 47.6 秒
(エ)北緯 35 度 09 分 02.3 秒東経 135 度 55 分 53.1 秒 | 第 2 種共
同漁業権
(小型定
置網漁
業) | 1 月 1 日
から 12 月
31 日まで | 令和 5 年
9 月 1 日
から令和
15 年 8 月
31 日まで | 団体漁業権 | 大津市のうち旧志
賀町の区域および
高島市鵜川、勝野 | 漁具は漁船の
航行に配慮し
設置するこ
と。
漁具の延長は
500 m 以内と
すること。 |
| 共 第 112号 | 大津市小
野地先 | 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖
岸線とによって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 08 分 44.5 秒東経 135 度 55 分 34.0 秒
(イ)北緯 35 度 08 分 39.1 秒東経 135 度 56 分 07.8 秒
(ウ)北緯 35 度 08 分 26.5 秒東経 135 度 56 分 04.6 秒
(エ)北緯 35 度 08 分 34.6 秒東経 135 度 55 分 33.1 秒 | 第 2 種共
同漁業権
(小型定
置網漁
業) | 1 月 1 日
から 12 月
31 日まで | 令和 5 年
9 月 1 日
から令和
15 年 8 月
31 日まで | 団体漁業権 | 大津市のうち旧志
賀町の区域および
高島市鵜川、勝野 | 漁具は漁船の
航行に配慮し
設置するこ
と。
漁具の延長は
500 m 以内と
すること。 |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|----------|---------|--|-----------------------|-----------------------|-------------------------------------|----------------|------------------------------------|--|
| 共 第 113号 | 大津市真野地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 08 分 15.7 秒 東経 135 度 55 分 44.9 秒
(イ)北緯 35 度 08 分 16.3 秒 東経 135 度 56 分 05.3 秒
(ウ)北緯 35 度 08 分 24.4 秒 東経 135 度 56 分 05.2 秒
(エ)北緯 35 度 08 分 20.9 秒 東経 135 度 55 分 44.9 秒 | 第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 大津市真野一丁目～六丁目、今堅田一丁目～三丁目、本堅田一丁目～六丁目 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は 500 m 以内とすること。 |
| 共 第 114号 | 大津市真野地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 07 分 58.3 秒 東経 135 度 55 分 49.2 秒
(イ)北緯 35 度 08 分 02.2 秒 東経 135 度 55 分 46.9 秒
(ウ)北緯 35 度 08 分 11.6 秒 東経 135 度 56 分 04.5 秒
(エ)北緯 35 度 08 分 04.1 秒 東経 135 度 56 分 08.5 秒 | 第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 大津市真野一丁目～六丁目、今堅田一丁目～三丁目、本堅田一丁目～六丁目 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は 500 m 以内とすること。 |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|----------|----------|---|-----------------------|-----------------------|-------------------------------------|----------------|---|--|
| 共 第 115号 | 大津市真野地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 07 分 44.5 秒東経 135 度 55 分 51.6 秒
(イ)北緯 35 度 07 分 50.0 秒東経 135 度 55 分 50.6 秒
(ウ)北緯 35 度 07 分 54.8 秒東経 135 度 56 分 12.4 秒
(エ)北緯 35 度 07 分 46.7 秒東経 135 度 56 分 14.0 秒 | 第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 大津市真野一丁目～六丁目、今堅田一丁目～三丁目、本堅田一丁目～六丁目 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は 500 m 以内とする。 |
| 共 第 116号 | 大津市柳が崎地先 | 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 01 分 51.0 秒東経 135 度 52 分 07.2 秒
(イ)北緯 35 度 01 分 55.7 秒東経 135 度 52 分 28.2 秒
(ウ)北緯 35 度 01 分 42.7 秒東経 135 度 52 分 27.2 秒
(エ)北緯 35 度 01 分 38.2 秒東経 135 度 52 分 09.4 秒 | 第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 大津市打出浜、島ノ関、浜大津一丁目～五丁目、浜町、三井寺町、観音寺、尾花川、茶が崎、錦織一丁目～三丁目、錦織町、際川一丁目～四丁目、唐崎一丁目～四丁目、下阪本一丁目～六丁目、比叡辻一丁目～二丁目、苗鹿一丁目～三丁目、雄琴一丁目～六丁目 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は 500 m 以内とする。 |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|-----------|-----------|---|-----------------------|-----------------------|-------------------------------------|----------------|-------------------------|--|
| 共 第 117 号 | 草津市北山田町地先 | 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 01 分 53.9 秒 東経 135 度 54 分 46.8 秒
(イ)北緯 35 度 01 分 51.0 秒 東経 135 度 54 分 32.7 秒
(ウ)北緯 35 度 01 分 58.9 秒 東経 135 度 53 分 54.9 秒
(エ)北緯 35 度 02 分 07.6 秒 東経 135 度 54 分 25.7 秒 | 第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から 令和 10 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 草津市北山田町 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は 500 m 以内とすること。 |
| 共 第 118 号 | 草津市志那町地先 | 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 03 分 13.6 秒 東経 135 度 55 分 21.9 秒
(イ)北緯 35 度 03 分 18.8 秒 東経 135 度 55 分 02.4 秒
(ウ)北緯 35 度 03 分 09.0 秒 東経 135 度 54 分 47.2 秒
(エ)北緯 35 度 02 分 53.0 秒 東経 135 度 54 分 43.5 秒 | 第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 草津市志那町、志那中町、下寺町、下物町、下笠町 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は 500 m 以内とすること。 |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|--------|---------------------------|---|-------------------------------------|------------------------------|---|----------------|---------------------------------|---|
| 共 119号 | 草津市下
寺町、志
那中町地
先 | 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

(ア)北緯 35 度 03 分 27.0 秒東経 135 度 55 分 38.9 秒
(イ)北緯 35 度 03 分 34.0 秒東経 135 度 55 分 25.4 秒
(ウ)北緯 35 度 03 分 52.1 秒東経 135 度 55 分 28.9 秒
(エ)北緯 35 度 04 分 02.1 秒東経 135 度 55 分 32.4 秒 | 第 2 種共
同漁業権
(小型定
置網漁
業) | 1 月 1 日
から 12 月
31 日まで | 令和 5 年
9 月 1 日
から令和
15 年 8 月
31 日まで | 団体漁業権 | 草津市志那町、志
那中町、下寺町、下
物町、下笠町 | 漁具は漁船の
航行に配慮し
設置するこ
と。
漁具の延長は
500 m 以内と
すること。 |
| 共 120号 | 草津市下
物町地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オおよびカの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

(ア)北緯 35 度 04 分 30.4 秒東経 135 度 55 分 54.0 秒
(イ)北緯 35 度 04 分 52.8 秒東経 135 度 55 分 54.1 秒
(ウ)北緯 35 度 05 分 01.8 秒東経 135 度 56 分 01.9 秒
(エ)北緯 35 度 04 分 56.6 秒東経 135 度 56 分 15.4 秒
(オ)北緯 35 度 04 分 42.4 秒東経 135 度 56 分 04.3 秒
(カ)北緯 35 度 04 分 31.4 秒東経 135 度 56 分 05.1 秒 | 第 2 種共
同漁業権
(小型定
置網漁
業) | 1 月 1 日
から 12 月
31 日まで | 令和 5 年
9 月 1 日
から令和
10 年 8 月
31 日まで | 団体漁業権 | 守山市赤野井町、
杉江町、山賀町 | 漁具は漁船の
航行に配慮し
設置するこ
と。
漁具の延長は
500 m 以内と
すること。 |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|----------|----------|---|-----------------------|-----------------------|-------------------------------------|----------------|------------------------|---|
| 共 第 121号 | 守山市水保町地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(ア)北緯 35 度 06 分 59.0 秒 東経 135 度 56 分 26.9 秒
(イ)北緯 35 度 07 分 00.8 秒 東経 135 度 56 分 02.3 秒
(ウ)北緯 35 度 07 分 13.2 秒 東経 135 度 56 分 08.7 秒
(エ)北緯 35 度 07 分 05.3 秒 東経 135 度 56 分 30.8 秒 | 第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 守山市木浜町、今浜町、水保町、川田町、小浜町 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は 500 m 以内とすること。 |
| 共 第 122号 | 守山市今浜町地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(ア)北緯 35 度 07 分 26.4 秒 東経 135 度 56 分 15.8 秒
(イ)北緯 35 度 07 分 50.6 秒 東経 135 度 56 分 33.6 秒
(ウ)北緯 35 度 08 分 10.1 秒 東経 135 度 57 分 05.5 秒
(エ)北緯 35 度 08 分 07.2 秒 東経 135 度 57 分 30.3 秒
(オ)北緯 35 度 07 分 49.2 秒 東経 135 度 57 分 28.2 秒
(カ)北緯 35 度 07 分 51.3 秒 東経 135 度 57 分 05.6 秒
(キ)北緯 35 度 07 分 18.8 秒 東経 135 度 56 分 31.7 秒 | 第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から 令和 10 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 守山市木浜町、今浜町、水保町、川田町、小浜町 | 小型定置網の統数は 4 統以内とすること。
漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は 500 m 以内とすること。 |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|-----------|---------|--|--------------------------|-----------------------|-------------------------------------|----------------|--------------|--|
| 共 第 123 号 | 野州市吉川地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 07 分 47.0 秒 東経 135 度 58 分 41.1 秒
(イ)北緯 35 度 08 分 03.7 秒 東経 135 度 58 分 16.9 秒
(ウ)北緯 35 度 08 分 10.2 秒 東経 135 度 58 分 22.8 秒
(エ)北緯 35 度 07 分 53.5 秒 東経 135 度 58 分 47.0 秒 | 第 2 種 共同漁業権
(小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 野州市吉川、守山市小浜町 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は 500 m 以内とすること。 |
| 共 第 124 号 | 野州市吉川地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 08 分 09.7 秒 東経 135 度 58 分 44.8 秒
(イ)北緯 35 度 08 分 22.8 秒 東経 135 度 58 分 22.1 秒
(ウ)北緯 35 度 08 分 29.9 秒 東経 135 度 58 分 26.7 秒
(エ)北緯 35 度 08 分 16.9 秒 東経 135 度 58 分 49.4 秒 | 第 2 種 共同漁業権
(小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 野州市吉川、守山市小浜町 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は 500 m 以内とすること。 |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|----------|---------|--|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|----------------|--------------|--|
| 共 第 125号 | 野洲市吉川地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 08 分 42.1 秒東経 135 度 58 分 36.7 秒
(イ)北緯 35 度 08 分 48.6 秒東経 135 度 58 分 42.8 秒
(ウ)北緯 35 度 08 分 33.6 秒東経 135 度 59 分 00.9 秒
(エ)北緯 35 度 08 分 27.2 秒東経 135 度 58 分 54.9 秒 | 第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 野洲市吉川、守山市小浜町 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は 500 m 以内とすること。 |
| 共 第 126号 | 野洲市吉川地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 08 分 41.9 秒東経 135 度 59 分 07.2 秒
(イ)北緯 35 度 08 分 44.0 秒東経 135 度 59 分 17.2 秒
(ウ)北緯 35 度 08 分 59.7 秒東経 135 度 59 分 12.0 秒
(エ)北緯 35 度 08 分 57.8 秒東経 135 度 58 分 53.6 秒 | 第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 野洲市吉川 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は 500 m 以内とすること。 |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|--------|-------------|--|-------------------------|-----------------------|-------------------------------------|----------------|------------------|--|
| 共 127号 | 野洲市吉川、菖蒲地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 08 分 40.1 秒東経 135 度 59 分 25.4 秒
(イ)北緯 35 度 09 分 00.1 秒東経 135 度 59 分 32.0 秒
(ウ)北緯 35 度 09 分 03.0 秒東経 135 度 59 分 55.6 秒
(エ)北緯 35 度 08 分 36.0 秒東経 135 度 59 分 46.9 秒 | 第 2 種共同漁業権
(小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 野洲市吉川、菖蒲、須原 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は 500 m 以内とすること。 |
| 共 128号 | 近江八幡市佐波江町地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 09 分 00.3 秒東経 136 度 01 分 58.8 秒
(イ)北緯 35 度 09 分 19.7 秒東経 136 度 02 分 00.9 秒
(ウ)北緯 35 度 09 分 20.3 秒東経 136 度 01 分 52.2 秒
(エ)北緯 35 度 09 分 00.9 秒東経 136 度 01 分 50.2 秒 | 第 2 種共同漁業権
(小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 近江八幡市のうち沖島町を除く区域 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は 500 m 以内とすること。 |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|----------|------------|---|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|----------------|----------|--|
| 共 第 129号 | 近江八幡市沖島町地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 10 分 20.9 秒東経 136 度 03 分 31.1 秒
(イ)北緯 35 度 10 分 12.5 秒東経 136 度 03 分 28.8 秒
(ウ)北緯 35 度 10 分 14.4 秒東経 136 度 03 分 06.4 秒
(エ)北緯 35 度 10 分 30.6 秒東経 136 度 03 分 11.5 秒 | 第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 近江八幡市沖島町 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は 500 m 以内とすること。 |
| 共 第 130号 | 近江八幡市白王町地先 | 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 11 分 56.3 秒東経 136 度 05 分 01.1 秒
(イ)北緯 35 度 12 分 04.3 秒東経 136 度 04 分 40.3 秒
(ウ)北緯 35 度 12 分 11.2 秒東経 136 度 04 分 45.4 秒
(エ)北緯 35 度 12 分 03.1 秒東経 136 度 05 分 03.9 秒 | 第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 近江八幡市沖島町 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は 500 m 以内とすること。 |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|----------|------------|---|----------------------|-----------------------|------------------------------------|----------------|----------|--|
| 共 第 131号 | 近江八幡市沖島町地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 12 分 23.6 秒東経 136 度 03 分 14.6 秒
(イ)北緯 35 度 12 分 21.5 秒東経 136 度 02 分 53.4 秒
(ウ)北緯 35 度 12 分 37.7 秒東経 136 度 02 分 54.0 秒
(エ)北緯 35 度 12 分 28.0 秒東経 136 度 03 分 14.6 秒 | 第 2 種共同漁業権 (小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 近江八幡市沖島町 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は 500 m 以内とすること。 |
| 共 第 132号 | 近江八幡市沖島町地先 | 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 12 分 38.8 秒東経 136 度 03 分 57.0 秒
(イ)北緯 35 度 12 分 55.2 秒東経 136 度 03 分 45.5 秒
(ウ)北緯 35 度 13 分 00.0 秒東経 136 度 04 分 06.0 秒
(エ)北緯 35 度 12 分 42.1 秒東経 136 度 04 分 06.0 秒 | 第 2 種共同漁業権 (小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 近江八幡市沖島町 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は 500 m 以内とすること。 |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|-----------|----------------------|--|-------------------------------------|------------------------------|---|----------------|---------------------|---|
| 共 第 133 号 | 東近江市
栗見新田
町地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線
によって囲まれた区域

(ア)北緯 35 度 12 分 21.0 秒東経 136 度 05 分 59.1 秒
(イ)北緯 35 度 12 分 35.7 秒東経 136 度 05 分 46.8 秒
(ウ)北緯 35 度 12 分 42.0 秒東経 136 度 05 分 57.8 秒
(エ)北緯 35 度 12 分 27.3 秒東経 136 度 06 分 10.1 秒 | 第 2 種共
同漁業権
(小型定
置網漁
業) | 1 月 1 日
から 12 月
31 日まで | 令和 5 年
9 月 1 日
から令和
15 年 8 月
31 日まで | 団体漁業権 | 東近江市のうち旧
能登川町の区域 | 漁具は漁船の
航行に配慮し
設置すること。

漁具の延長は
500 m 以内と
すること。 |
| 共 第 134 号 | 東近江市
栗見出在
家町地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線
によって囲まれた区域

(ア)北緯 35 度 12 分 51.1 秒東経 136 度 06 分 08.3 秒
(イ)北緯 35 度 12 分 44.4 秒東経 136 度 05 分 57.1 秒
(ウ)北緯 35 度 12 分 59.0 秒東経 136 度 05 分 44.3 秒
(エ)北緯 35 度 13 分 05.7 秒東経 136 度 05 分 55.5 秒 | 第 2 種共
同漁業権
(小型定
置網漁
業) | 1 月 1 日
から 12 月
31 日まで | 令和 5 年
9 月 1 日
から令和
15 年 8 月
31 日まで | 団体漁業権 | 東近江市のうち旧
能登川町の区域 | 漁具は漁船の
航行に配慮し
設置すること。

漁具の延長は
500 m 以内と
すること。 |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|----------|---------------------------|---|-----------------------|-----------------------|-------------------------------------|----------------|---------------|--|
| 共 第 135号 | 長浜市田村町、高橋町、下坂浜町、平方町、朝日町地先 | 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 21 分 17.5 秒 東経 136 度 16 分 39.9 秒
(イ)北緯 35 度 21 分 17.1 秒 東経 136 度 16 分 22.1 秒
(ウ)北緯 35 度 22 分 04.9 秒 東経 136 度 15 分 59.5 秒
(エ)北緯 35 度 22 分 23.8 秒 東経 136 度 16 分 05.3 秒 | 第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から 令和 10 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 長浜市のうち旧長浜市の区域 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は 500 m 以内とすること。 |
| 共 第 136号 | 長浜市公園町、南呉服町、祇園町、相撲町地先 | 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 22 分 39.1 秒 東経 136 度 15 分 34.3 秒
(イ)北緯 35 度 22 分 33.6 秒 東経 136 度 15 分 15.7 秒
(ウ)北緯 35 度 22 分 58.0 秒 東経 136 度 14 分 35.6 秒
(エ)北緯 35 度 23 分 14.2 秒 東経 136 度 14 分 37.3 秒 | 第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 長浜市のうち旧長浜市の区域 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は 500 m 以内とすること。 |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|----------|----------------------------|--|---|------------------------------|--|----------------|-------------------|---|
| 共 第 137号 | 長浜市南
浜町地先 | 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

(ア)北緯 35 度 23 分 13.0 秒東経 136 度 13 分 58.4 秒
(イ)北緯 35 度 22 分 53.6 秒東経 136 度 13 分 49.7 秒
(ウ)北緯 35 度 22 分 57.5 秒東経 136 度 13 分 29.9 秒
(エ)北緯 35 度 23 分 14.7 秒東経 136 度 13 分 36.6 秒 | 第 2 種 共
同 漁 業 権
(小 型 定
置 網 漁
業) | 1 月 1 日
から 12 月
31 日まで | 令和 5 年
9 月 1 日
から 令和
10 年 8 月
31 日まで | 団体漁業権 | 長浜市のうち旧び
わ町の区域 | 漁具は漁船の
航行に配慮し
設置するこ
と。
漁具の延長は
500 m 以内と
すること。 |
| 共 第 138号 | 長浜市八
木浜町、
下八木町
地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線
によって囲まれた区域

(ア)北緯 35 度 23 分 57.9 秒東経 136 度 12 分 23.6 秒
(イ)北緯 35 度 24 分 08.4 秒東経 136 度 12 分 13.7 秒
(ウ)北緯 35 度 24 分 18.6 秒東経 136 度 12 分 33.9 秒
(エ)北緯 35 度 24 分 10.1 秒東経 136 度 12 分 42.1 秒 | 第 2 種 共
同 漁 業 権
(小 型 定
置 網 漁
業) | 1 月 1 日
から 12 月
31 日まで | 令和 5 年
9 月 1 日
から 令和
15 年 8 月
31 日まで | 団体漁業権 | 長浜市のうち旧び
わ町の区域 | 漁具は漁船の
航行に配慮し
設置するこ
と。
漁具の延長は
500 m 以内と
すること。 |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|--------|--------------------|---|-------------------|----------------|------------------------|----------------|--|---|
| 共 139号 | 長浜市安養寺町、益田町地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯35度24分41.9秒東経136度11分16.7秒
(イ)北緯35度24分49.2秒東経136度11分12.1秒
(ウ)北緯35度25分00.3秒東経136度11分31.7秒
(エ)北緯35度24分52.9秒東経136度11分36.3秒 | 第2種共同漁業権(小型定置網漁業) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 団体漁業権 | 長浜市のうち旧びわ町の区域 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。 |
| 共 140号 | 長浜市湖北町海老江、湖北町延勝寺地先 | 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域
(ア)北緯35度25分23.0秒東経136度11分47.6秒
(イ)北緯35度25分19.4秒東経136度11分37.6秒
(ウ)北緯35度26分04.8秒東経136度11分15.2秒
(エ)北緯35度26分07.9秒東経136度11分42.7秒 | 第2種共同漁業権(小型定置網漁業) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 団体漁業権 | 長浜市のうち旧湖北町朝日地区(湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北町東尾上町、湖北町尾上)及び同市高月町西野、高月町片山 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。 |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|----------|--------------------|---|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|----------------|---|--|
| 共 第 141号 | 長浜市湖北町延勝寺、湖北町延勝寺地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 25 分 37.2 秒東経 136 度 10 分 36.2 秒
(イ)北緯 35 度 25 分 43.5 秒東経 136 度 10 分 58.7 秒
(ウ)北緯 35 度 25 分 34.1 秒東経 136 度 11 分 03.5 秒
(エ)北緯 35 度 25 分 27.8 秒東経 136 度 10 分 41.0 秒 | 第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 長浜市のうち旧湖北町朝日地区 (湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北町東尾上町、湖北町尾上) 及び同市高月町西野、高月町片山 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は 500 m 以内とすること。 |
| 共 第 142号 | 長浜市湖北町延勝寺、湖北町今西地先 | 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 26 分 07.9 秒東経 136 度 11 分 42.7 秒
(イ)北緯 35 度 26 分 06.6 秒東経 136 度 11 分 30.9 秒
(ウ)北緯 35 度 26 分 22.8 秒東経 136 度 11 分 15.1 秒
(エ)北緯 35 度 26 分 24.2 秒東経 136 度 11 分 26.9 秒 | 第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 長浜市のうち旧湖北町朝日地区 (湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北町東尾上町、湖北町尾上) 及び同市高月町西野、高月町片山 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|----------|------------|--|-----------------------|----------------|------------------------|----------------|---|---|
| 共 第 143号 | 長浜市湖北町尾上地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯35度26分46.9秒東経136度10分23.8秒
(イ)北緯35度26分55.3秒東経136度10分24.3秒
(ウ)北緯35度26分55.3秒東経136度10分48.1秒
(エ)北緯35度26分46.9秒東経136度10分47.6秒 | 第2種共同漁業権
(小型定置網漁業) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体漁業権 | 長浜市のうち旧湖北町朝日地区(湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北町東尾上町、湖北町尾上)及び同市高月町西野、高月町片山 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。 |
| 共 第 144号 | 長浜市湖北町尾上地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯35度27分19.7秒東経136度10分31.7秒
(イ)北緯35度27分29.4秒東経136度10分39.0秒
(ウ)北緯35度27分19.4秒東経136度10分59.4秒
(エ)北緯35度27分09.6秒東経136度10分52.1秒 | 第2種共同漁業権
(小型定置網漁業) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体漁業権 | 長浜市のうち旧湖北町朝日地区(湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北町東尾上町、湖北町尾上)及び同市高月町西野、高月町片山 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。 |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|-----------|-------------|---|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|----------------|---|--|
| 共 第 145 号 | 長浜市高月町片山地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 27 分 40.4 秒東経 136 度 11 分 23.6 秒
(イ)北緯 35 度 27 分 37.4 秒東経 136 度 11 分 00.1 秒
(ウ)北緯 35 度 27 分 48.7 秒東経 136 度 10 分 58.3 秒
(エ)北緯 35 度 27 分 51.7 秒東経 136 度 11 分 21.8 秒 | 第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 長浜市のうち旧湖北町朝日地区 (湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北町東尾上町、湖北町尾上) 及び同市高月町西野、高月町片山 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は 500 m 以内とすること。 |
| 共 第 146 号 | 長浜市西浅井町大浦地先 | 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 28 分 15.4 秒東経 136 度 06 分 38.4 秒
(イ)北緯 35 度 28 分 12.0 秒東経 136 度 06 分 53.7 秒
(ウ)北緯 35 度 28 分 18.3 秒東経 136 度 06 分 55.4 秒
(エ)北緯 35 度 28 分 21.7 秒東経 136 度 06 分 40.0 秒 | 第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 長浜市のうち旧西浅井町の区域及び同市木之本町大音、木之本町飯浦、木之本町山梨子、木之本町田居、木之本町北布施、木之本町赤尾 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|----------|---------------------|---|-------------------------|-----------------------|------------------------------------|----------------|---|--|
| 共 第 147号 | 長浜市西
浅井町大
浦地先 | 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 27 分 59.4 秒東経 136 度 06 分 25.5 秒
(イ)北緯 35 度 27 分 58.5 秒東経 136 度 06 分 31.0 秒
(ウ)北緯 35 度 27 分 50.7 秒東経 136 度 06 分 28.5 秒
(エ)北緯 35 度 27 分 51.3 秒東経 136 度 06 分 24.4 秒 | 第 2 種共同漁業権
(小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 長浜市のうち旧西浅井町の区域及び同市木之本町大音、木之本町飯浦、木之本町山梨子、木之本町田居、木之本町北布施、木之本町赤尾 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 |
| 共 第 148号 | 高島市マ
キノ町海
津地先 | 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 27 分 35.5 秒東経 136 度 04 分 30.9 秒
(イ)北緯 35 度 27 分 41.9 秒東経 136 度 04 分 29.8 秒
(ウ)北緯 35 度 27 分 41.0 秒東経 136 度 04 分 49.2 秒
(エ)北緯 35 度 27 分 34.6 秒東経 136 度 04 分 50.5 秒 | 第 2 種共同漁業権
(小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 高島市マキノ町海津、マキノ町西浜 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は 500 m 以内とする。 |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|----------|--------------------|---|-------------------|----------------|------------------------|----------------|------------------|---|
| 共 第 149号 | 高島市マキノ町海津、マキノ町西浜地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯35度27分23.8秒東経136度04分32.9秒
(イ)北緯35度27分19.5秒東経136度04分17.8秒
(ウ)北緯35度27分37.3秒東経136度04分08.2秒
(エ)北緯35度27分41.6秒東経136度04分23.2秒 | 第2種共同漁業権(小型定置網漁業) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 団体漁業権 | 高島市マキノ町海津、マキノ町西浜 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とする。 |
| 共 第 150号 | 高島市マキノ町知内地先 | 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域
(ア)北緯35度27分08.9秒東経136度03分34.9秒
(イ)北緯35度27分02.4秒東経136度03分57.3秒
(ウ)北緯35度26分56.7秒東経136度03分56.6秒
(エ)北緯35度27分02.6秒東経136度03分36.0秒 | 第2種共同漁業権(小型定置網漁業) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 団体漁業権 | 高島市マキノ町知内、マキノ町新保 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とする。 |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|----------|-------------|---|----------------------|-----------------------|-------------------------------------|----------------|--|---------------------|
| 共 第 151号 | 高島市マキノ町知内地先 | 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 26 分 52.3 秒東経 136 度 03 分 21.9 秒
(イ)北緯 35 度 26 分 41.3 秒東経 136 度 03 分 30.3 秒
(ウ)北緯 35 度 26 分 38.8 秒東経 136 度 03 分 25.2 秒
(エ)北緯 35 度 26 分 51.8 秒東経 136 度 03 分 15.3 秒 | 第 2 種共同漁業権 (小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 高島市マキノ町知内、マキノ町新保 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 |
| 共 第 152号 | 高島市新旭町饗庭地先 | 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域
(ア)北緯 35 度 22 分 58.6 秒東経 136 度 02 分 13.2 秒
(イ)北緯 35 度 22 分 55.1 秒東経 136 度 02 分 17.3 秒
(ウ)北緯 35 度 22 分 42.5 秒東経 136 度 02 分 15.4 秒
(エ)北緯 35 度 22 分 40.7 秒東経 136 度 02 分 29.2 秒 | 第 2 種共同漁業権 (小型定置網漁業) | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで | 団体漁業権 | 高島市新旭町饗庭、新旭町針江、新旭町深溝、新旭町安井川、新旭町旭、新旭町新庄 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|--------|--------------|--|-------------------|----------------|------------------------|----------------|------------------------------------|---------------------------------------|
| 共 153号 | 高島市安曇川町南船木地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯35度18分55.0秒東経136度03分58.0秒
(イ)北緯35度18分57.4秒東経136度04分11.5秒
(ウ)北緯35度18分39.9秒東経136度04分15.6秒
(エ)北緯35度18分36.9秒東経136度04分06.5秒 | 第2種共同漁業権(小型定置網漁業) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 団体漁業権 | 高島市安曇川町四津川、安曇川町下小川、安曇川町横江浜、安曇川町南船木 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。漁具の延長は500m以内とすること。 |
| 共 154号 | 高島市安曇川町横江浜地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯35度18分04.6秒東経136度03分10.8秒
(イ)北緯35度18分15.5秒東経136度02分48.7秒
(ウ)北緯35度18分34.5秒東経136度03分12.0秒
(エ)北緯35度18分17.2秒東経136度03分26.7秒 | 第2種共同漁業権(小型定置網漁業) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体漁業権 | 高島市安曇川町四津川、安曇川町下小川、安曇川町横江浜、安曇川町南船木 | 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。漁具の延長は500m以内とすること。 |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|--------|-----------------------|---|------------------------------------|----------------|------------------------|----------------|--------|-------------------------|
| 共第201号 | 米原市上多良、朝妻筑摩、飯、世継地先天野川 | 天野川筋、米原市上多良に設置された旧朝妻筑摩田用水取入口堰堤から下流同市朝妻筑摩にある朝妻橋までの区域 | 第2種共同漁業権（あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業） | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 団体漁業権 | 米原市上多良 | 操業期間中、20日に1日以上賃を撤去すること。 |
| 共第202号 | 長浜市南浜町地先姉川 | 姉川筋、長浜市南浜町地先美浜橋の下流50mから下流川尻までの区域 | 第2種共同漁業権（あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業、あゆ四手網漁業） | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 団体漁業権 | 長浜市南浜町 | 操業期間中、20日に1日以上賃を撤去すること。 |
| 共第203号 | 長浜市落合町地先高時川 | 高時川筋、長浜市落合町地先、落合橋の下流100mから下流70mまでの区域 | 第2種共同漁業権（あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業） | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 団体漁業権 | 長浜市落合町 | 操業期間中、20日に1日以上賃を撤去すること。 |

| 公示
番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の
種類 | 漁業
時期 | 存続期間 | 個別漁業権
又は団体漁
業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|----------------|------------------------|--|--|------------------------|--|------------------------|-------------------------------|-----------------------------|
| 共
第
204号 | 長浜市西浅
井町塩津浜
地先大川 | 大川筋、長浜市西浅井町塩津浜字
下河原地先に設置された田用水野
田湯堰から下流同市西浅井町塩津
浜地先野田橋までの区域 | 第2種共同漁業
権（あゆ、ます、
はす、うぐいやな
漁業） | 1月1日
から12月
31日まで | 令和5年
9月1日
から令和
15年8月
31日まで | 団体漁業権 | 長浜市西浅
井町塩津
浜、西浅井
町岩熊 | 操業期間中、20日に1日以
上贄を撤去すること。 |
| 共
第
205号 | 高島市マキ
ノ町知内地
先知内川 | 知内川筋、高島市マキノ町知内地
先、県道海津今津線の大川橋の上
流150mから下流川尻までの区域 | 第2種共同漁業
権（あゆ、ます、
はす、うぐいやな
漁業） | 1月1日
から12月
31日まで | 令和5年
9月1日
から令和
15年8月
31日まで | 団体漁業権 | 高島市マキ
ノ町知内 | 操業期間中、20日に1日以
上贄を撤去すること。 |
| 共
第
206号 | 高島市今津
町浜分地先
石田川 | 石田川筋、高島市今津町浜分地先、
浜分橋の下流77mから下流川尻
までの区域 | 第2種共同漁業
権（あゆ、ます、
はす、うぐいやな
漁業） | 1月1日
から12月
31日まで | 令和5年
9月1日
から令和
15年8月
31日まで | 団体漁業権 | 高島市今津
町浜分 | 操業期間中、20日に1日以
上贄を撤去すること。 |

| 公示
番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の
種類 | 漁業
時期 | 存続期間 | 個別漁業権
又は団体漁
業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|-----------|---|--|--|------------------------|--|------------------------|----------------|---|
| 共
207号 | 高島市安曇
川町北船木
地先安曇川
(北流) | 安曇川(北流)筋、高島市安曇川町
北船木地先、北川橋の上流 300m
から下流川尻までの区域 | 第2種共同漁業
権(あゆ、ます、
はす、うぐいやな
漁業、あゆ四手網
漁業) | 1月1日
から12月
31日まで | 令和5年
9月1日
から令和
15年8月
31日まで | 団体漁業権 | 高島市安曇
川町北船木 | 操業期間中、20日に1日以
上養を撤去すること。毎年4
月1日から6月30日までの
間にコアユ30,000尾以上を
やなの上流へ放流するこ
と。 |
| 共
208号 | 高島市安曇
川町北船木、
安曇川町南
船木地先安
曇川(南流) | 安曇川(南流)筋、高島市安曇川町
北船木地先、本庄橋の上流 550m
から下流川尻までの区域 | 第2種共同漁業
権(あゆ、ます、
はす、うぐいやな
漁業、あゆ四手網
漁業) | 1月1日
から12月
31日まで | 令和5年
9月1日
から令和
15年8月
31日まで | 団体漁業権 | 高島市安曇
川町北船木 | 操業期間中、20日に1日以
上養を撤去すること。毎年4
月1日から6月30日までの
間にコアユ70,000尾以上を
やなの上流へ放流するこ
と。 |

| 公示
番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の
種類 | 漁業
時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は
団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|----------------|--------------------------|--|------------------------------------|------------------------|--------------------------------|--------------------|---------------------------------|----|
| 共
第
501号 | 草津市志那
町地先(平
湖、柳平湖) | 草津市志那町地先にある平湖、柳
平湖一円 | 第5種共同漁業権
(こい、ふな、もろ
こその他雑魚漁業) | 1月1日
から12月
31日まで | 令和5年9月1
日から令和15年
8月31日まで | 団体漁業権 | 草津市志那町、志
那中町、下寺町、
下物町、下笠町 | |
| 共
第
502号 | 近江八幡市
牧町地先(北
沢沼) | 近江八幡市牧町地先にある通称北
沢沼一円および同沼から琵琶湖に
通ずる井堰までの水路 | 第5種共同漁業権
(こい、ふな、もろ
こその他雑魚漁業) | 1月1日
から12月
31日まで | 令和5年9月1
日から令和15年
8月31日まで | 団体漁業権 | 近江八幡市牧町 | |
| 共
第
503号 | 米原市朝妻
筑摩地先(蓮
池) | 米原市朝妻筑摩字横霞地先にある
通称蓮池一円 | 第5種共同漁業権
(こい、ふな、もろ
こその他雑魚漁業) | 1月1日
から12月
31日まで | 令和5年9月1
日から令和15年
8月31日まで | 団体漁業権 | 米原市朝妻筑摩 | |

(1) 区画漁業権

ア 公示番号および免許の内容となるべき事項

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|------|------------------------|--|---------------------|----------------|------------------------|----------------|--------------------------|---|
| 区第1号 | 大津市本堅田、今堅田地先
(堅田内湖) | 大津市本堅田、今堅田地先にある堅田内湖一円。ただし、下記区域および都市計画道路3.4.51号堅田駅前線、同3.4.53号今堅田真野線、同3.4.1号浜大津和邇線と重複する区域は除く。
除外区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域および、次のオ、カ、キ、ク、ケ、コ、ク、シ、ス、セ、ソおよびオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯35度06分56.3秒東経135度55分16.2秒
(イ)北緯35度06分56.2秒東経135度55分16.6秒
(ウ)北緯35度06分55.9秒東経135度55分16.6秒
(エ)北緯35度06分55.8秒東経135度55分16.1秒
(オ)北緯35度06分56.7秒東経135度55分15.4秒
(カ)北緯35度06分55.9秒東経135度55分15.7秒
(キ)北緯35度06分55.7秒東経135度55分15.7秒
(ク)北緯35度06分54.6秒東経135度55分15.6秒
(ケ)北緯35度06分54.6秒東経135度55分15.4秒
(コ)北緯35度06分54.7秒東経135度55分15.0秒
(サ)北緯35度06分55.0秒東経135度55分14.4秒
(シ)北緯35度06分55.5秒東経135度55分13.2秒
(ス)北緯35度06分55.6秒東経135度55分13.2秒
(セ)北緯35度06分56.6秒東経135度55分13.9秒
(ソ)北緯35度06分56.1秒東経135度55分15.0秒 | 第1種区画漁業権
(真珠養殖業) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 団体漁業権 | 大津市本堅田一丁目～六丁目、今堅田一丁目～三丁目 | 漁場の使用面積は19,000㎡以内とするこ
と。
漁場内に適当な船通しを設
け、漁船の航
行に配慮し設
置すること。 |

| 公示
番号 | 漁場の位
置 | 漁場の区域 | 漁業の
種類 | 漁業
時期 | 存続期間 | 個別漁業権
又は団体漁
業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|----------|----------------------------|---|-----------------------------|------------------------|--|------------------------|---------------------------|--|
| 区第2
号 | 草津市志
那町地先
(平湖) | 次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を順次に結んだ線
とアの東方の湖岸線によって囲まれた区域
(ア)北緯35度02分59.3秒東経135度55分14.0秒
(イ)北緯35度02分56.9秒東経135度55分15.7秒
(ウ)北緯35度02分56.1秒東経135度55分22.3秒
(エ)北緯35度02分57.4秒東経135度55分24.0秒
(オ)北緯35度02分57.7秒東経135度55分23.9秒 | 第1種区
画漁業権
(真珠養
殖業) | 1月1日
から12月
31日まで | 令和5年
9月1日
から令和
15年8月
31日まで | 個別漁業権 | 草津市志那町 | 漁場内に適当
な船通しを設
け、漁船の航
行に配慮し設
置すること。 |
| 区第3
号 | 守山市山
賀町地先
(赤野井
湾) | 次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を順次に結んだ線
によって囲まれた区域
(ア)北緯35度04分34.5秒東経135度56分33.1秒
(イ)北緯35度04分32.6秒東経135度56分31.3秒
(ウ)北緯35度04分34.5秒東経135度56分28.2秒
(エ)北緯35度04分36.4秒東経135度56分29.9秒 | 第1種区
画漁業権
(真珠養
殖業) | 1月1日
から12月
31日まで | 令和5年
9月1日
から令和
15年8月
31日まで | 個別漁業権 | 守山市杉江町、山
賀町、草津市下物
町 | - |

| 公示
番号 | 漁場の位
置 | 漁場の区域 | 漁業の
種類 | 漁業
時期 | 存続期間 | 個別漁業権
又は団体漁
業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|----------|----------------------------|--|-----------------------------|------------------------|--|------------------------|---------------------------|----|
| 区第4
号 | 守山市山
賀町地先
(赤野井
湾) | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線
によって囲まれた区域
(ア)北緯35度04分34.9秒東経135度56分43.7秒
(イ)北緯35度04分32.2秒東経135度56分41.4秒
(ウ)北緯35度04分35.1秒東経135度56分36.6秒
(エ)北緯35度04分37.7秒東経135度56分38.9秒 | 第1種区
画漁業権
(真珠養
殖業) | 1月1日
から12月
31日まで | 令和5年
9月1日
から令和
15年8月
31日まで | 個別漁業権 | 守山市杉江町、山
賀町、草津市下物
町 | - |
| 区第5
号 | 守山市山
賀町地先
(赤野井
湾) | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線
によって囲まれた区域
(ア)北緯35度04分45.0秒東経135度56分41.3秒
(イ)北緯35度04分46.3秒東経135度56分37.7秒
(ウ)北緯35度04分49.3秒東経135度56分39.2秒
(エ)北緯35度04分48.0秒東経135度56分42.8秒 | 第1種区
画漁業権
(真珠養
殖業) | 1月1日
から12月
31日まで | 令和5年
9月1日
から令和
15年8月
31日まで | 個別漁業権 | 守山市杉江町、山
賀町、草津市下物
町 | - |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|------|----------------------|--|-----------------|----------------|------------------------|----------------|-----------------|----|
| 区第6号 | 守山市木浜町地先(木浜埋立地にある水路) | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯35度05分41.0秒東経135度56分48.7秒
(イ)北緯35度05分38.5秒東経135度56分48.0秒
(ウ)北緯35度05分37.5秒東経135度56分51.3秒
(エ)北緯35度05分38.4秒東経135度56分51.7秒
(オ)北緯35度05分38.1秒東経135度56分52.4秒
(カ)北緯35度05分40.0秒東経135度56分53.3秒 | 第1種区画漁業権(真珠養殖業) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別漁業権 | 守山市木浜町 | - |
| 区第7号 | 近江八幡市円山町地先(西の湖) | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯35度09分34.2秒東経136度06分30.1秒
(イ)北緯35度09分31.6秒東経136度06分27.8秒
(ウ)北緯35度09分32.5秒東経136度06分26.2秒
(エ)北緯35度09分35.1秒東経136度06分28.5秒 | 第1種区画漁業権(真珠養殖業) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別漁業権 | 近江八幡市円山町、安土町下豊浦 | - |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|------|--------------------|--|-----------------|----------------|------------------------|----------------|-------------|----|
| 区第8号 | 近江八幡市安土町常楽寺地先(西の湖) | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯35度09分29.2秒東経136度06分38.3秒
(イ)北緯35度09分27.1秒東経136度06分41.5秒
(ウ)北緯35度09分24.3秒東経136度06分38.8秒
(エ)北緯35度09分26.4秒東経136度06分35.6秒 | 第1種区画漁業権(真珠養殖業) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別漁業権 | 近江八幡市安土町下豊浦 | — |
| 区第9号 | 近江八幡市安土町常楽寺地先(西の湖) | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯35度09分27.1秒東経136度06分41.5秒
(イ)北緯35度09分26.1秒東経136度06分43.2秒
(ウ)北緯35度09分23.3秒東経136度06分40.5秒
(エ)北緯35度09分24.3秒東経136度06分38.8秒 | 第1種区画漁業権(真珠養殖業) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別漁業権 | 近江八幡市安土町常楽寺 | — |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------|-------------------|--|-----------------|----------------|------------------------|----------------|-------------|----|
| 区第10号 | 近江八幡市安土町常楽寺地先(西湖) | 次のア、イ、ウ、エ、オおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯35度09分42.6秒東経136度06分33.3秒
(イ)北緯35度09分42.5秒東経136度06分37.7秒
(ウ)北緯35度09分35.3秒東経136度06分37.8秒
(エ)北緯35度09分36.0秒東経136度06分34.5秒
(オ)北緯35度09分37.2秒東経136度06分33.5秒 | 第1種区画漁業権(真珠養殖業) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別漁業権 | 近江八幡市安土町下豊浦 | — |
| 区第11号 | 近江八幡市安土町常楽寺地先(西湖) | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯35度09分41.9秒東経136度06分38.4秒
(イ)北緯35度09分41.3秒東経136度06分41.8秒
(ウ)北緯35度09分34.2秒東経136度06分41.4秒
(エ)北緯35度09分35.2秒東経136度06分38.3秒 | 第1種区画漁業権(真珠養殖業) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別漁業権 | 近江八幡市安土町下豊浦 | — |

| 公示
番号 | 漁場の位
置 | 漁場の区域 | 漁業の
種類 | 漁業
時期 | 存続期間 | 個別漁業権
又は団体漁
業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|----------------|--------------------------------------|--|--|------------------------|--|------------------------|--------|--|
| 区
第
201号 | 草津市志
那町地先
(平湖) | 次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を順次に結んだ線
とアの東方の湖岸線によって囲まれた区域

(ア)北緯35度02分59.3秒東経135度55分14.0秒
(イ)北緯35度02分56.9秒東経135度55分15.7秒
(ウ)北緯35度02分56.1秒東経135度55分22.3秒
(エ)北緯35度02分57.4秒東経135度55分24.0秒
(オ)北緯35度02分57.7秒東経135度55分23.9秒 | 第1種区
画漁業権
(簡易垂
下式真珠
母貝養殖
業) | 1月1日
から12月
31日まで | 令和5年
9月1日
から令和
10年8月
31日まで | 個別漁業権 | 草津市志那町 | 漁場内に適当
な船通しを設
け、漁船の航
行に配慮し設
置すること。 |
| 区
第
202号 | 守山市木
浜町地先
(木浜埋
立地にあ
る水路) | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カおよびアの各点を順次に
結んだ線によって囲まれた区域

(ア)北緯35度05分41.0秒東経135度56分48.7秒
(イ)北緯35度05分38.5秒東経135度56分48.0秒
(ウ)北緯35度05分37.5秒東経135度56分51.3秒
(エ)北緯35度05分38.4秒東経135度56分51.7秒
(オ)北緯35度05分38.1秒東経135度56分52.4秒
(カ)北緯35度05分40.0秒東経135度56分53.3秒 | 第1種区
画漁業権
(簡易垂
下式真珠
母貝養殖
業) | 1月1日
から12月
31日まで | 令和5年
9月1日
から令和
10年8月
31日まで | 個別漁業権 | 守山市木浜町 | — |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|--------|-------------------|--|------------------------|----------------|------------------------|----------------|-------------|----|
| 区第203号 | 近江八幡市安土町常楽寺地先(西湖) | 次のア、イ、ウ、エ、オおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯35度09分42.6秒東経136度06分33.3秒
(イ)北緯35度09分42.5秒東経136度06分37.7秒
(ウ)北緯35度09分35.3秒東経136度06分37.8秒
(エ)北緯35度09分36.0秒東経136度06分34.5秒
(オ)北緯35度09分37.2秒東経136度06分33.5秒 | 第1種区画漁業権(簡易垂下式真珠母貝養殖業) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 個別漁業権 | 近江八幡市安土町下豊浦 | - |
| 区第204号 | 近江八幡市安土町常楽寺地先(西湖) | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯35度09分41.9秒東経136度06分38.4秒
(イ)北緯35度09分41.3秒東経136度06分41.8秒
(ウ)北緯35度09分34.2秒東経136度06分41.4秒
(エ)北緯35度09分35.2秒東経136度06分38.3秒 | 第1種区画漁業権(簡易垂下式真珠母貝養殖業) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 個別漁業権 | 近江八幡市安土町下豊浦 | - |

| 公示
番号 | 漁場の位
置 | 漁場の区域 | 漁業の
種類 | 漁業
時期 | 存続期間 | 個別漁業権
又は団体漁
業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|------------------|--------------------|--|------------------------------------|------------------------|--|------------------------|----------|----|
| 区 第
1301
号 | 近江八幡
市沖島町
地先 | 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線
によって囲まれた区域

(ア)北緯35度11分33.4秒東経136度05分25.4秒
(イ)北緯35度11分34.8秒東経136度05分23.5秒
(ウ)北緯35度11分32.4秒東経136度05分20.8秒
(エ)北緯35度11分31.0秒東経136度05分22.7秒 | 第1種区
画漁業権
(小割式
魚類養殖
業) | 1月1日
から12月
31日まで | 令和5年
9月1日
から令和
10年8月
31日まで | 団体漁業権 | 近江八幡市沖島町 | — |
| 区 第
1302
号 | 近江八幡
市沖島町
地先 | 次のアとイとを結んだ線以北のかまくど湾一円

(ア)北緯35度11分53.3秒東経136度05分14.6秒
(イ)北緯35度11分46.1秒東経136度05分24.0秒 | 第1種区
画漁業権
(小割式
魚類養殖
業) | 1月1日
から12月
31日まで | 令和5年
9月1日
から令和
10年8月
31日まで | 団体漁業権 | 近江八幡市沖島町 | — |

| 公示番号 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業時期 | 存続期間 | 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 関係地区 | 条件 |
|---------|-------------|--|--------------------|----------------|------------------------|----------------|------------------|----------------------------|
| 区第1303号 | 長浜市西浅井町菅浦地先 | 次のアとイを結んだ線とこれより東側の湖岸線によって囲まれた奥出湾
(ア)北緯35度29分03.0秒東経136度07分54.1秒
(イ)北緯35度28分38.7秒東経136度07分29.2秒 | 第1種区画漁業権(小割式魚類養殖業) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体漁業権 | 長浜市西浅井町菅浦、西浅井町大浦 | 漁場の使用面積は7,000㎡以内とするこ
と。 |
| 区第1304号 | 長浜市西浅井町菅浦地先 | 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
(ア)北緯35度28分15.8秒東経136度07分22.4秒
(イ)北緯35度28分20.5秒東経136度07分24.1秒
(ウ)北緯35度28分19.6秒東経136度07分27.5秒
(エ)北緯35度28分15.0秒東経136度07分25.8秒 | 第1種区画漁業権(小割式魚類養殖業) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体漁業権 | 長浜市西浅井町菅浦、西浅井町大浦 | 漁場の使用面積は1,000㎡以内とするこ
と。 |

2 保全沿岸漁場に関する事項

該当なし

3 漁業の免許予定日

令和5年9月1日

4 3に係る申請期間

令和5年5月23日から同年7月31日まで

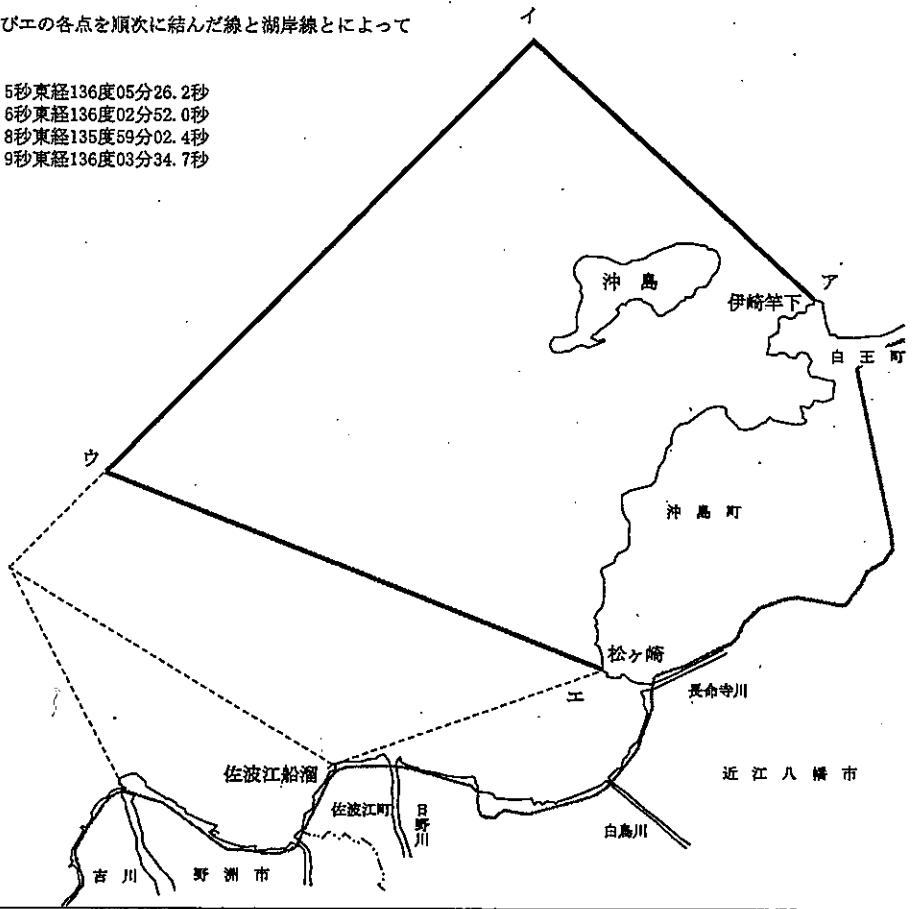
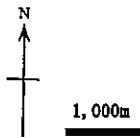
5 類似漁業権以外の漁業権

共第117号、共第120号、共第122号、共第135号、共第136号、共第138号、共第141号、共第143号、共第144号

第1種共同漁業権（しじみ、いけちょう貝、からす貝、たにし漁業）漁場図

免許番号 共第1号
 漁場の位置 近江八幡市地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

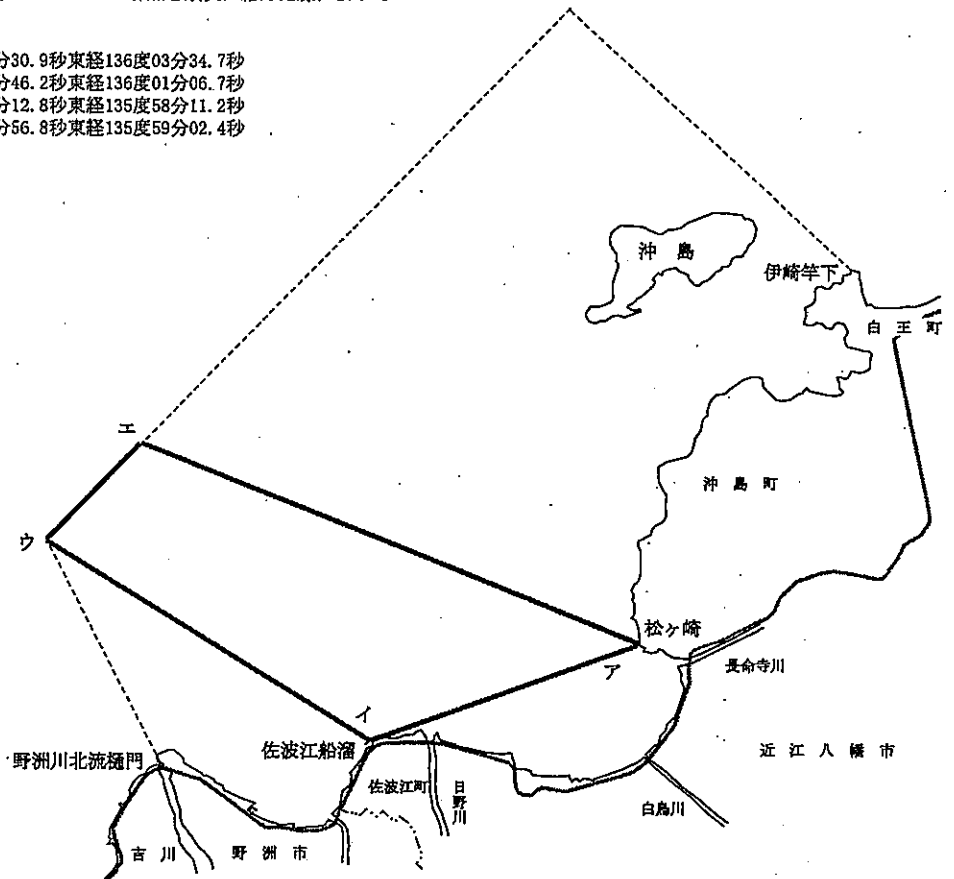
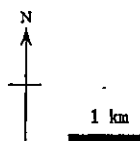
- ア 北緯35度12分19.5秒東経136度05分26.2秒
- イ 北緯35度14分13.6秒東経136度02分52.0秒
- ウ 北緯35度10分56.8秒東経135度59分02.4秒
- エ 北緯35度09分30.9秒東経136度03分34.7秒



第1種共同漁業権（しじみ、いけちょう貝、からす貝、たにし漁業）漁場図

免許番号 共第2号
 漁場の位置 近江八幡市、野洲市地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

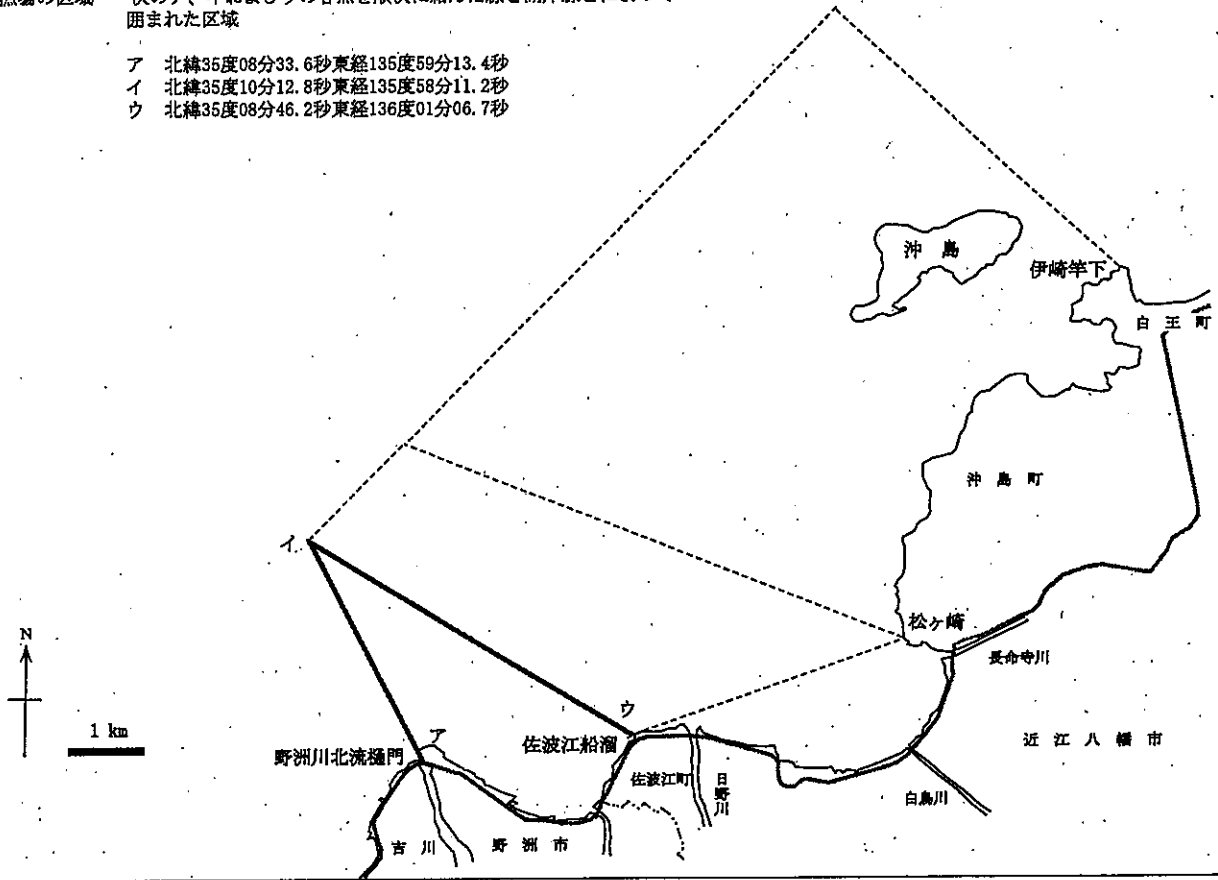
- ア 北緯35度09分30.9秒東経136度03分34.7秒
- イ 北緯35度08分46.2秒東経136度01分06.7秒
- ウ 北緯35度10分12.8秒東経135度58分11.2秒
- エ 北緯35度10分56.8秒東経135度59分02.4秒



第1種共同漁業権（しじみ、いけちょう貝、からす貝、たにし漁業）漁場図

免許番号 共第3号
 漁場の位置 近江八幡市、野洲市地先
 漁場の区域 次のア、イおよびウの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

- ア 北緯35度08分33.6秒東経135度59分13.4秒
- イ 北緯35度10分12.8秒東経135度58分11.2秒
- ウ 北緯35度08分46.2秒東経136度01分06.7秒

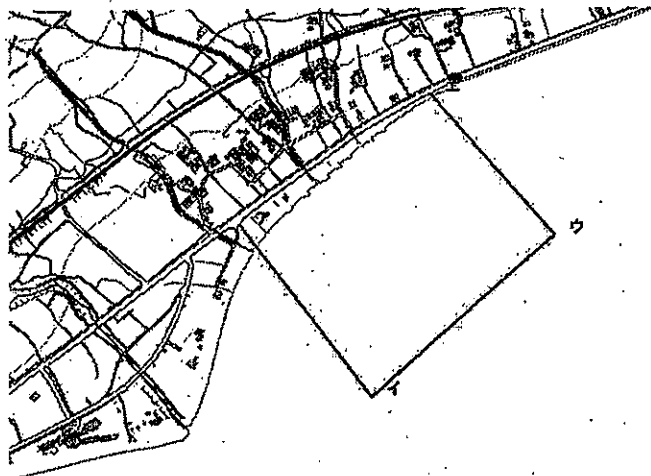


第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

免許番号 共第101号
 漁場の位置 高島市鶴川地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

- ア 北緯35度16分04.4秒 東経135度59分40.5秒
- イ 北緯35度16分53.9秒 東経135度59分50.5秒
- ウ 北緯35度16分03.8秒 東経136度00分04.2秒
- エ 北緯35度16分12.5秒 東経135度59分54.9秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



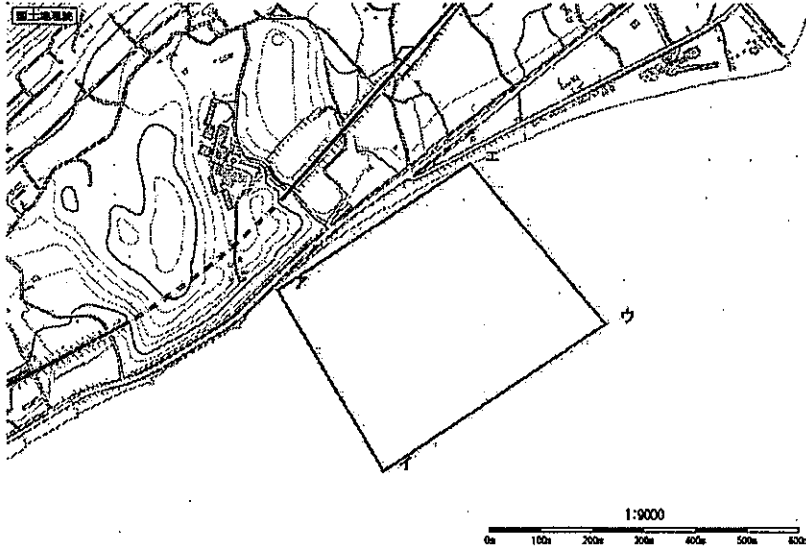
測量法に基づく国土院院長承認（複製）R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土院院長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第102号
 漁場の位置 大津市北小松地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度15分37.4秒 東経135度58分57.8秒
 イ 北緯35度15分26.2秒 東経135度59分05.7秒
 ウ 北緯35度15分35.3秒 東経135度59分22.5秒
 エ 北緯35度15分45.3秒 東経135度59分12.3秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



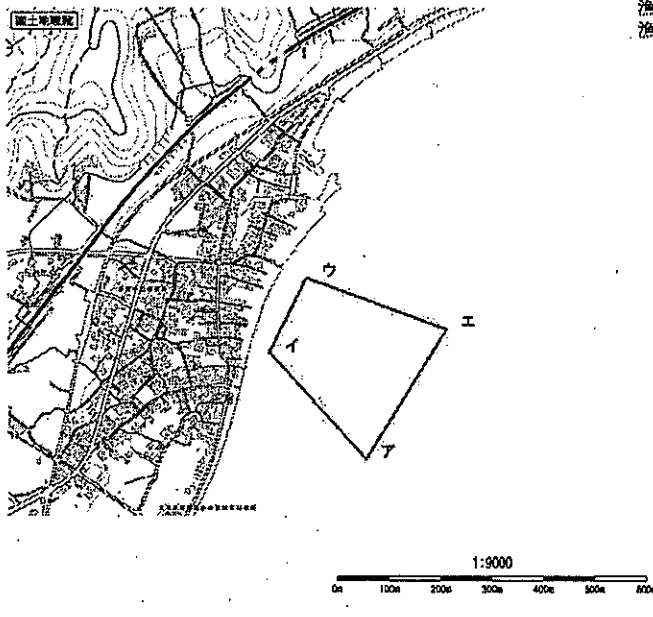
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

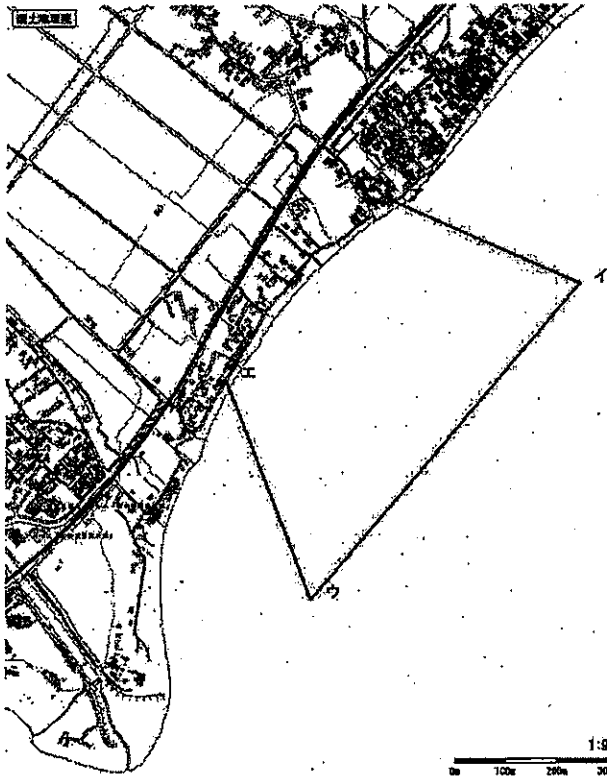
免許番号 共第103号
 漁場の位置 大津市北小松地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度15分03.5秒 東経135度58分37.6秒
 イ 北緯35度15分10.0秒 東経135度58分30.4秒
 ウ 北緯35度15分14.5秒 東経135度58分33.2秒
 エ 北緯35度15分11.4秒 東経135度58分43.7秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第104号

漁場の位置 大津市南比良地先

漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度12分53.0秒 東経135度56分28.1秒

イ 北緯35度12分47.8秒 東経135度56分42.2秒

ウ 北緯35度12分28.3秒 東経135度56分21.9秒

エ 北緯35度12分41.9秒 東経135度56分15.5秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。

測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第105号

漁場の位置 大津市八屋戸地先

漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

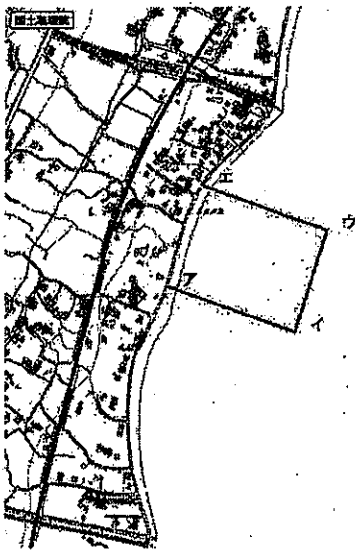
ア 北緯35度11分16.1秒 東経135度55分04.7秒

イ 北緯35度11分13.2秒 東経135度55分14.4秒

ウ 北緯35度11分19.5秒 東経135度55分16.7秒

エ 北緯35度11分22.3秒 東経135度55分07.4秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



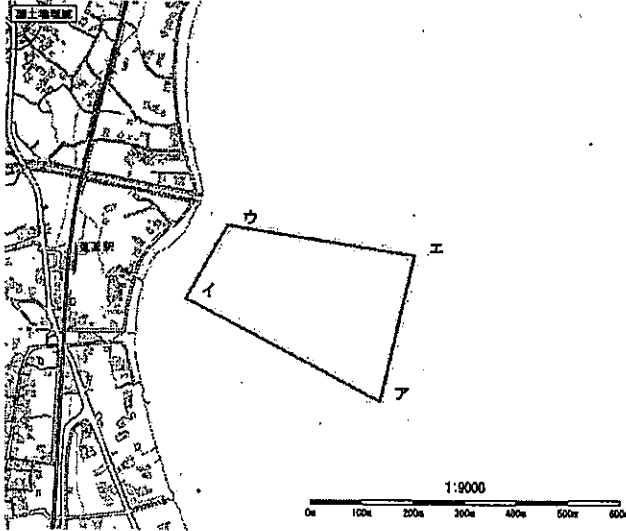
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第106号
 漁場の位置 大津市八屋戸地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度10分47.7秒 東経135度55分17.4秒
 イ 北緯35度10分54.0秒 東経135度55分02.7秒
 ウ 北緯35度10分58.6秒 東経135度55分05.9秒
 エ 北緯35度10分56.7秒 東経135度55分20.0秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



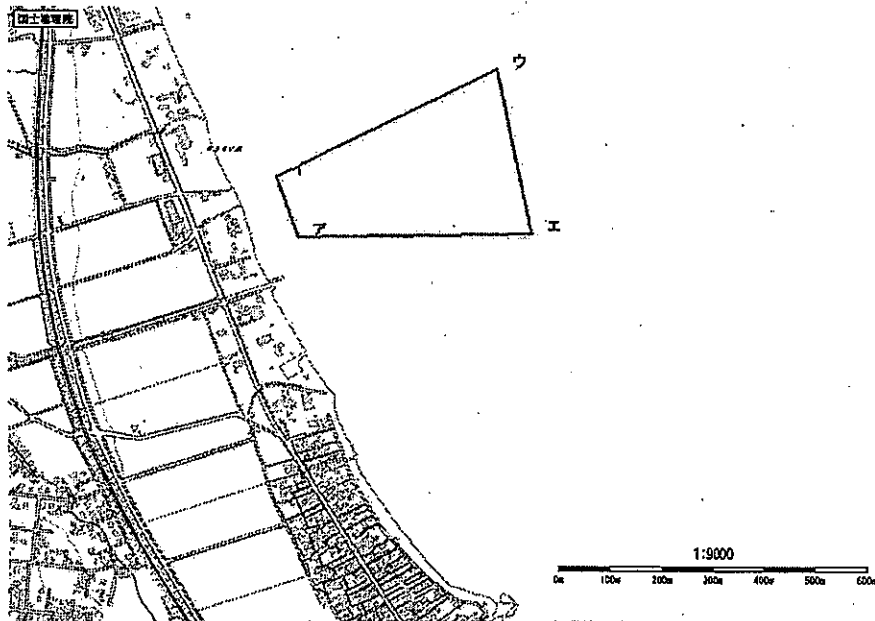
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第107号
 漁場の位置 大津市和邇北浜地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度10分28.3秒 東経135度55分12.0秒
 イ 北緯35度10分32.1秒 東経135度55分10.4秒
 ウ 北緯35度10分38.8秒 東経135度55分27.0秒
 エ 北緯35度10分28.6秒 東経135度55分29.7秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



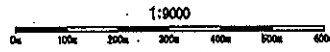
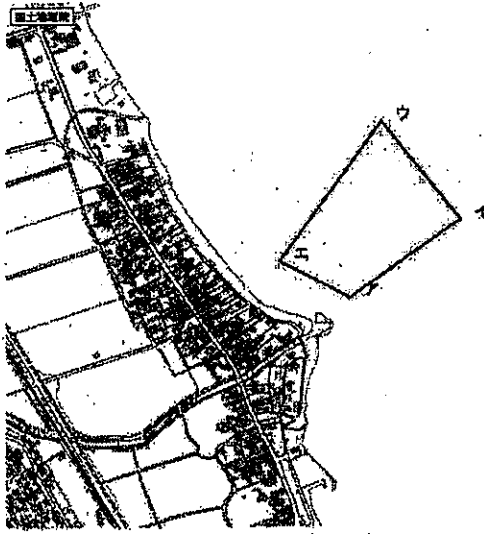
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第108号
 漁場の位置 大津市和邇北浜地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度10分07.5秒 東経135度55分29.8秒
 イ 北緯35度10分12.4秒 東経135度55分38.2秒
 ウ 北緯35度10分18.5秒 東経135度55分32.2秒
 エ 北緯35度10分09.8秒 東経135度55分24.5秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



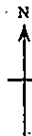
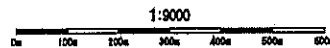
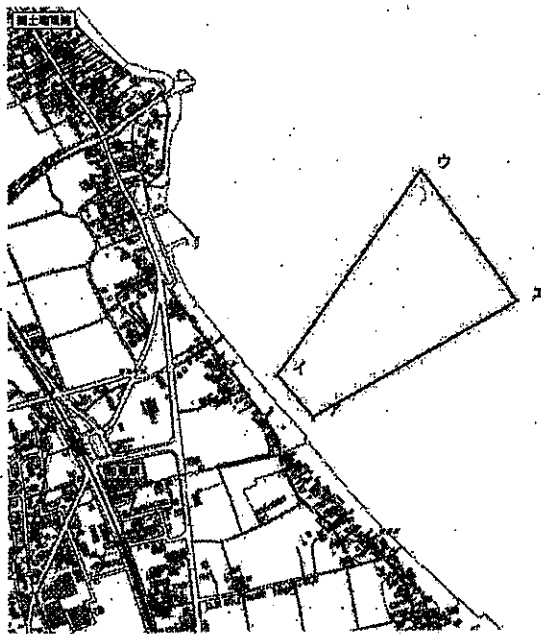
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHr 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第109号
 漁場の位置 大津市和邇中浜地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度09分45.0秒 東経135度55分37.4秒
 イ 北緯35度09分47.5秒 東経135度55分34.8秒
 ウ 北緯35度10分00.3秒 東経135度55分45.7秒
 エ 北緯35度09分52.1秒 東経135度55分52.9秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



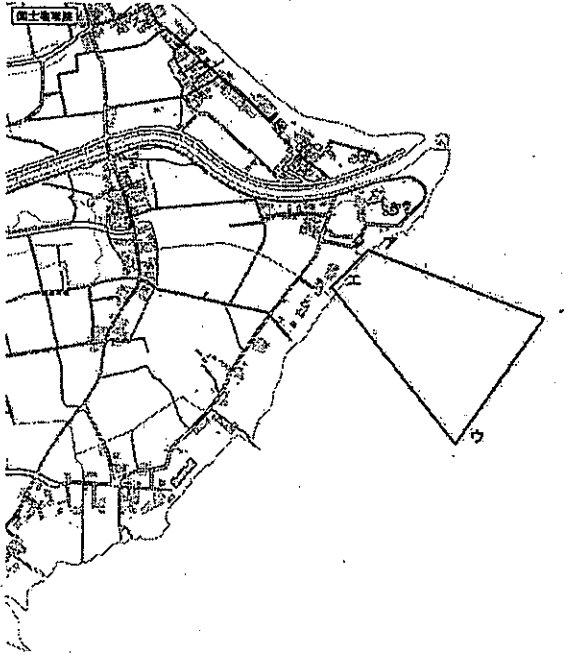
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHr 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第110号
 漁場の位置 大津市和運今宿地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

- ア 北緯35度09分16.4秒 東経135度56分06.5秒
- イ 北緯35度09分12.2秒 東経135度56分19.8秒
- ウ 北緯35度09分04.3秒 東経135度56分13.1秒
- エ 北緯35度09分14.0秒 東経135度56分03.8秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



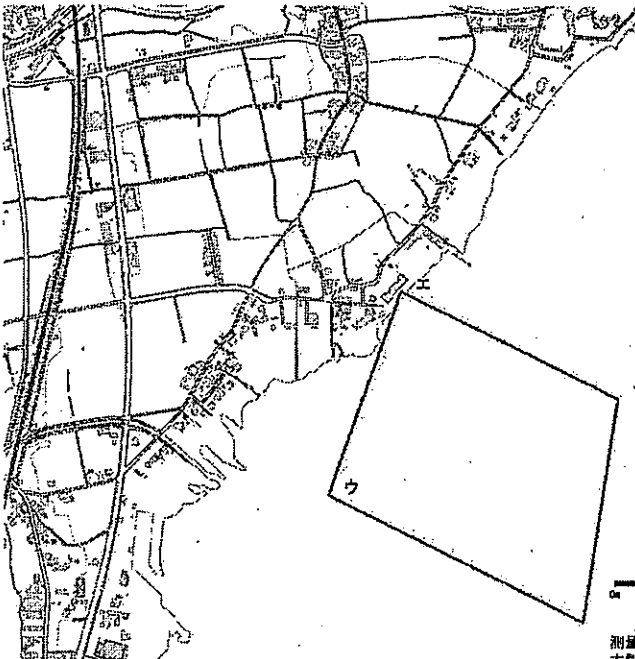
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHC 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第111号
 漁場の位置 大津市和運今宿地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯35度08分55.8秒 東経135度56分09.5秒
- イ 北緯35度08分42.1秒 東経135度56分06.8秒
- ウ 北緯35度08分49.8秒 東経135度55分47.6秒
- エ 北緯35度09分02.3秒 東経135度55分53.1秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。漁具の延長は500m以内とすること。



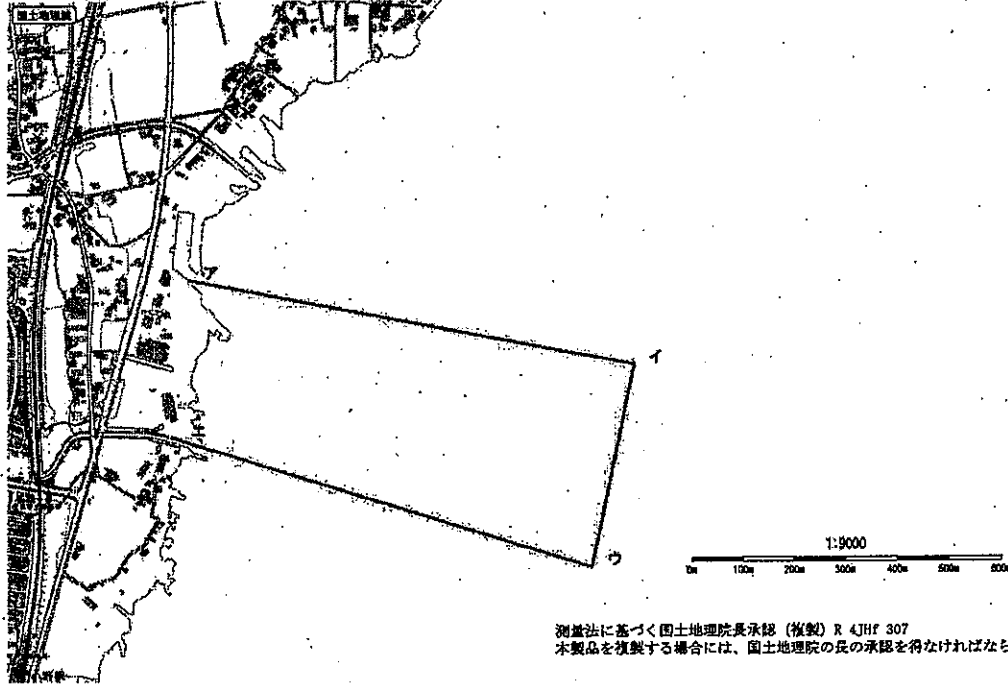
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHC 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第112号
 漁場の位置 大津市小野地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度08分44.6秒 東経135度55分34.0秒
 イ 北緯35度08分39.1秒 東経135度56分07.8秒
 ウ 北緯35度08分26.5秒 東経135度56分04.6秒
 エ 北緯35度08分34.6秒 東経135度55分33.1秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。漁具の延長は500m以内とすること。

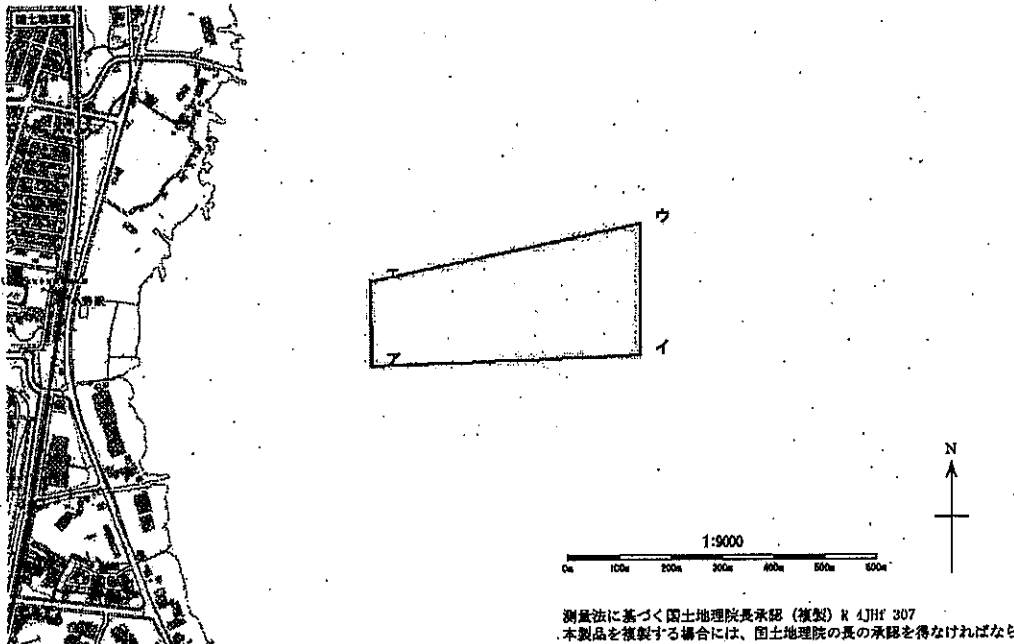


第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第113号
 漁場の位置 大津市真野地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度08分15.7秒 東経135度55分44.9秒
 イ 北緯35度08分16.3秒 東経135度56分05.3秒
 ウ 北緯35度08分24.4秒 東経135度56分05.2秒
 エ 北緯35度08分20.9秒 東経135度55分44.9秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。漁具の延長は500m以内とすること。

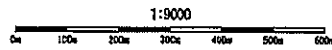
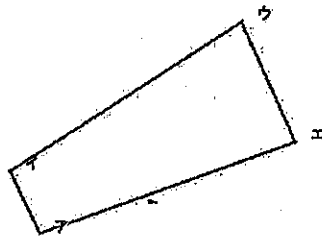
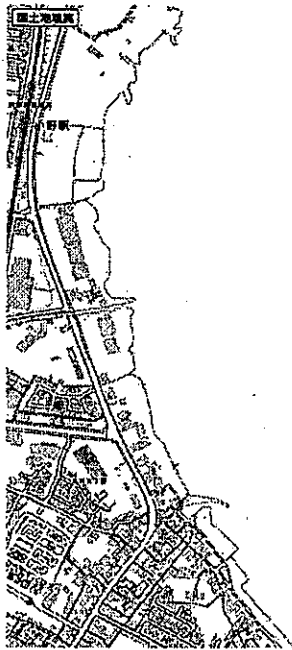


第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

免許番号 共第114号
漁場の位置 大津市真野地先
漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度07分58.3秒 東経135度55分49.2秒
イ 北緯35度08分02.2秒 東経135度55分46.9秒
ウ 北緯35度08分11.6秒 東経135度56分04.5秒
エ 北緯35度08分04.1秒 東経135度56分08.5秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。漁具の延長は500m以内とすること。



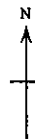
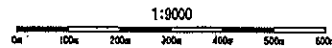
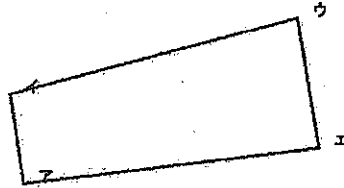
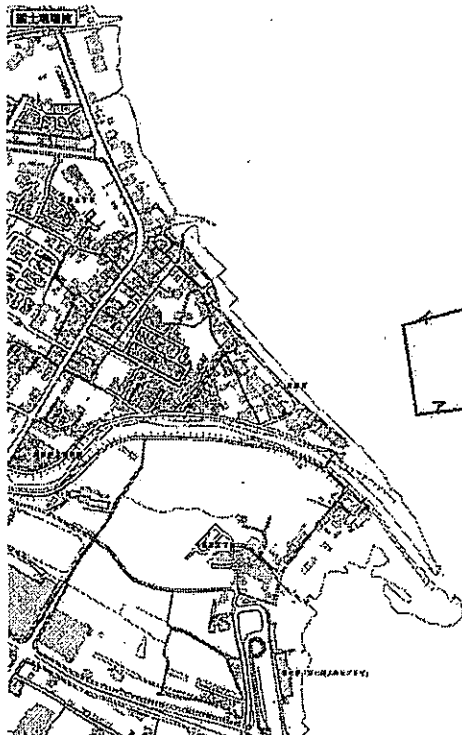
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

免許番号 共第115号
漁場の位置 大津市真野地先
漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度07分44.5秒 東経135度55分51.6秒
イ 北緯35度07分50.0秒 東経135度55分50.6秒
ウ 北緯35度07分54.8秒 東経135度56分12.4秒
エ 北緯35度07分46.7秒 東経135度56分14.0秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

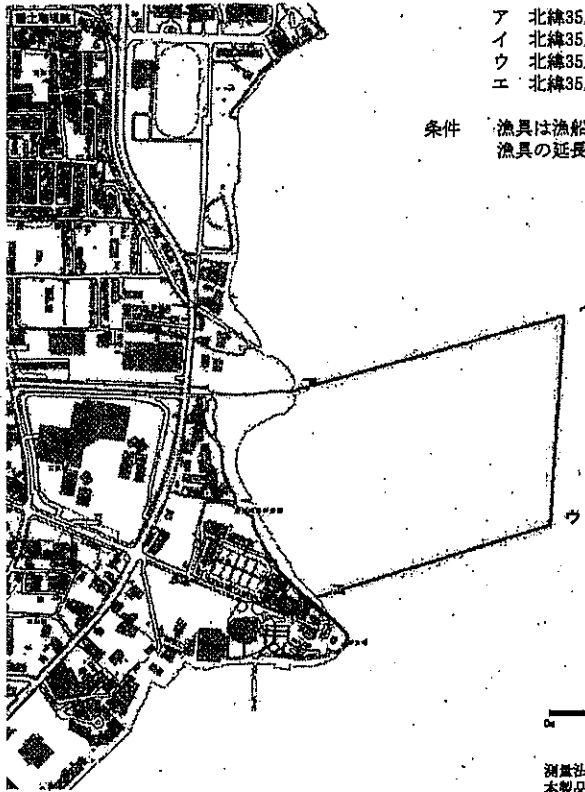
免許番号 共第116号

漁場の位置 大津市柳が崎地先

漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度01分51.0秒 東経135度52分07.2秒
 イ 北緯35度01分55.7秒 東経135度52分28.2秒
 ウ 北緯35度01分42.7秒 東経135度52分27.2秒
 エ 北緯35度01分38.2秒 東経135度52分09.4秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

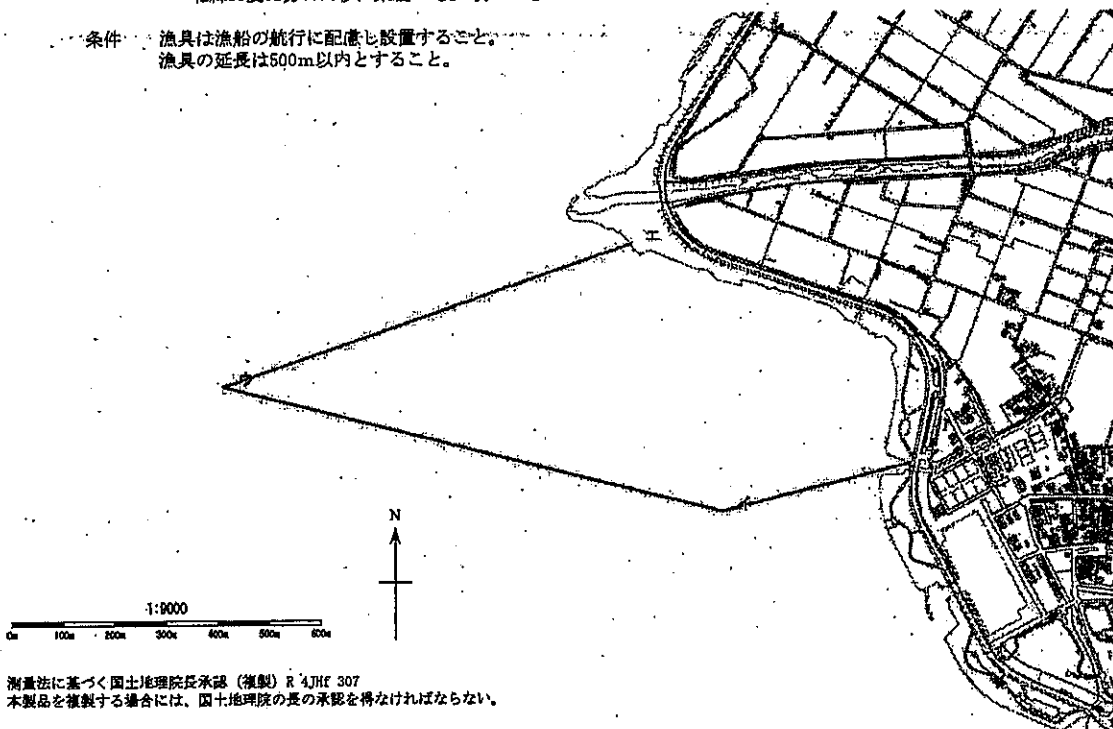
免許番号 共第117号

漁場の位置 草津市北山田町地先

漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度01分53.9秒 東経135度54分46.8秒
 イ 北緯35度01分51.0秒 東経135度54分32.7秒
 ウ 北緯35度01分58.9秒 東経135度53分54.9秒
 エ 北緯35度02分07.6秒 東経135度54分25.7秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



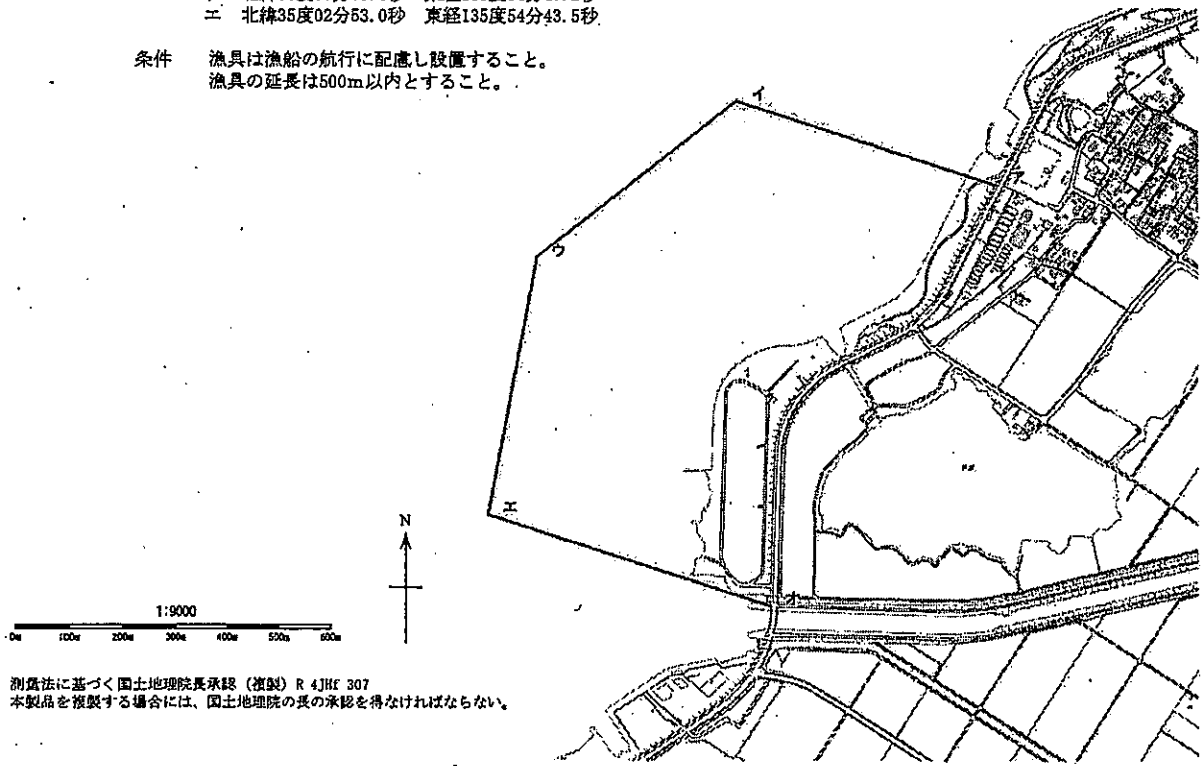
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

免許番号 共第118号
漁場の位置 草津市志那町地先
漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度03分13.6秒 東経135度55分21.9秒
イ 北緯35度03分18.8秒 東経135度55分02.4秒
ウ 北緯35度03分09.0秒 東経135度54分47.2秒
エ 北緯35度02分53.0秒 東経135度54分43.5秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



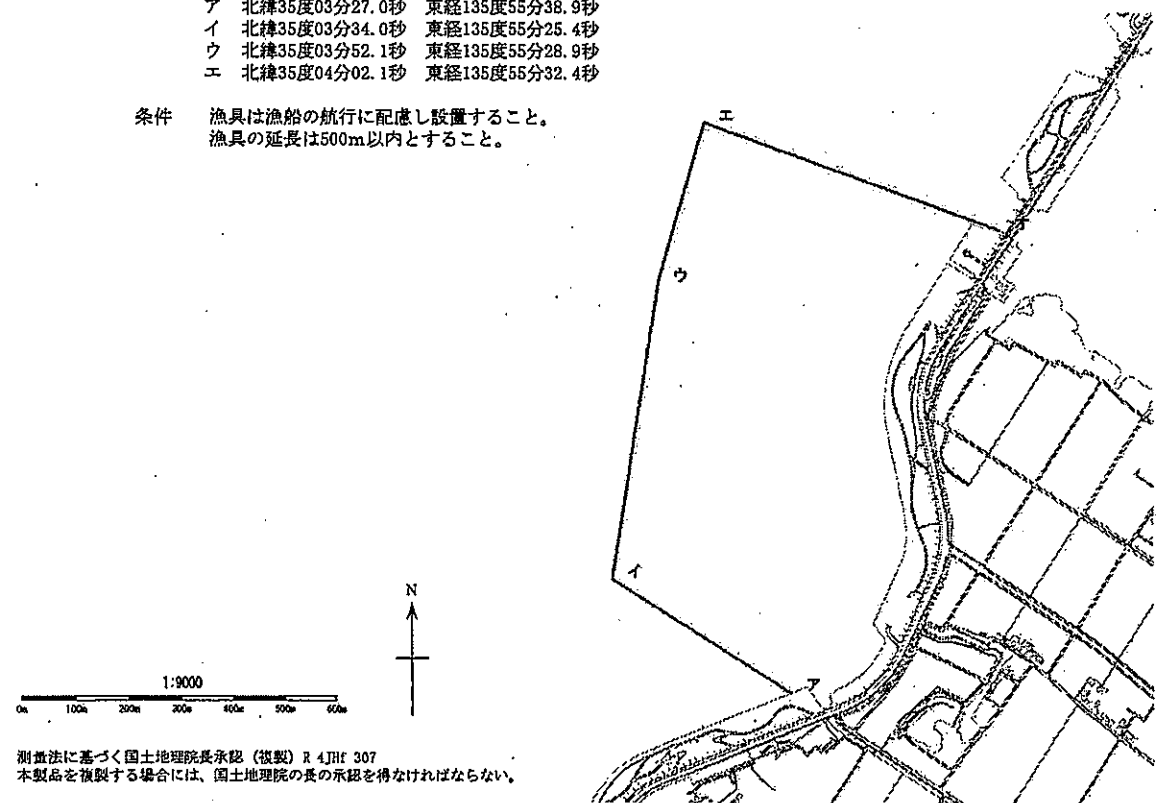
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHf 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

免許番号 共第119号
漁場の位置 草津市下寺町、志那中町地先
漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度03分27.0秒 東経135度55分38.9秒
イ 北緯35度03分34.0秒 東経135度55分25.4秒
ウ 北緯35度03分52.1秒 東経135度55分28.9秒
エ 北緯35度04分02.1秒 東経135度55分32.4秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



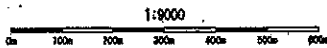
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHf 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

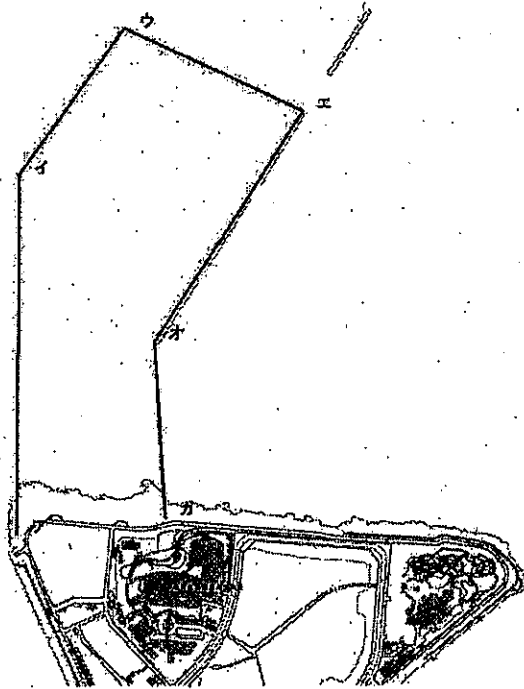
免許番号 共第120号
 漁場の位置 草津市下物町地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オおよびカの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度04分30.4秒 東経135度55分54.0秒
 イ 北緯35度04分52.8秒 東経135度56分54.1秒
 ウ 北緯35度05分01.8秒 東経135度56分01.9秒
 エ 北緯35度04分56.6秒 東経135度56分15.4秒
 オ 北緯35度04分42.4秒 東経135度56分04.3秒
 カ 北緯35度04分31.4秒 東経135度56分05.1秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHC 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

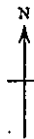
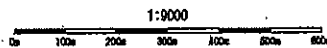


第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

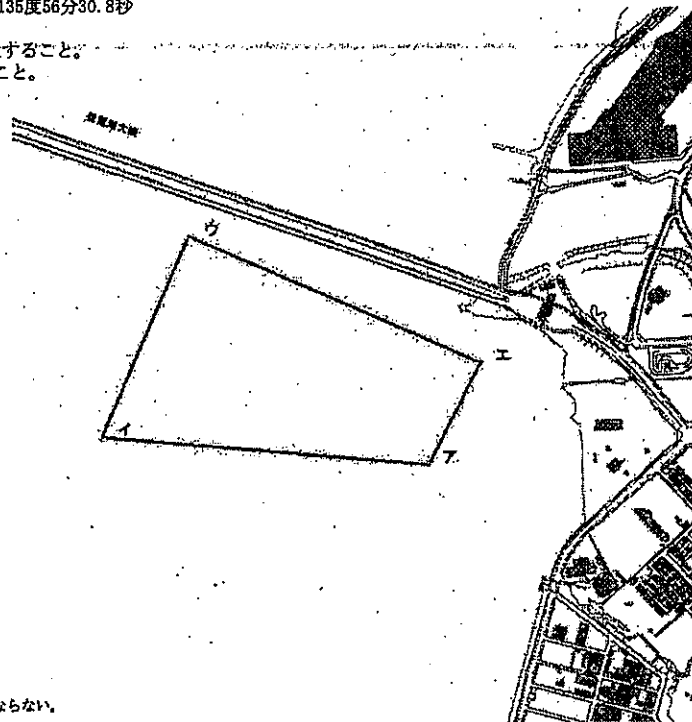
免許番号 共第121号
 漁場の位置 守山市水保町地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度06分59.0秒 東経135度56分26.9秒
 イ 北緯35度07分00.8秒 東経135度56分02.3秒
 ウ 北緯35度07分13.2秒 東経135度56分08.7秒
 エ 北緯35度07分05.3秒 東経135度56分30.8秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHC 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

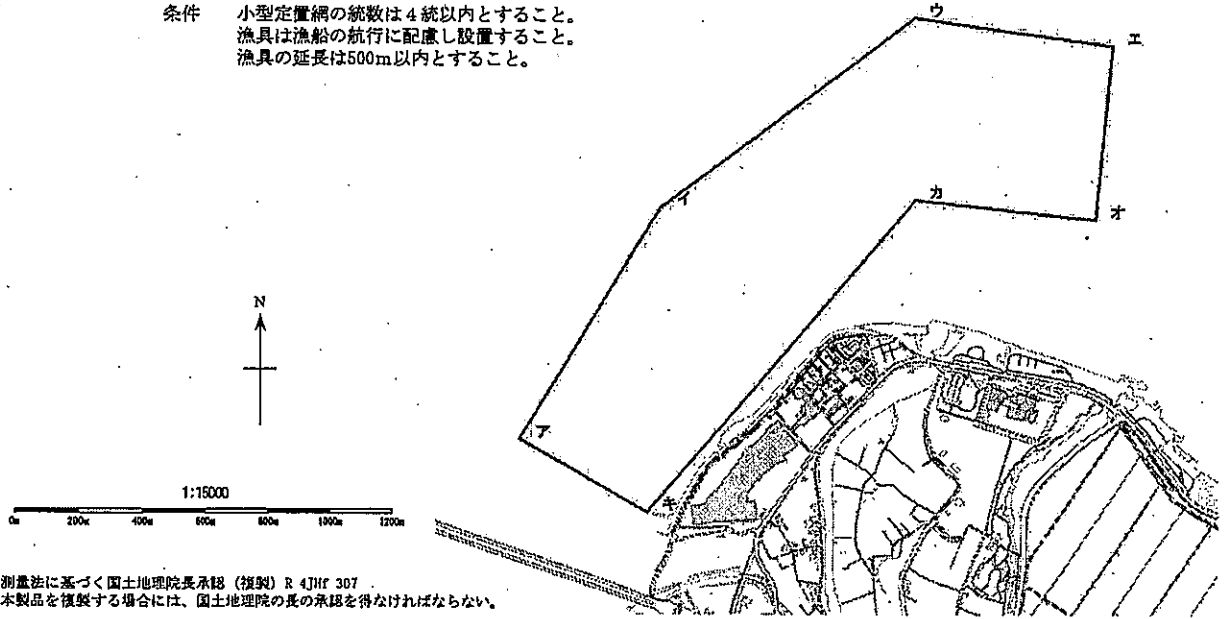
免許番号 共第122号

漁場の位置 守山市今浜町地先

漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

| | | |
|---|---------------|----------------|
| ア | 北緯35度07分26.4秒 | 東経135度56分15.8秒 |
| イ | 北緯35度07分50.6秒 | 東経135度56分33.6秒 |
| ウ | 北緯35度08分10.1秒 | 東経135度57分05.5秒 |
| エ | 北緯35度08分07.2秒 | 東経135度57分30.3秒 |
| オ | 北緯35度07分49.2秒 | 東経135度57分28.2秒 |
| カ | 北緯35度07分51.3秒 | 東経135度57分05.6秒 |
| キ | 北緯35度07分18.8秒 | 東経135度56分31.7秒 |

条件 小型定置網の統数は4統以内とすること。
漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

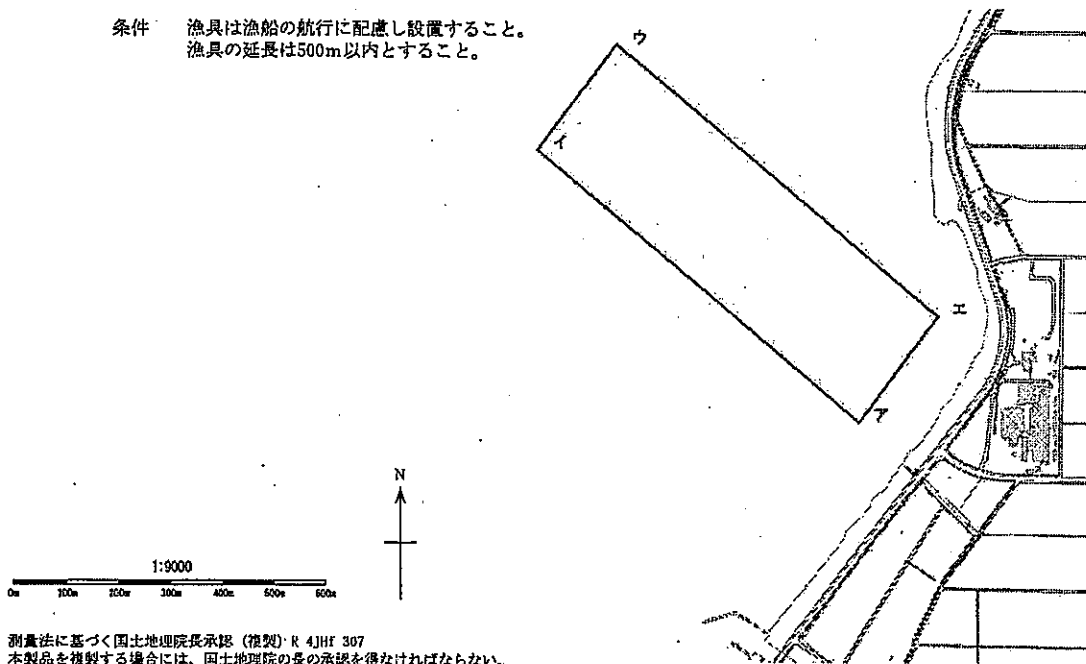
免許番号 共第123号

漁場の位置 野洲市吉川地先

漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

| | | |
|---|---------------|----------------|
| ア | 北緯35度07分47.0秒 | 東経135度58分41.1秒 |
| イ | 北緯35度08分03.7秒 | 東経135度58分16.9秒 |
| ウ | 北緯35度08分10.2秒 | 東経135度58分22.8秒 |
| エ | 北緯35度07分53.5秒 | 東経135度58分47.0秒 |

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



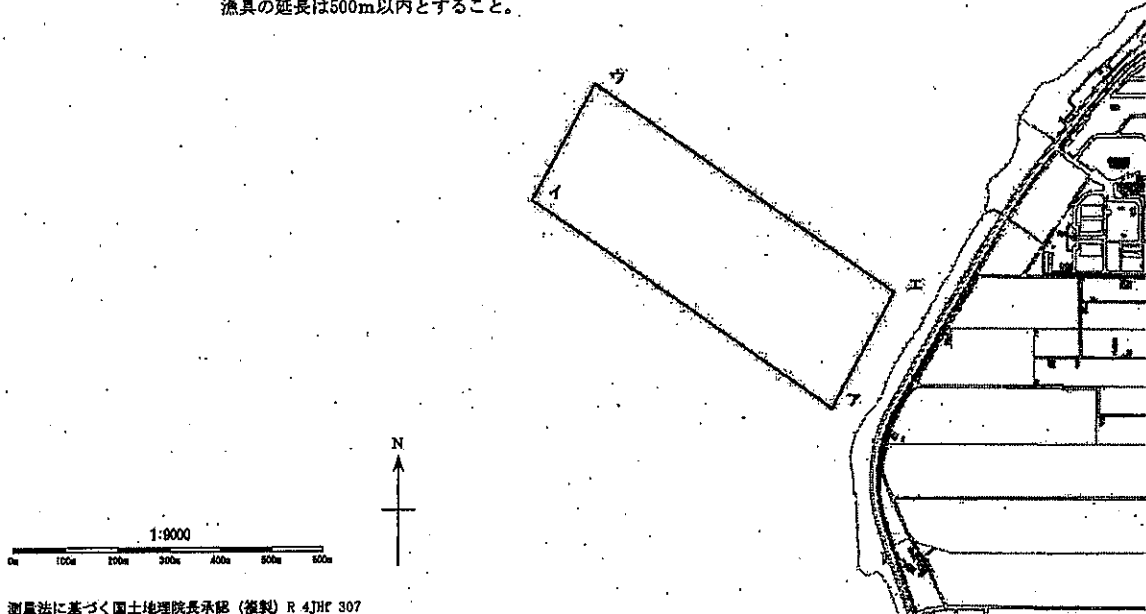
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第124号
 漁場の位置 野洲市吉川地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度08分09.7秒 東経135度58分44.8秒
 イ 北緯35度08分22.8秒 東経135度58分22.1秒
 ウ 北緯35度08分29.9秒 東経135度58分26.7秒
 エ 北緯35度08分16.9秒 東経135度58分49.4秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



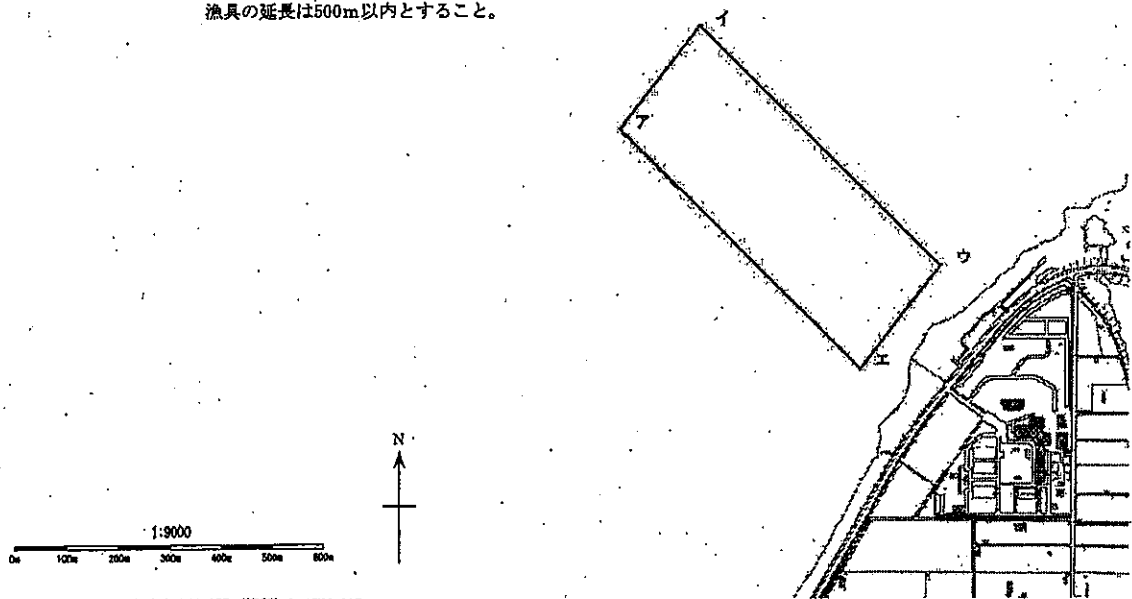
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第125号
 漁場の位置 野洲市吉川地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度08分42.1秒 東経135度58分36.7秒
 イ 北緯35度08分48.6秒 東経135度58分42.8秒
 ウ 北緯35度08分33.6秒 東経135度59分00.9秒
 エ 北緯35度08分27.2秒 東経135度58分54.9秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第126号

漁場の位置 野洲市吉川地先

漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

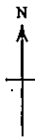
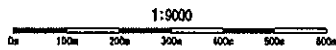
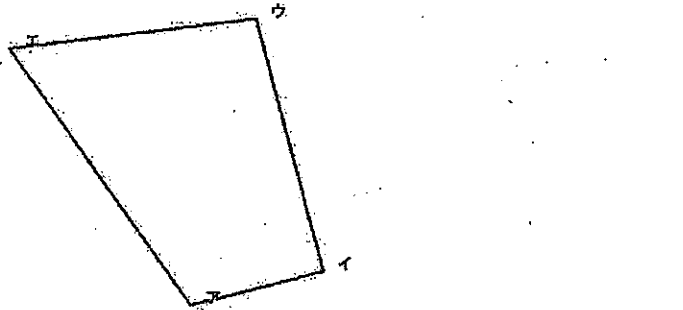
ア 北緯35度08分41.9秒 東経135度59分07.2秒

イ 北緯35度08分44.0秒 東経135度59分17.2秒

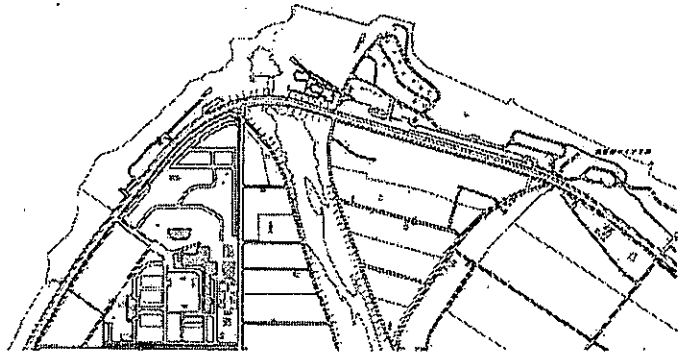
ウ 北緯35度08分59.7秒 東経135度59分12.0秒

エ 北緯35度08分57.8秒 東経135度58分53.6秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHr 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第127号

漁場の位置 野洲市吉川、菖蒲地先

漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

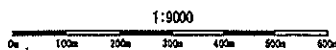
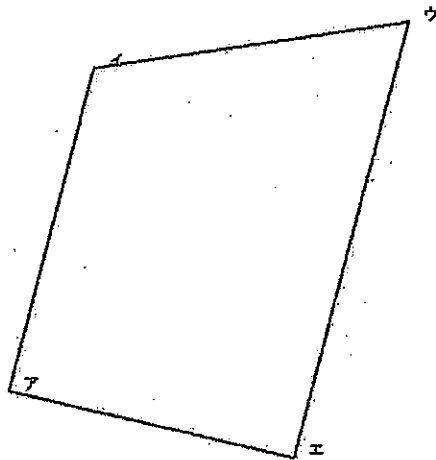
ア 北緯35度08分40.1秒 東経135度59分25.4秒

イ 北緯35度09分00.1秒 東経135度59分32.0秒

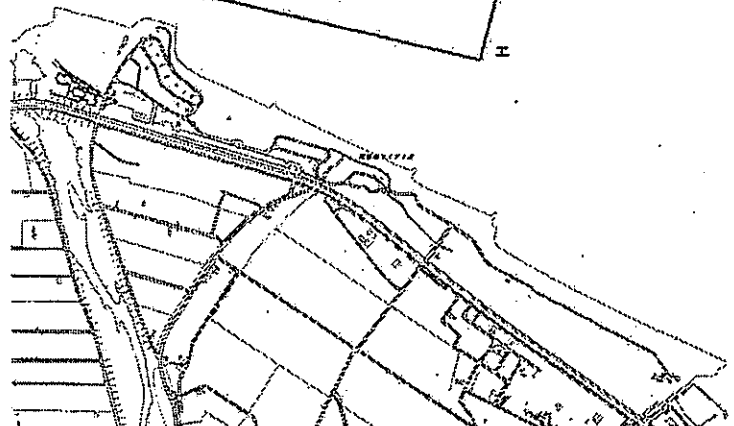
ウ 北緯35度09分03.0秒 東経135度59分55.6秒

エ 北緯35度08分36.0秒 東経135度59分46.9秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHr 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

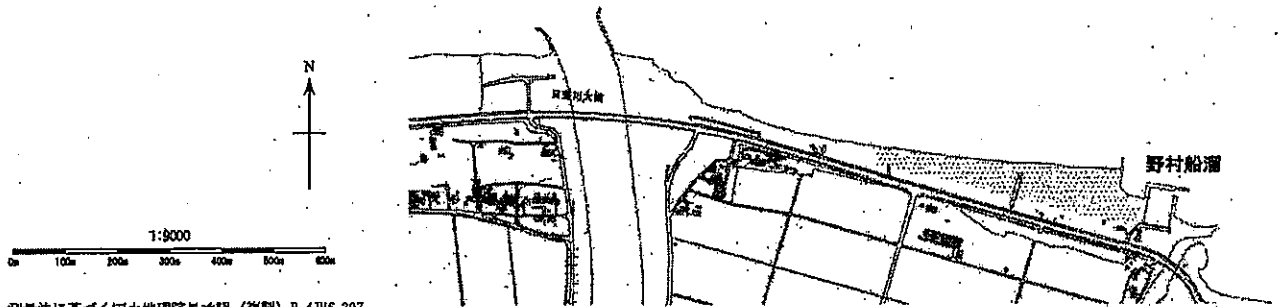


第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第128号
 漁場の位置 近江八幡市佐波江町地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度09分00.3秒 東経136度01分58.8秒
 イ 北緯35度09分19.7秒 東経136度02分00.9秒
 ウ 北緯35度09分20.3秒 東経136度01分52.2秒
 エ 北緯35度09分00.9秒 東経136度01分50.2秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



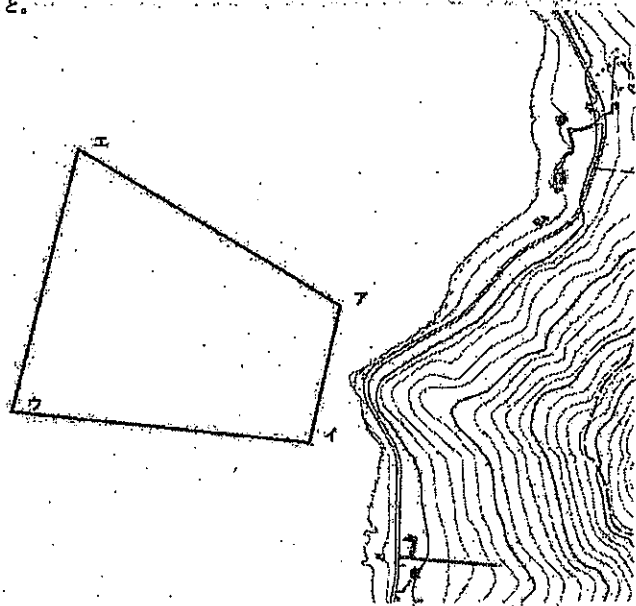
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第129号
 漁場の位置 近江八幡市沖島町地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度10分20.9秒 東経136度03分31.1秒
 イ 北緯35度10分12.5秒 東経136度03分28.8秒
 ウ 北緯35度10分14.4秒 東経136度03分06.4秒
 エ 北緯35度10分30.6秒 東経136度03分11.5秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

免許番号 共第130号

漁場の位置 近江八幡市白王町地先

漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

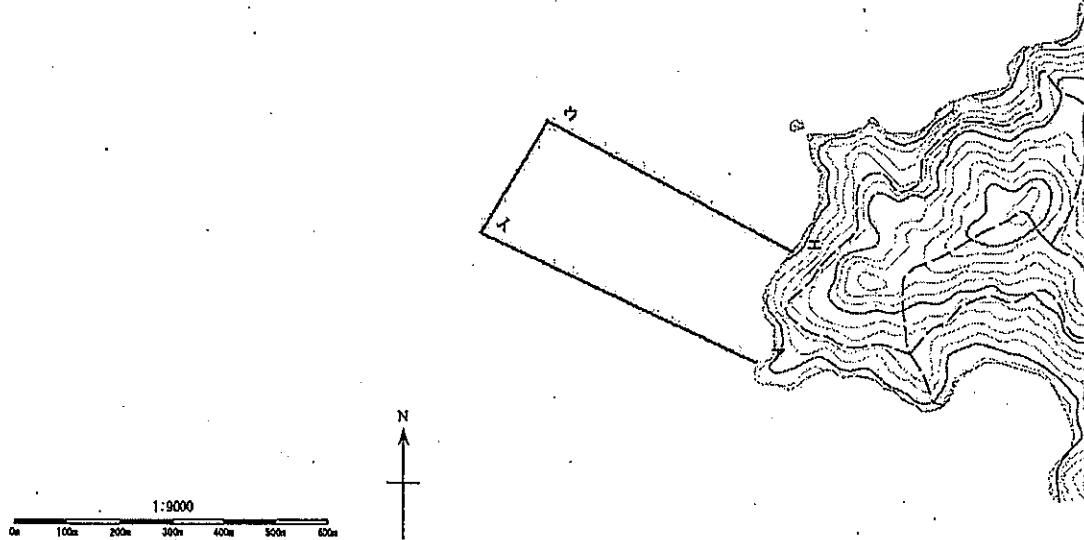
ア 北緯35度11分56.3秒 東経136度05分01.1秒

イ 北緯35度12分04.3秒 東経136度04分40.3秒

ウ 北緯35度12分11.2秒 東経136度04分45.4秒

エ 北緯35度12分03.1秒 東経136度05分03.9秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHf 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

免許番号 共第131号

漁場の位置 近江八幡市沖島町地先

漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

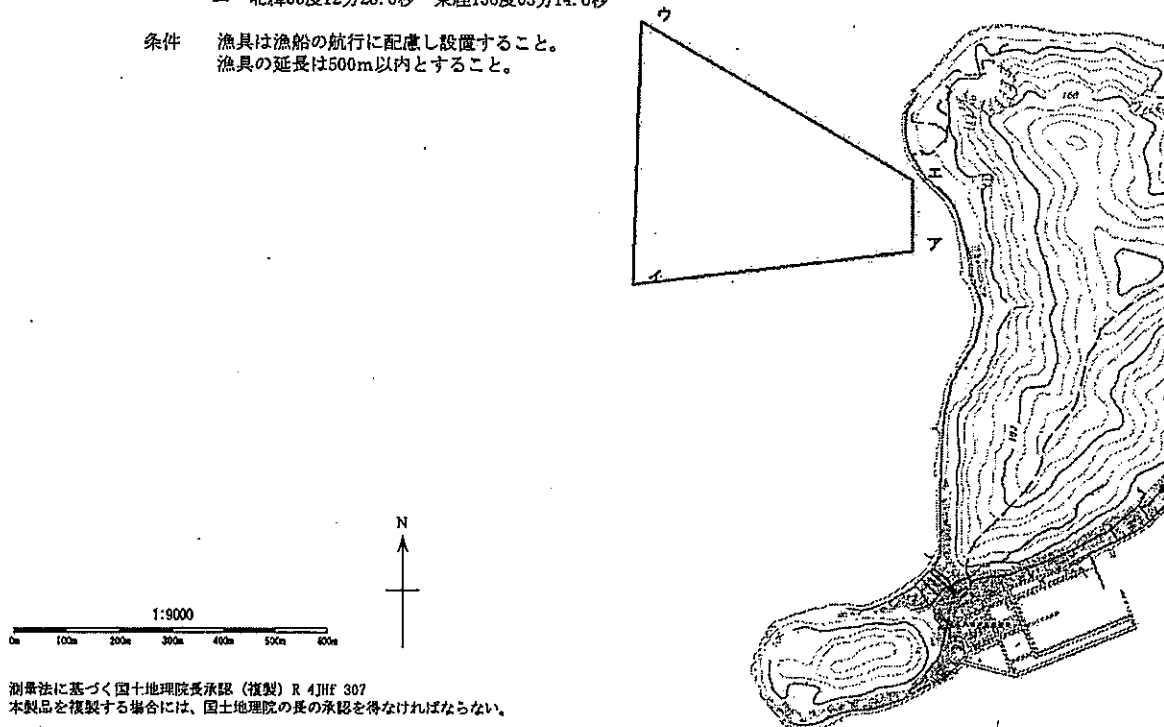
ア 北緯35度12分23.6秒 東経136度03分14.6秒

イ 北緯35度12分21.5秒 東経136度02分53.4秒

ウ 北緯35度12分37.7秒 東経136度02分54.0秒

エ 北緯35度12分28.0秒 東経136度03分14.6秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



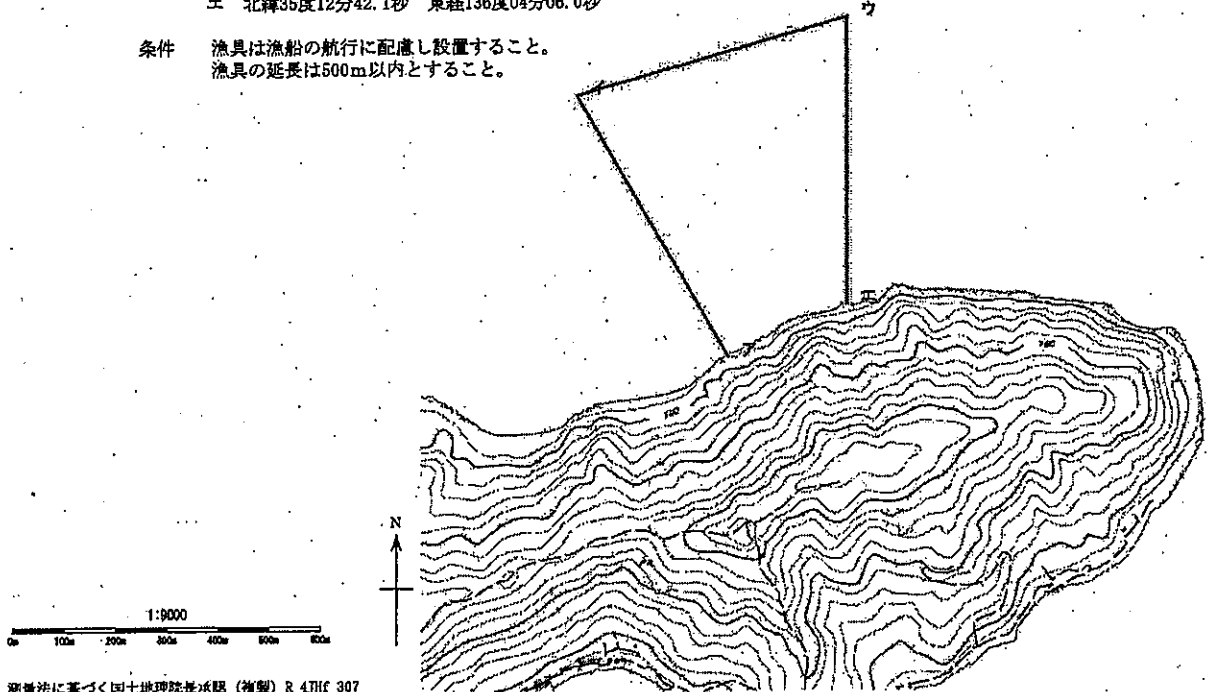
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHf 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第132号
 漁場の位置 近江八幡市沖島町地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度12分38.8秒 東経136度03分57.0秒
 イ 北緯35度12分55.2秒 東経136度03分45.5秒
 ウ 北緯35度13分00.0秒 東経136度04分06.0秒
 エ 北緯35度12分42.1秒 東経136度04分06.0秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



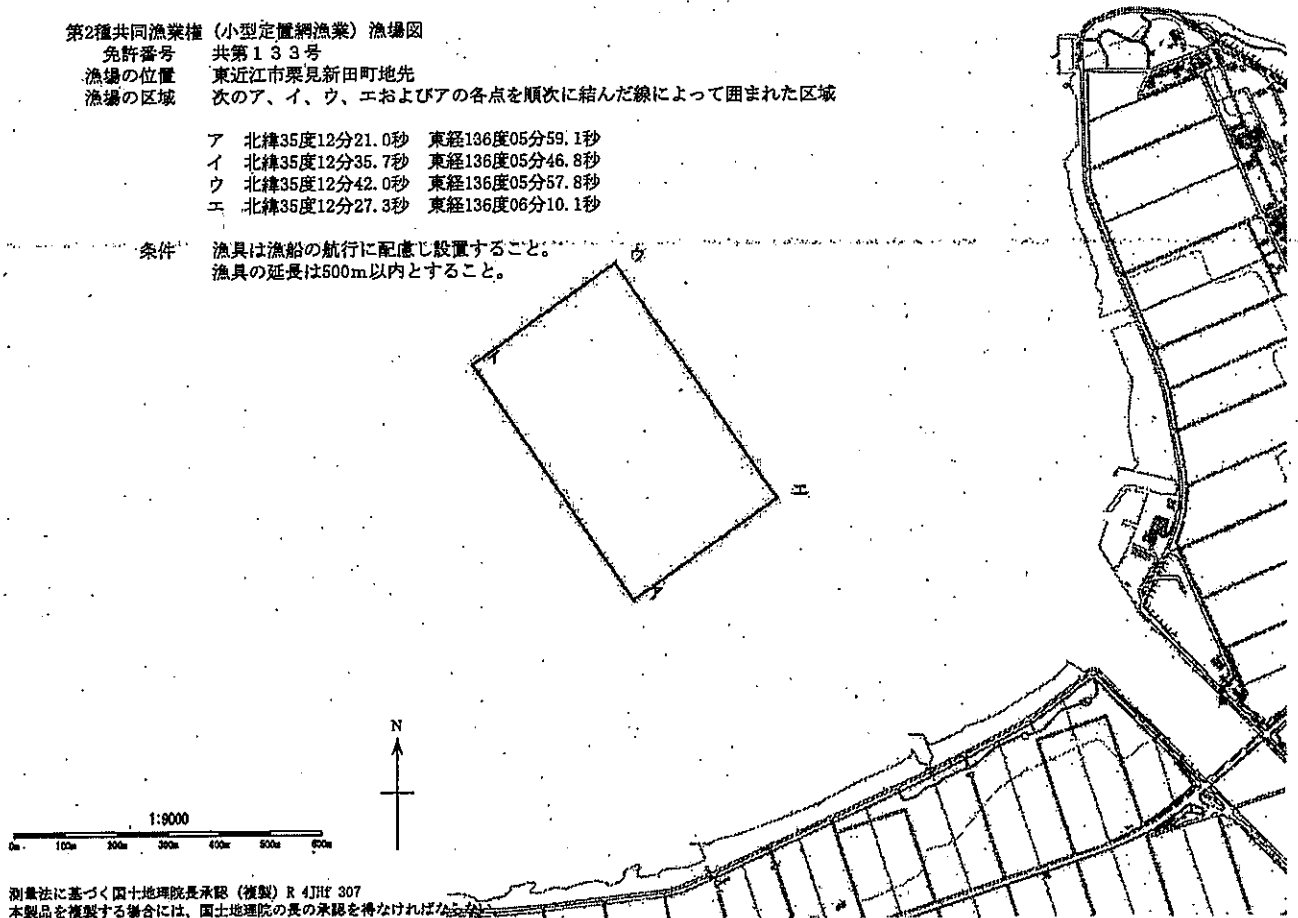
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

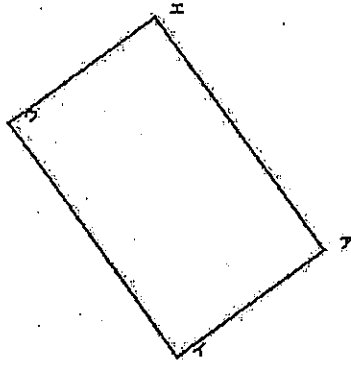
免許番号 共第133号
 漁場の位置 東近江市栗見新田町地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度12分21.0秒 東経136度05分59.1秒
 イ 北緯35度12分35.7秒 東経136度05分46.8秒
 ウ 北緯35度12分42.0秒 東経136度05分57.8秒
 エ 北緯35度12分27.3秒 東経136度06分10.1秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

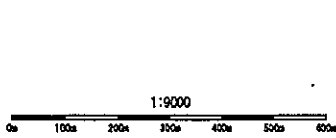


第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

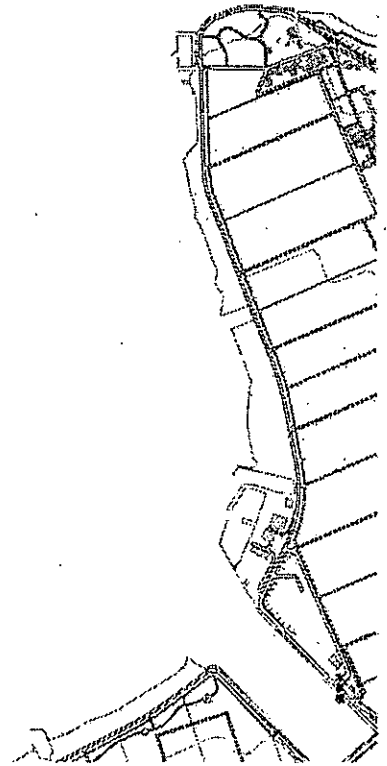
免許番号 共第134号
 漁場の位置 東近江市粟見出在家町地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度12分51.1秒 東経136度06分08.3秒
 イ 北緯35度12分44.4秒 東経136度05分57.1秒
 ウ 北緯35度12分59.0秒 東経136度05分44.3秒
 エ 北緯35度13分05.7秒 東経136度05分55.5秒

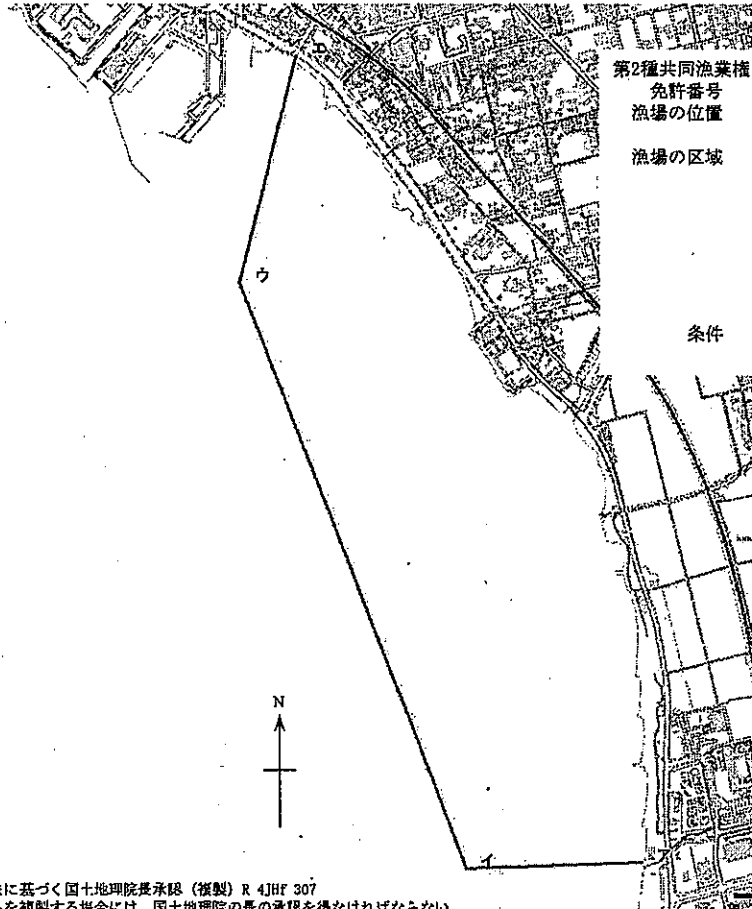
条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



国土地理院



第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第135号
 漁場の位置 長浜市田村町、高橋町、下坂浜町、平方町、朝日町地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

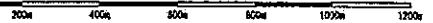
ア 北緯35度21分17.5秒 東経136度16分39.9秒
 イ 北緯35度21分17.1秒 東経136度16分22.1秒
 ウ 北緯35度22分04.9秒 東経136度15分59.5秒
 エ 北緯35度22分23.8秒 東経136度16分05.3秒

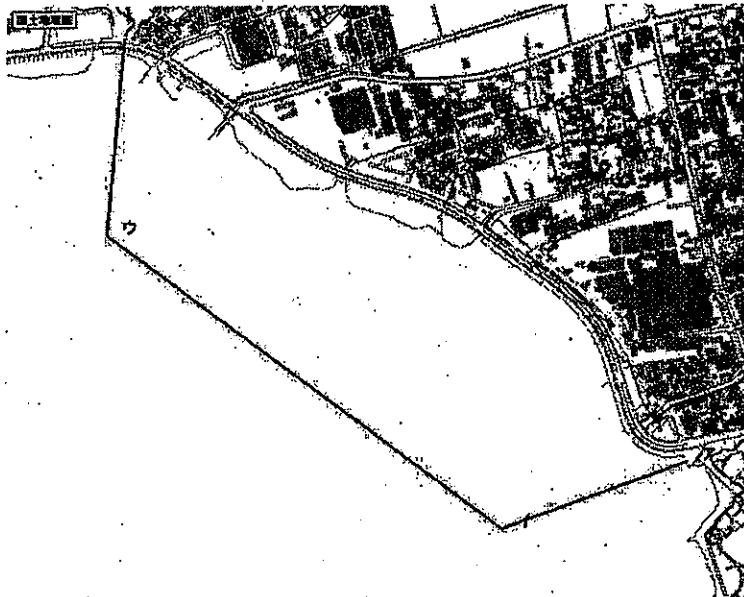
条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

1:12000





第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第136号

漁場の位置 長浜市公園町、南呉服町、

紙園町、相模町地先

漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度22分39.1秒 東経136度15分34.3秒

イ 北緯35度22分33.6秒 東経136度15分15.7秒

ウ 北緯35度22分58.0秒 東経136度14分35.6秒

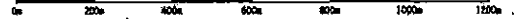
エ 北緯35度23分14.2秒 東経136度14分37.3秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

1:12000



第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第137号

漁場の位置 長浜市南浜町地先

漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

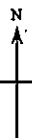
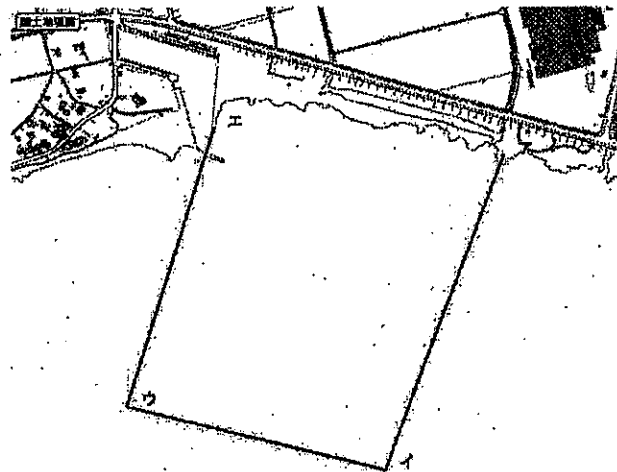
ア 北緯35度23分13.0秒 東経136度13分58.4秒

イ 北緯35度22分53.6秒 東経136度13分49.7秒

ウ 北緯35度22分57.5秒 東経136度13分29.9秒

エ 北緯35度23分14.7秒 東経136度13分36.6秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



1:8000



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第138号

漁場の位置 長浜市八木浜町、下八木町地先

漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

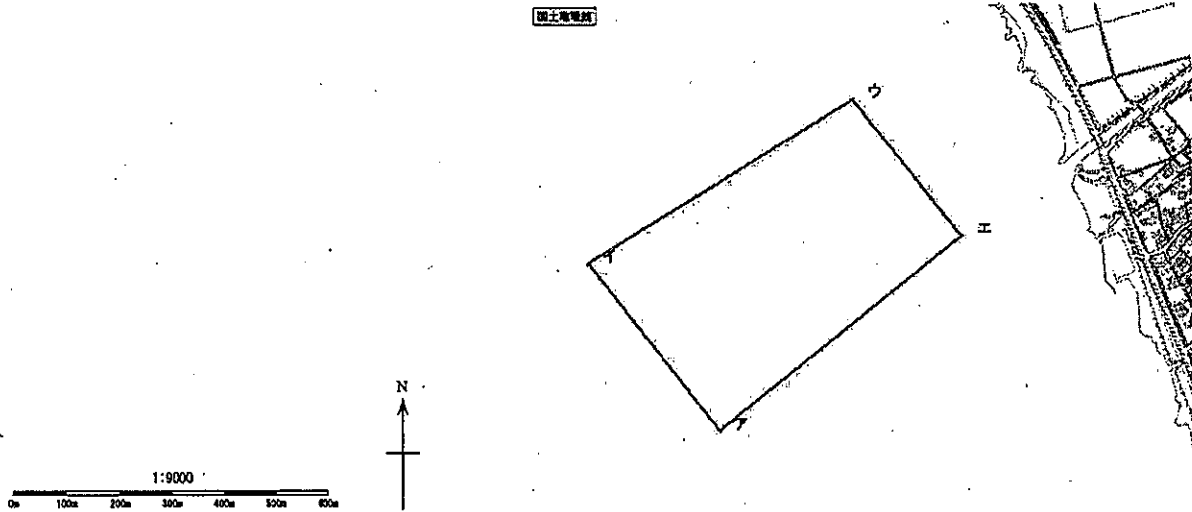
ア 北緯35度23分57.9秒 東経136度12分23.6秒

イ 北緯35度24分08.4秒 東経136度12分13.7秒

ウ 北緯35度24分18.6秒 東経136度12分33.9秒

エ 北緯35度24分10.1秒 東経136度12分42.1秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測画法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第139号

漁場の位置 長浜市安養寺町、益田町地先

漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

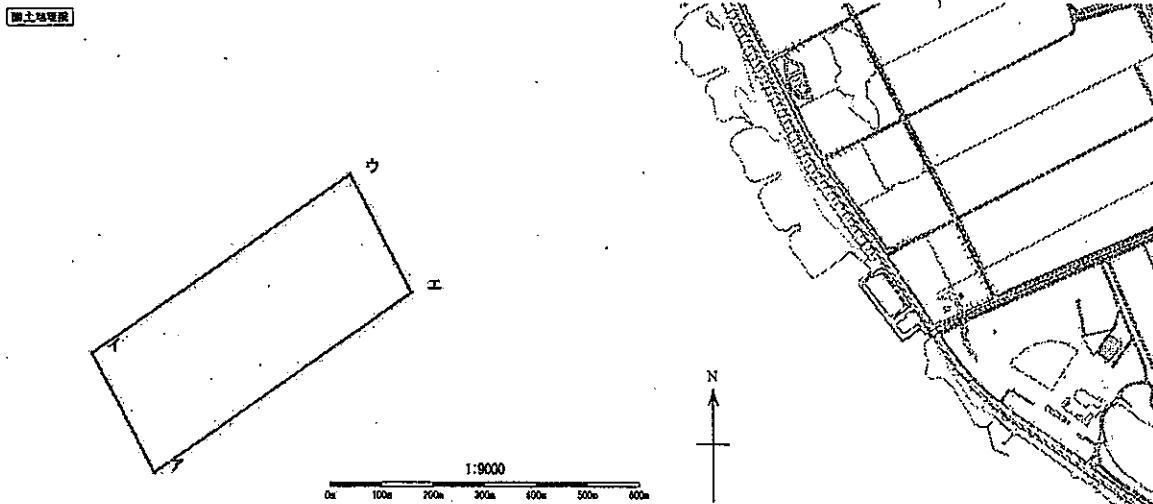
ア 北緯35度24分41.9秒 東経136度11分16.7秒

イ 北緯35度24分49.2秒 東経136度11分12.1秒

ウ 北緯35度25分00.3秒 東経136度11分31.7秒

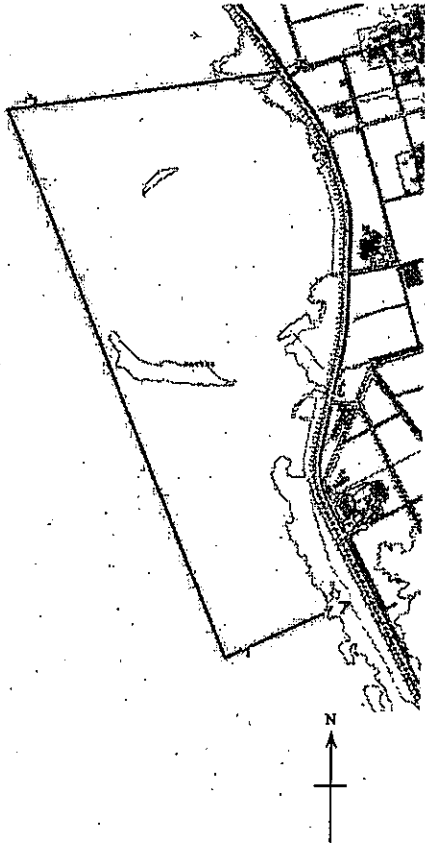
エ 北緯35度24分52.9秒 東経136度11分36.3秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測画法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

国土院製図



第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第140号

漁場の位置 長浜市湖北町海老江、湖北町延勝寺地先

漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線によって囲まれた区域

ア 北緯35度25分23.0秒 東経136度11分47.6秒

イ 北緯35度25分19.4秒 東経136度11分37.6秒

ウ 北緯35度26分04.8秒 東経136度11分15.2秒

エ 北緯35度26分07.9秒 東経136度11分42.7秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。

測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

1:12000



第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第141号

漁場の位置 長浜市湖北町海老江、湖北町延勝寺地先

漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度25分37.2秒 東経136度10分36.2秒

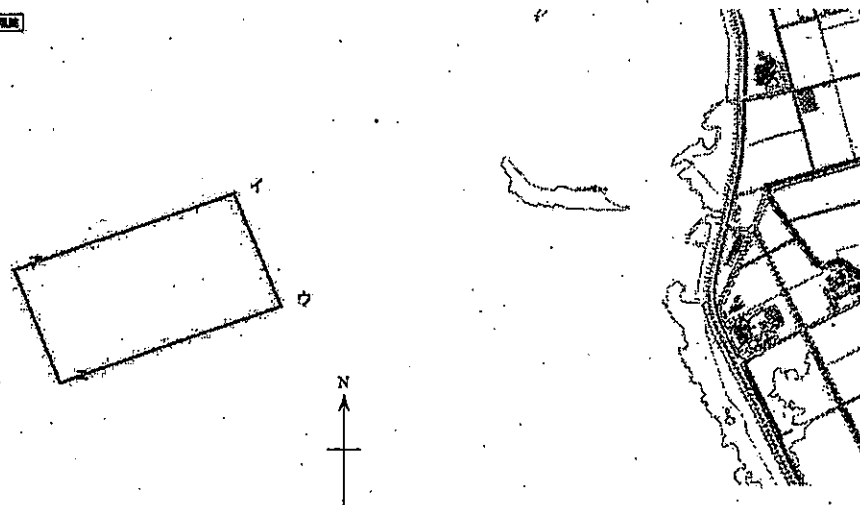
イ 北緯35度25分43.5秒 東経136度10分58.7秒

ウ 北緯35度25分34.1秒 東経136度11分03.5秒

エ 北緯35度25分27.8秒 東経136度10分41.0秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。

国土院製図



1:12000

測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



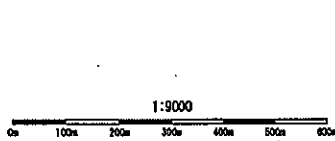
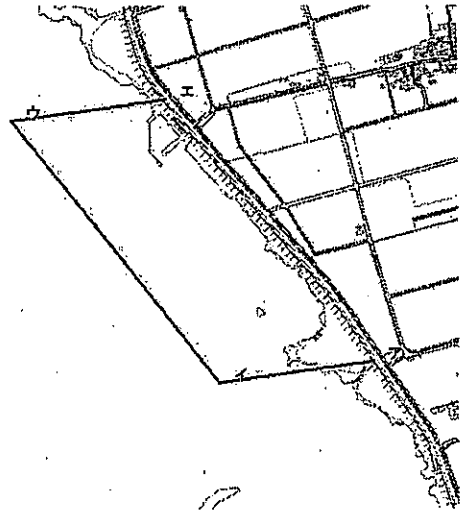
第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

免許番号 共第142号
 漁場の位置 長浜市湖北町延勝寺、湖北町今西地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度26分07.9秒 東経136度11分42.7秒
 イ 北緯35度26分06.6秒 東経136度11分30.9秒
 ウ 北緯35度26分22.8秒 東経136度11分15.1秒
 エ 北緯35度26分24.2秒 東経136度11分26.9秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。

国土院承認



測量法に基づく国土院院長承認（複製）R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土院院長の承認を得なければならない。

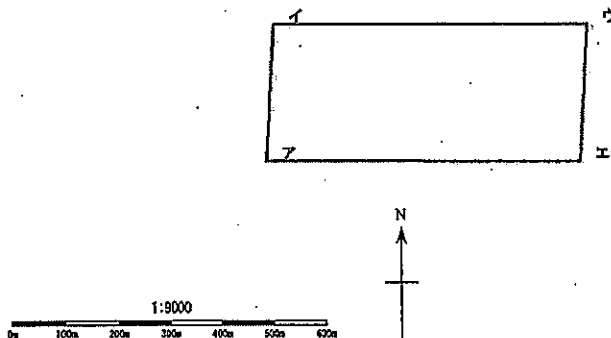
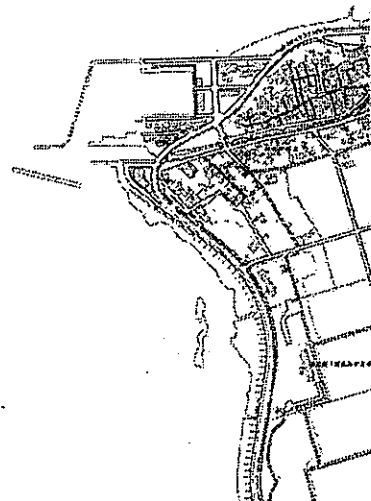
第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

免許番号 共第143号
 漁場の位置 長浜市湖北町尾上地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度26分46.9秒 東経136度10分23.8秒
 イ 北緯35度26分55.3秒 東経136度10分24.3秒
 ウ 北緯35度26分55.3秒 東経136度10分48.1秒
 エ 北緯35度26分46.9秒 東経136度10分47.6秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。

国土院承認



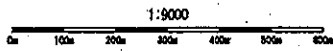
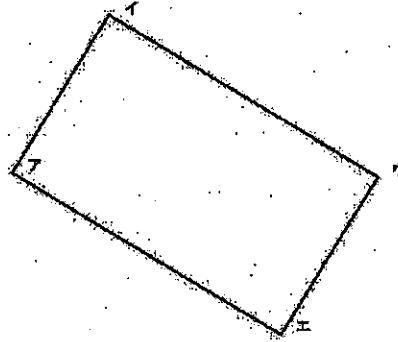
測量法に基づく国土院院長承認（複製）R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土院院長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

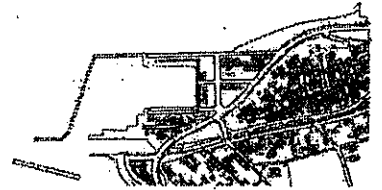
免許番号 共第144号
 漁場の位置 長浜市湖北町尾上地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度27分19.7秒 東経136度10分31.7秒
 イ 北緯35度27分29.4秒 東経136度10分39.0秒
 ウ 北緯35度27分19.4秒 東経136度10分59.4秒
 エ 北緯35度27分09.6秒 東経136度10分52.1秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



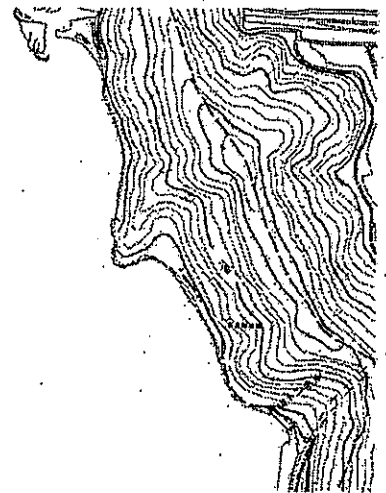
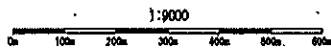
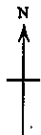
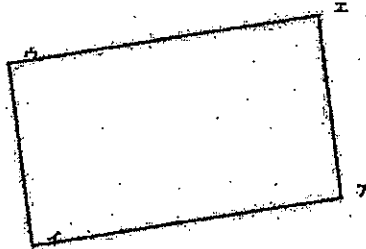
第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

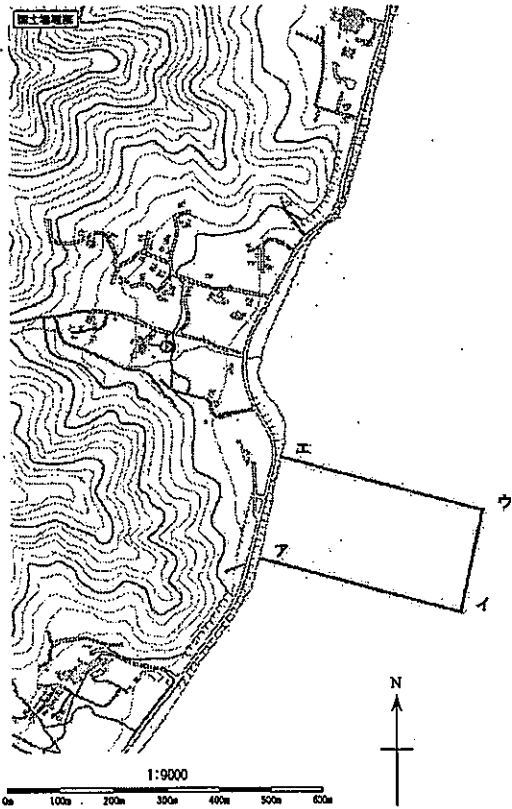
免許番号 共第145号
 漁場の位置 長浜市高月町片山地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度27分40.4秒 東経136度11分23.6秒
 イ 北緯35度27分37.4秒 東経136度11分00.1秒
 ウ 北緯35度27分48.7秒 東経136度10分58.3秒
 エ 北緯35度27分51.7秒 東経136度11分21.8秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。

国土地理院





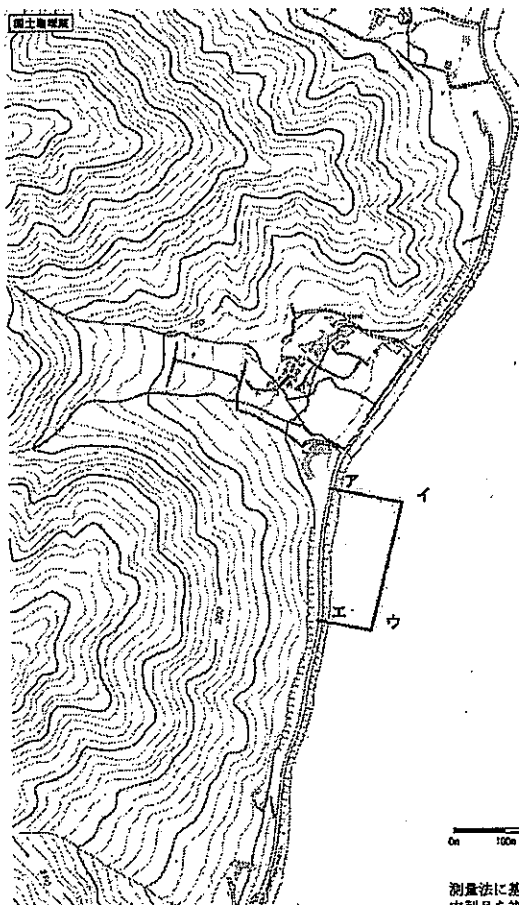
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHf 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

免許番号 共第146号
 漁場の位置 長浜市西浅井町大浦地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度28分15.4秒 東経136度06分38.4秒
 イ 北緯35度28分12.0秒 東経136度06分53.7秒
 ウ 北緯35度28分18.3秒 東経136度06分55.4秒
 エ 北緯35度28分21.7秒 東経136度06分40.0秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHf 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

免許番号 共第147号
 漁場の位置 長浜市西浅井町大浦地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度27分59.4秒 東経136度06分25.5秒
 イ 北緯35度27分58.5秒 東経136度06分31.0秒
 ウ 北緯35度27分50.7秒 東経136度06分28.5秒
 エ 北緯35度27分51.3秒 東経136度06分24.4秒

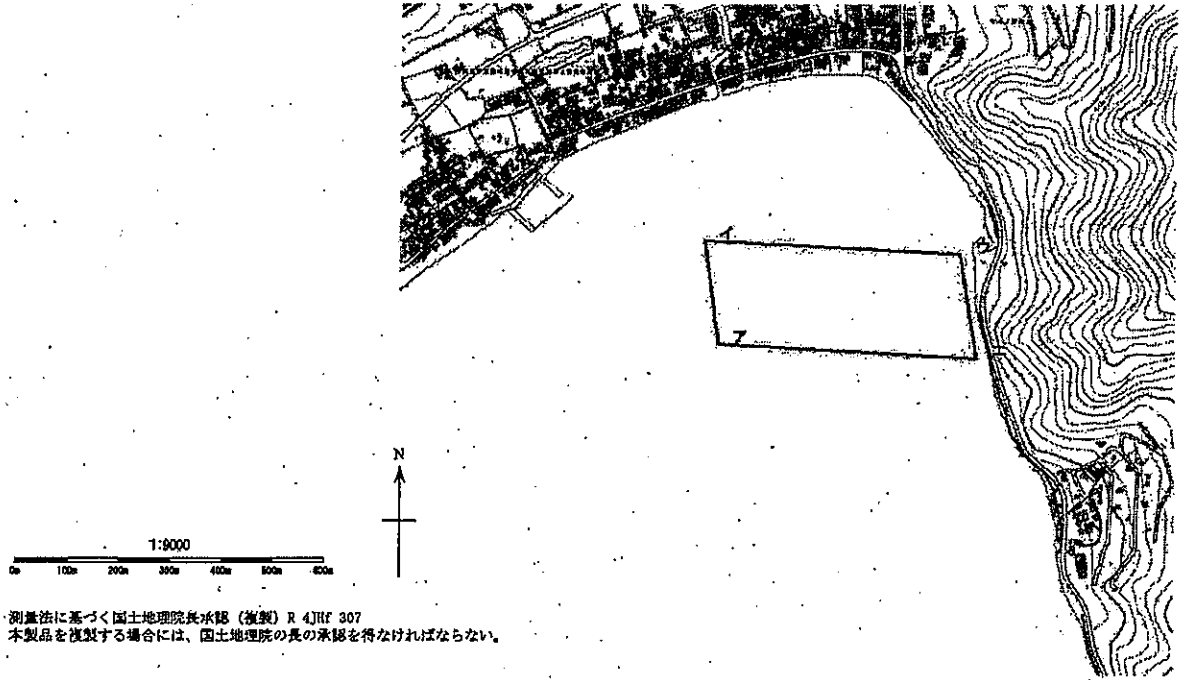
条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

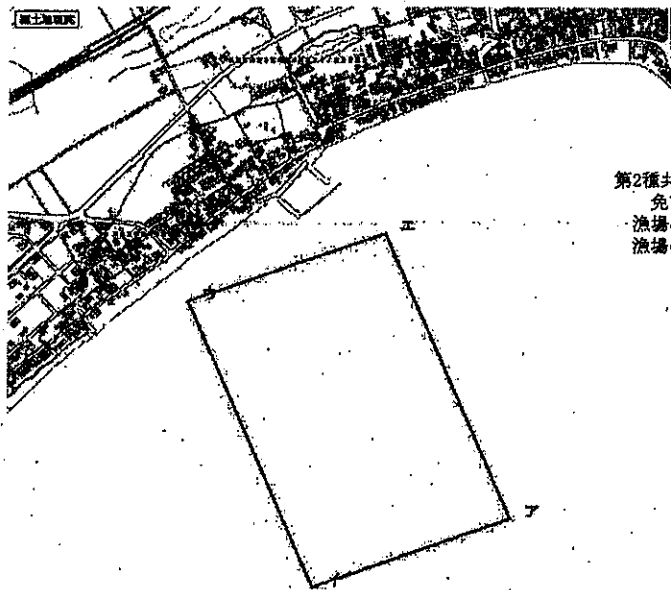
免許番号 共第148号
 漁場の位置 高島市マキノ町海岸地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度27分35.5秒 東経136度04分30.9秒
 イ 北緯35度27分41.9秒 東経136度04分29.8秒
 ウ 北緯35度27分41.0秒 東経136度04分49.2秒
 エ 北緯35度27分34.6秒 東経136度04分50.5秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

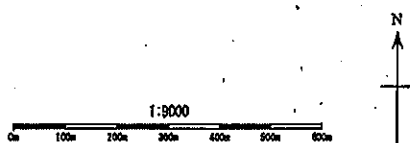


第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第149号
 漁場の位置 高島市マキノ町海岸、マキノ町西浜地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度27分23.8秒 東経136度04分32.9秒
 イ 北緯35度27分19.5秒 東経136度04分17.8秒
 ウ 北緯35度27分37.3秒 東経136度04分08.2秒
 エ 北緯35度27分41.6秒 東経136度04分23.2秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



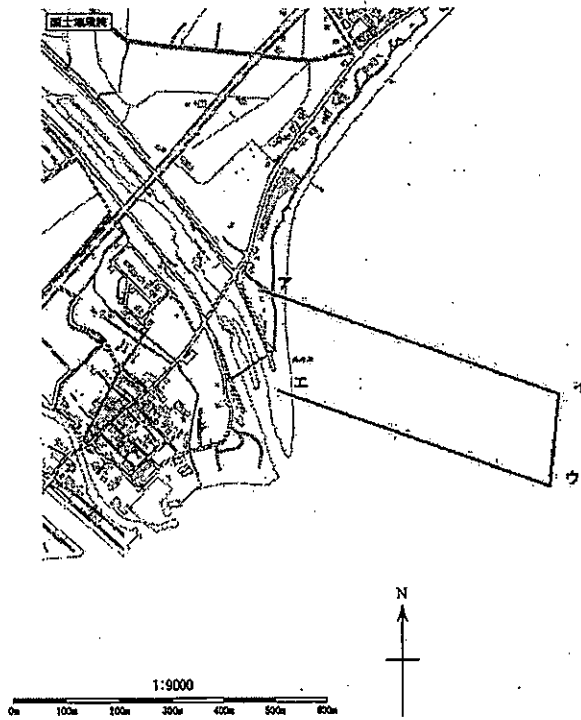
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第150号
漁場の位置 高島市マキノ町知内地先
漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度27分08.9秒 東経136度03分34.9秒
イ 北緯35度27分02.4秒 東経136度03分57.3秒
ウ 北緯35度26分56.7秒 東経136度03分56.6秒
エ 北緯35度27分02.6秒 東経136度03分36.0秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



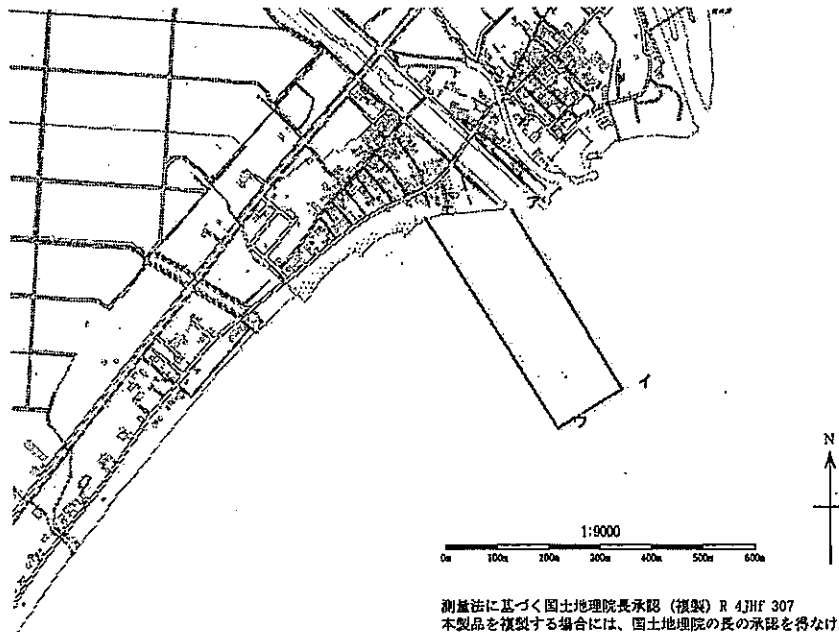
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第151号
漁場の位置 高島市マキノ町知内地先
漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度26分52.3秒 東経136度03分21.9秒
イ 北緯35度26分41.3秒 東経136度03分30.3秒
ウ 北緯35度26分38.8秒 東経136度03分25.2秒
エ 北緯35度26分51.8秒 東経136度03分15.3秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



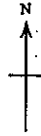
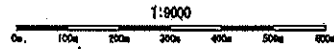
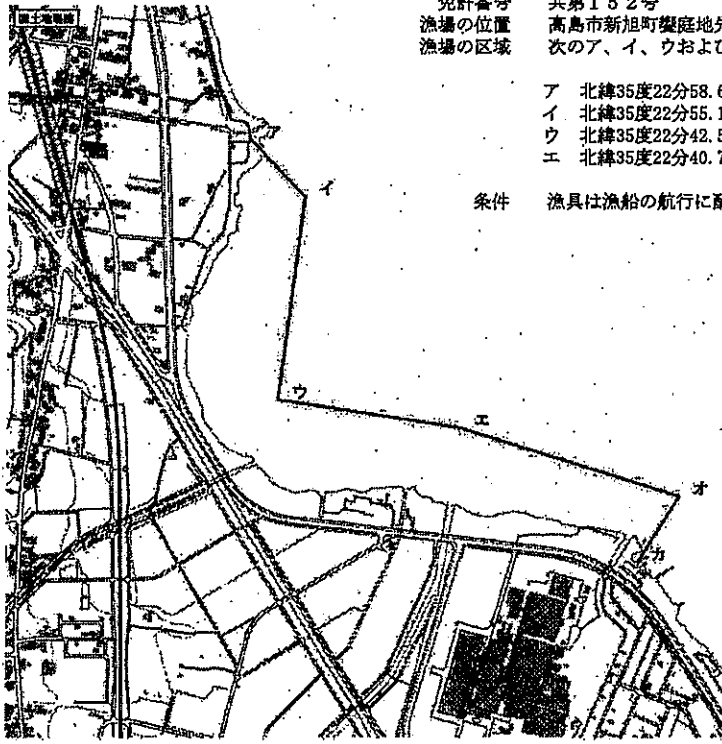
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第152号
 漁場の位置 高島市新旭町鑿庭地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度22分58.6秒 東経136度02分13.2秒
 イ 北緯35度22分55.1秒 東経136度02分17.3秒
 ウ 北緯35度22分42.5秒 東経136度02分15.4秒
 エ 北緯35度22分40.7秒 東経136度02分29.2秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



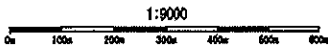
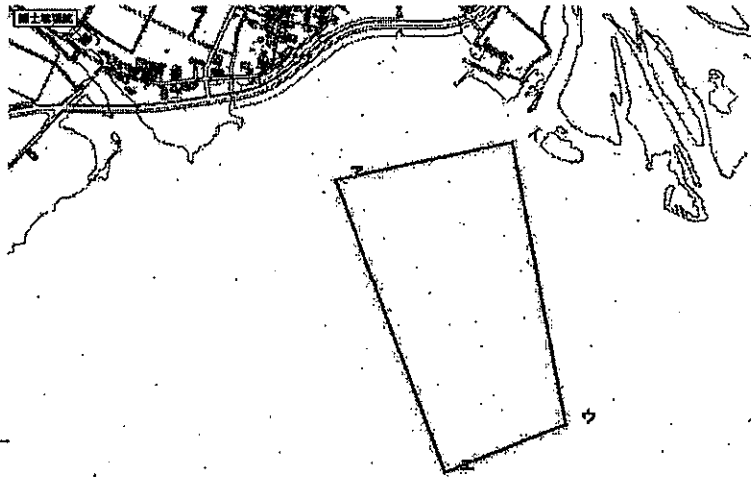
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

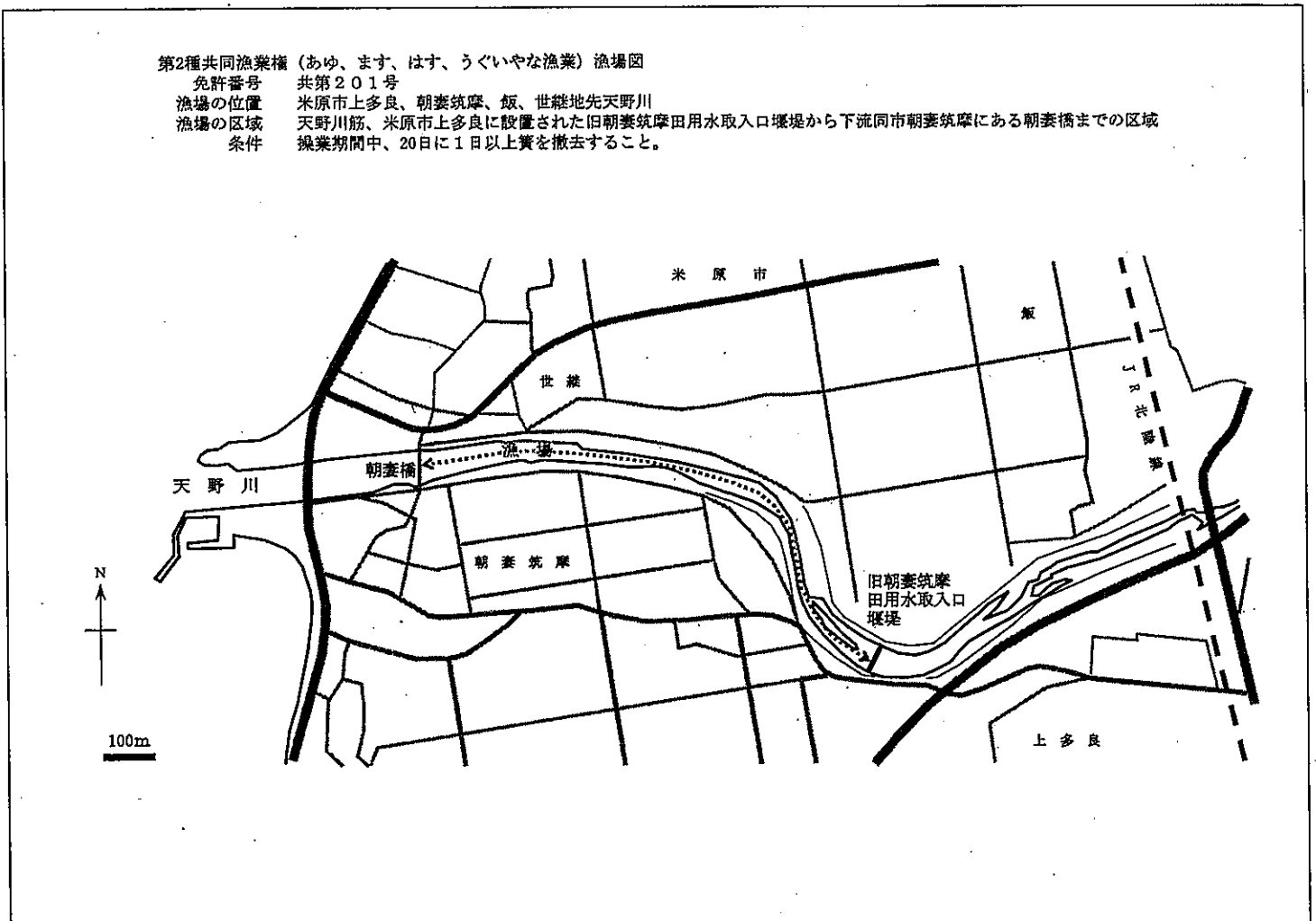
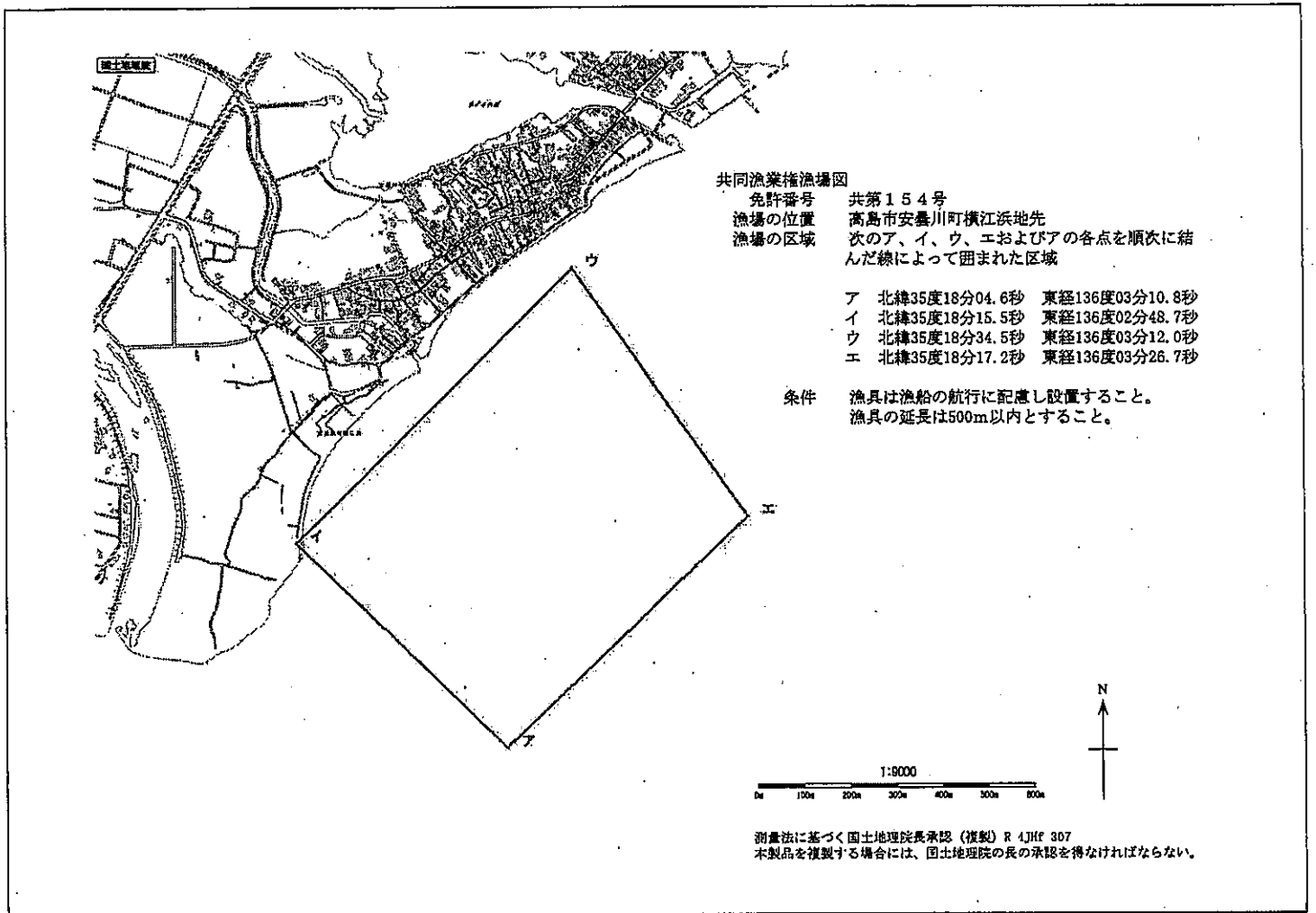
免許番号 共第153号
 漁場の位置 高島市安曇川町南船木地先
 漁場の区域 のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度18分55.0秒 東経136度03分58.0秒
 イ 北緯35度18分57.4秒 東経136度04分11.5秒
 ウ 北緯35度18分39.9秒 東経136度04分15.6秒
 エ 北緯35度18分36.9秒 東経136度04分06.5秒

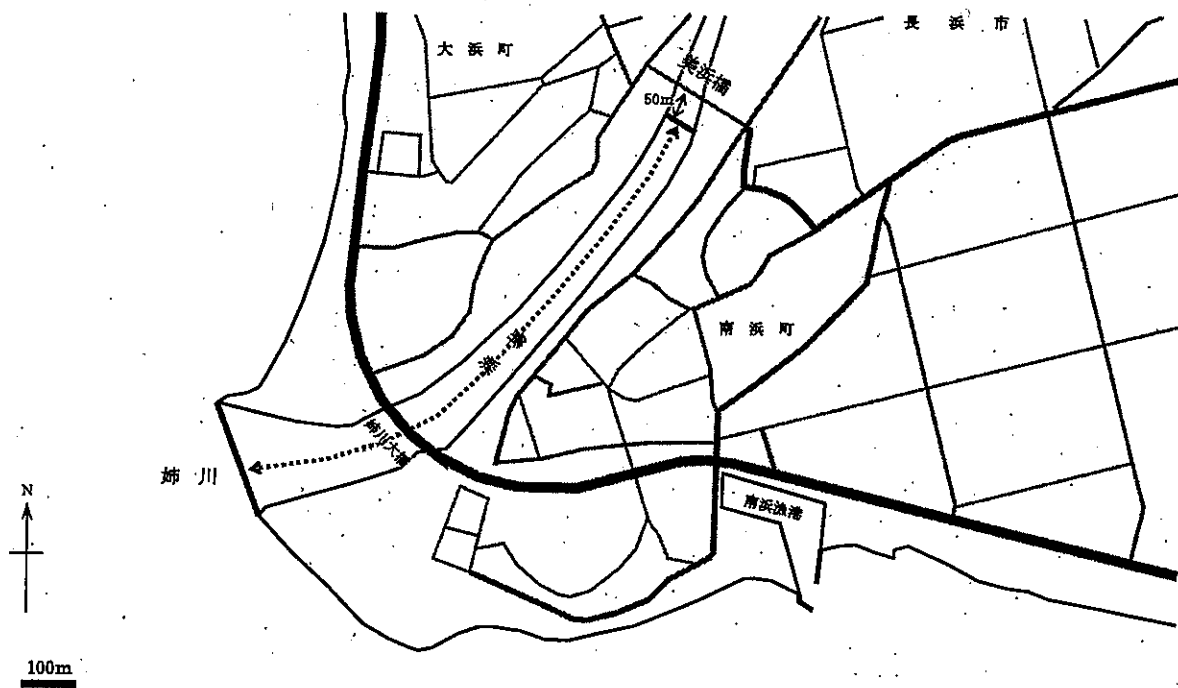
条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



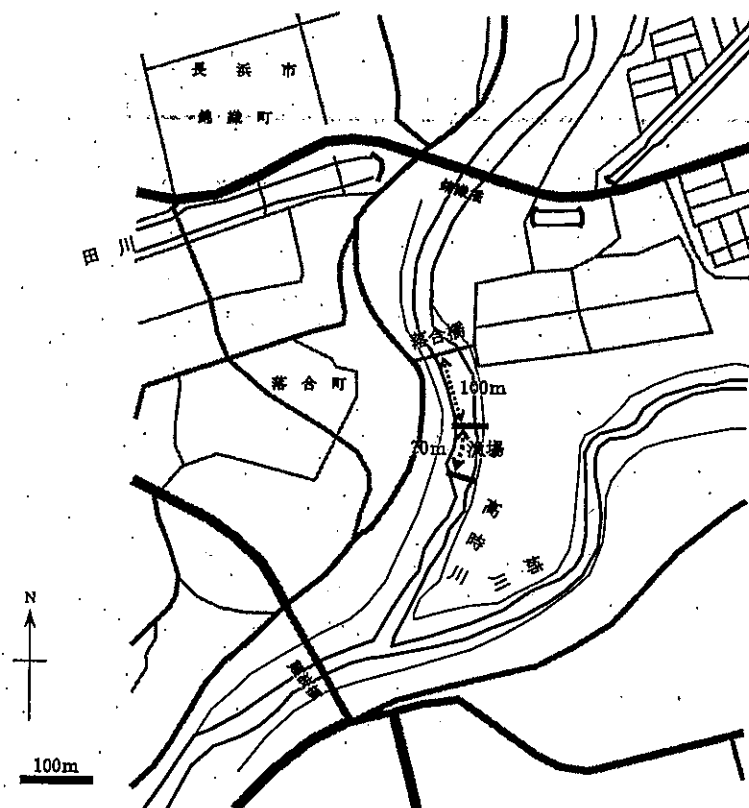
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



第2種共同漁業権（あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業、あゆ四手網漁業）漁場図
 免許番号 共第202号
 漁場の位置 長浜市南浜町地先姉川
 漁場の区域 姉川筋、長浜市南浜町地先美浜橋の下流50mから下流川尻までの区域
 条件 操業期間中、20日に1日以上罟を撤去すること。



第2種共同漁業権（あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業、あゆ四手網漁業）漁場図
 免許番号 共第203号
 漁場の位置 長浜市落合町地先高時川
 漁場の区域 高時川筋、長浜市落合町地先、落合橋の下流100mから下流70mまでの区域
 条件 操業期間中、20日に1日以上罟を撤去すること。



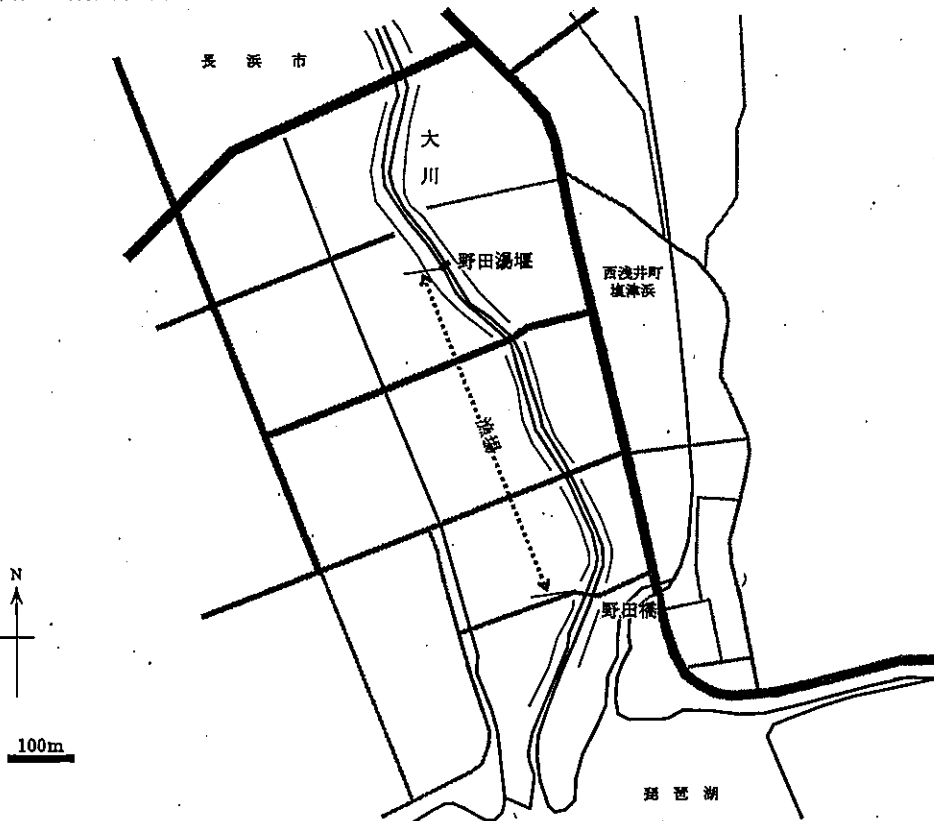
第2種共同漁業権 (あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業) 漁場図

免許番号 共第204号

漁場の位置 長浜市西浅井町塩津浜地先大川

漁場の区域 大川筋、長浜市西浅井町塩津浜字下河原地先に設置された田用水野田湯堰から下流同市西浅井町塩津浜地先野田橋までの区域

条件 操業期間中、20日に1日以上簀を撤去すること。



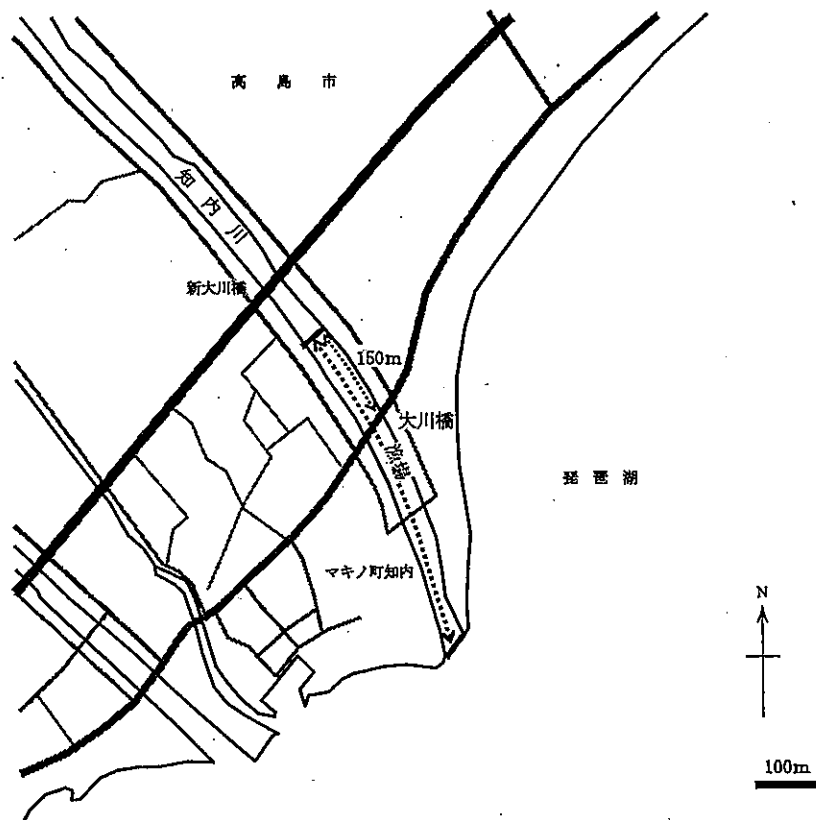
第2種共同漁業権 (あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業) 漁場図

免許番号 共第205号

漁場の位置 高島市マキノ町知内地先知内川

漁場の区域 知内川筋、高島市マキノ町知内地先、県道海津今津線の大川橋の上流150mから下流川尻までの区域

条件 操業期間中、20日に1日以上簀を撤去すること。



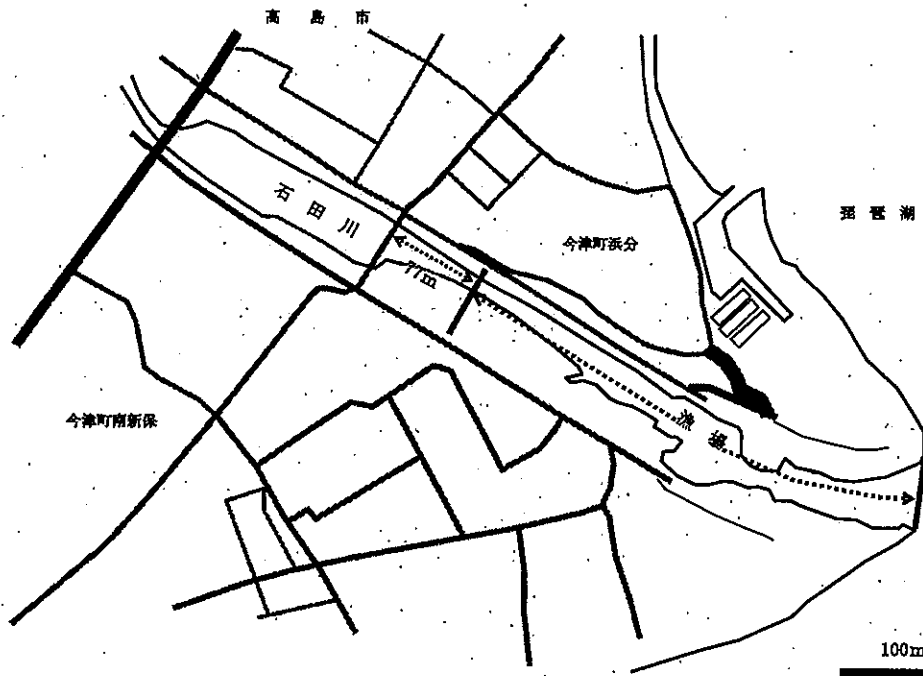
第2種共同漁業権（あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業）漁場図

免許番号 共第206号

漁場の位置 高島市今津町浜分地先石田川

漁場の区域 石田川筋、高島市今津町浜分地先、浜分橋の下流77mから下流川尻までの区域

条件 操業期間中、20日に1日以上簀を撤去すること。



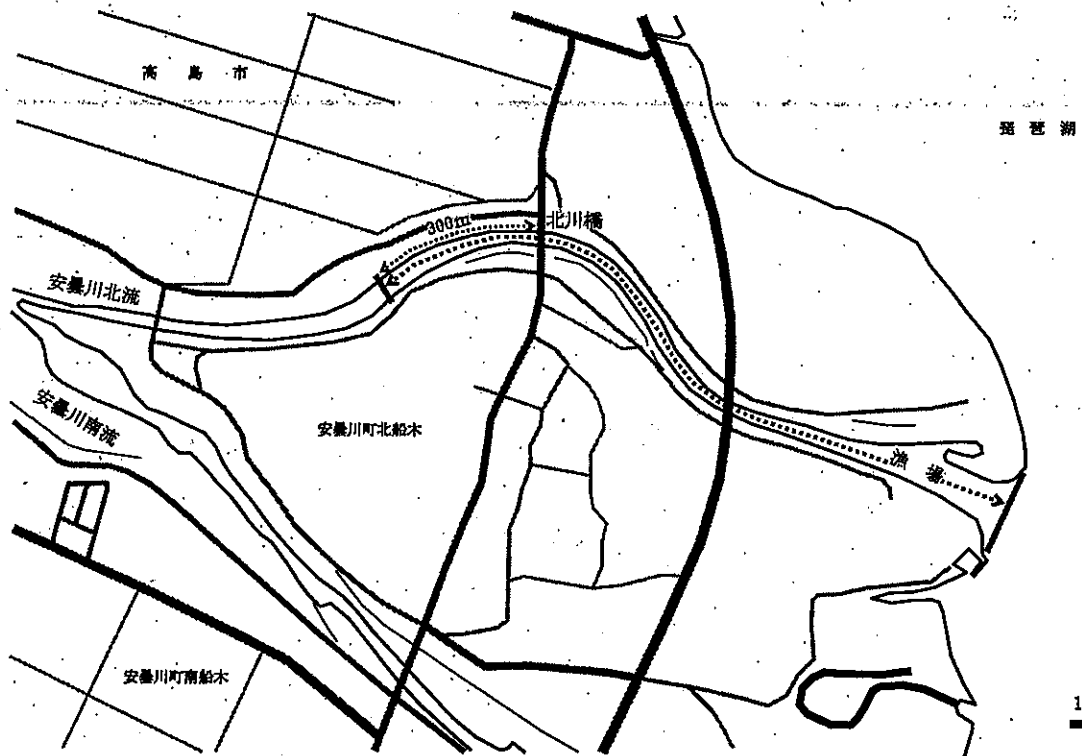
第2種共同漁業権（あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業、あゆ四手網漁業）漁場図

免許番号 共第207号

漁場の位置 高島市安曇川町北船木地先安曇川（北流）

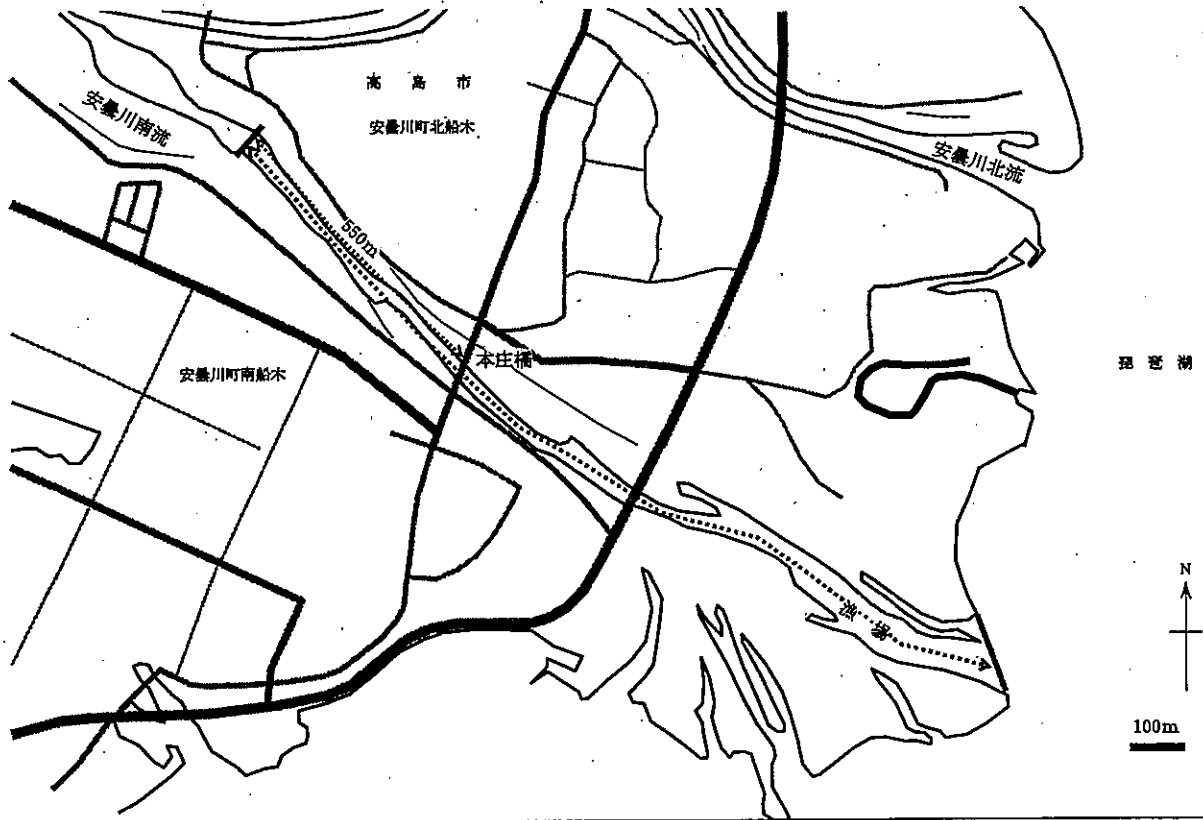
漁場の区域 安曇川（北流）筋、高島市安曇川町北船木地先、北川橋の上流300mから下流川尻までの区域

条件 操業期間中、20日に1日以上簀を撤去すること。毎年4月1日から6月30日までの間にコアユ30,000尾以上をやなの上流へ放流すること。



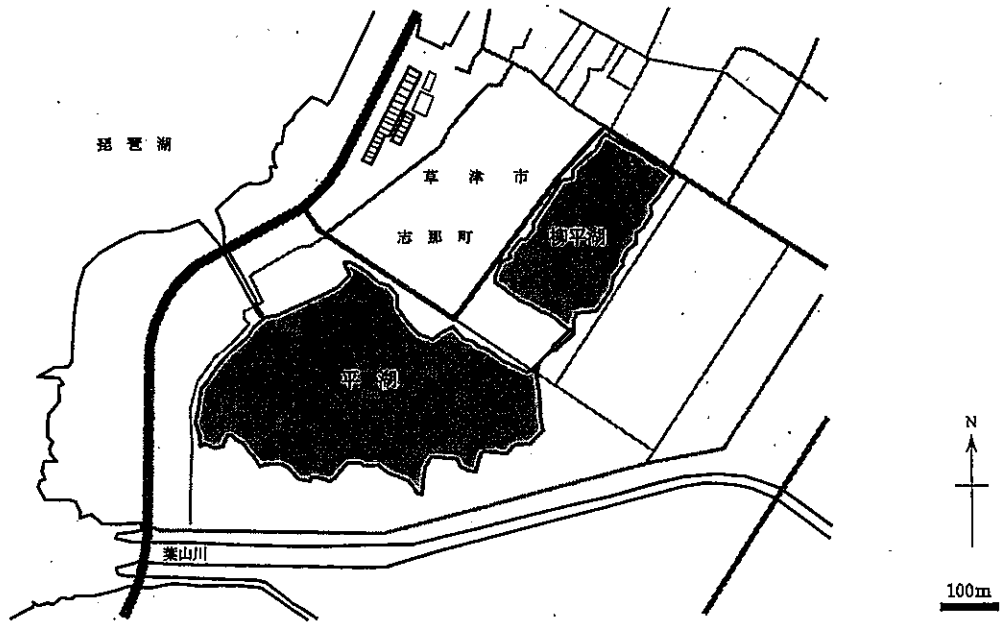
第2種共同漁業権 (あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業、あゆ四手網漁業) 漁場図

免許番号 共第208号
 漁場の位置 高島市安曇川町北船木、安曇川町南船木地先安曇川(南流)
 漁場の区域 安曇川(南流)筋、高島市安曇川町北船木地先、本庄橋の上流550mから下流川尻までの区域
 条件 操業期間中、20日に1日以上責を撤去すること。毎年4月1日から6月30日までの間にコアユ70,000尾以上をやなの上流へ放流すること。



第5種共同漁業権 (こい、ふな、もろこその他雑魚漁業) 漁場図

免許番号 共第501号
 漁場の位置 草津市志那町地先(平湖、柳平湖)
 漁場の区域 草津市志那町地先にある平湖、柳平湖一円

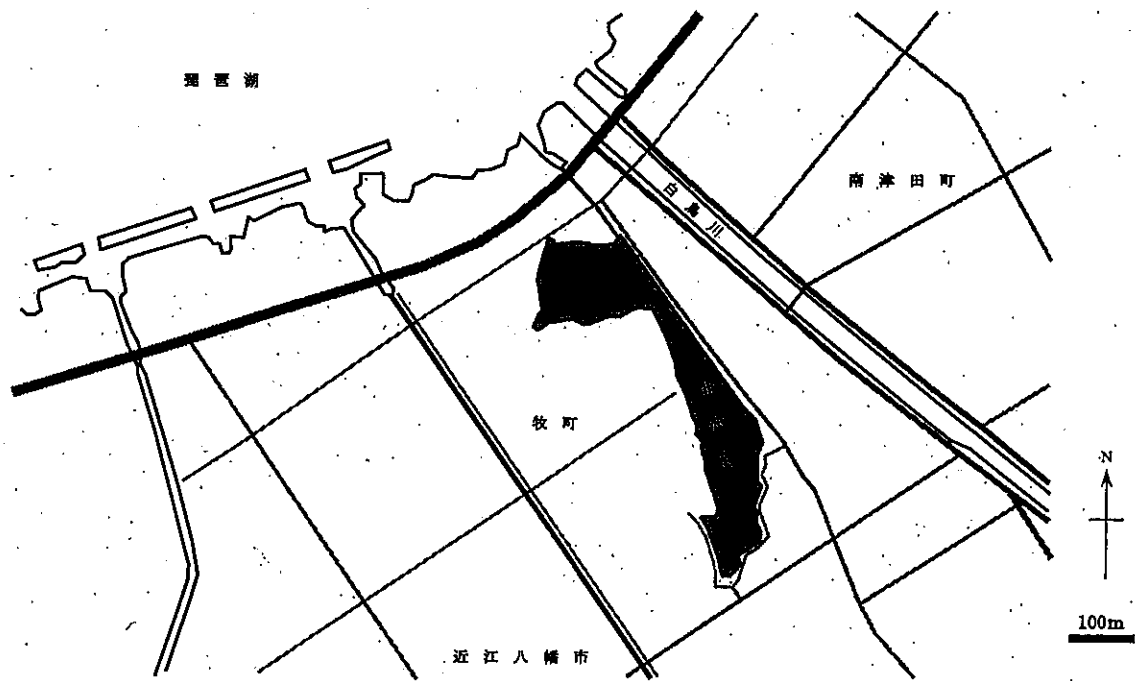


第5種共同漁業権（こい、ふな、もろこその他雑魚漁業）漁場図

免許番号 共第502号

漁場の位置 近江八幡市牧町地先（北沢沼）

漁場の区域 近江八幡市牧町地先にある通称北沢沼一円および同沼から琵琶湖に通ずる井堰までの水路

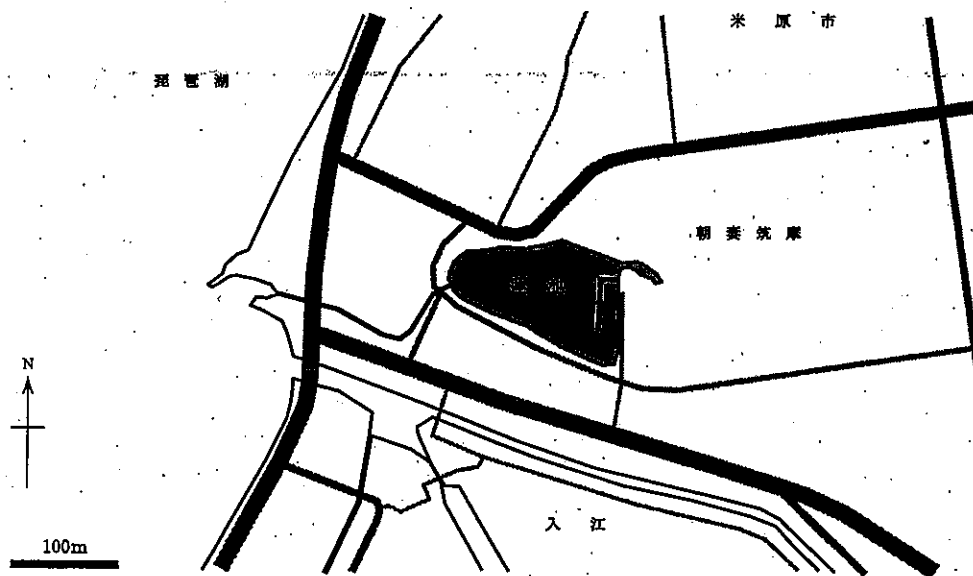


第5種共同漁業権（こい、ふな、もろこその他雑魚漁業）漁場図

免許番号 共第503号

漁場の位置 米原市朝妻筑摩地先（蓮池）

漁場の区域 米原市朝妻筑摩字横霞地先にある通称蓮池一円



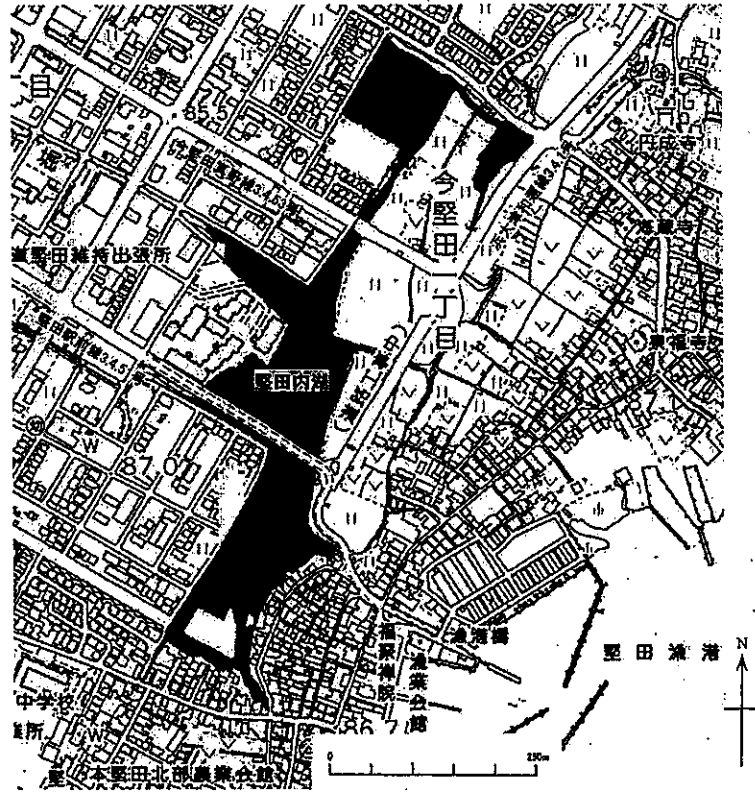
第1種区画漁業権（真珠養殖業）漁場図

免許番号 区第1号
 漁場の位置 大津市本堅田、今堅田地先（堅田内湖）
 漁場の区域 大津市本堅田、今堅田地先にある堅田内湖一円。ただし、下記区域および都市計画道路3.4.51号堅田駅前線、同3.4.53号今堅田真野線、同3.4.1号浜大津和邇線と重複する区域は除く。

除外区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域および、次のオ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソおよびオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯35度06分56.3秒東経135度55分16.2秒
- (イ) 北緯35度06分56.2秒東経135度55分16.6秒
- (ウ) 北緯35度06分55.9秒東経135度55分16.6秒
- (エ) 北緯35度06分55.8秒東経135度55分16.1秒
- (オ) 北緯35度06分56.7秒東経135度55分15.4秒
- (カ) 北緯35度06分55.9秒東経135度55分15.7秒
- (キ) 北緯35度06分55.7秒東経135度55分15.7秒
- (ク) 北緯35度06分54.6秒東経135度55分15.6秒
- (ケ) 北緯35度06分54.6秒東経135度55分15.4秒
- (コ) 北緯35度06分54.7秒東経135度55分15.0秒
- (サ) 北緯35度06分55.0秒東経135度55分14.4秒
- (シ) 北緯35度06分55.5秒東経135度55分13.2秒
- (ス) 北緯35度06分55.6秒東経135度55分13.2秒
- (セ) 北緯35度06分56.6秒東経135度55分13.9秒
- (ソ) 北緯35度06分56.1秒東経135度55分15.0秒

条件 漁場の使用面積は19,000㎡以内とすること。
 漁場内に適当な船通しを設け、漁船の航行に配慮し設置すること。

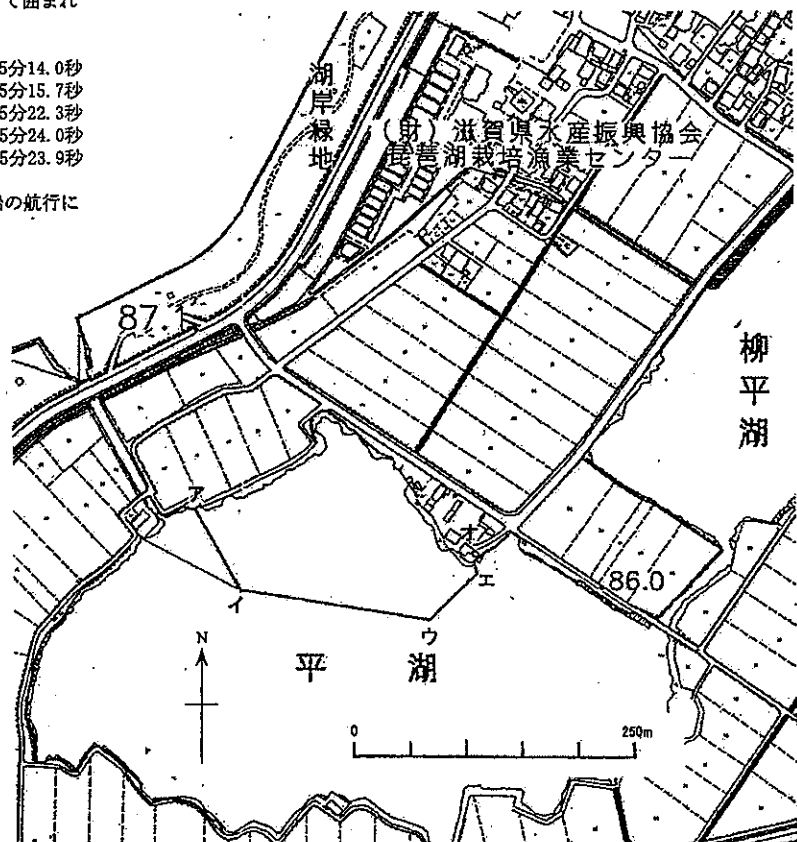


第1種区画漁業権（真珠養殖業）漁場図

免許番号 区第2号
 漁場の位置 草津市志那町地先（平湖）
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線とアの東方の湖岸線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯35度02分59.3秒東経135度55分14.0秒
- (イ) 北緯35度02分56.9秒東経135度55分15.7秒
- (ウ) 北緯35度02分56.1秒東経135度55分22.3秒
- (エ) 北緯35度02分57.4秒東経135度55分24.0秒
- (オ) 北緯35度02分57.7秒東経135度55分23.9秒

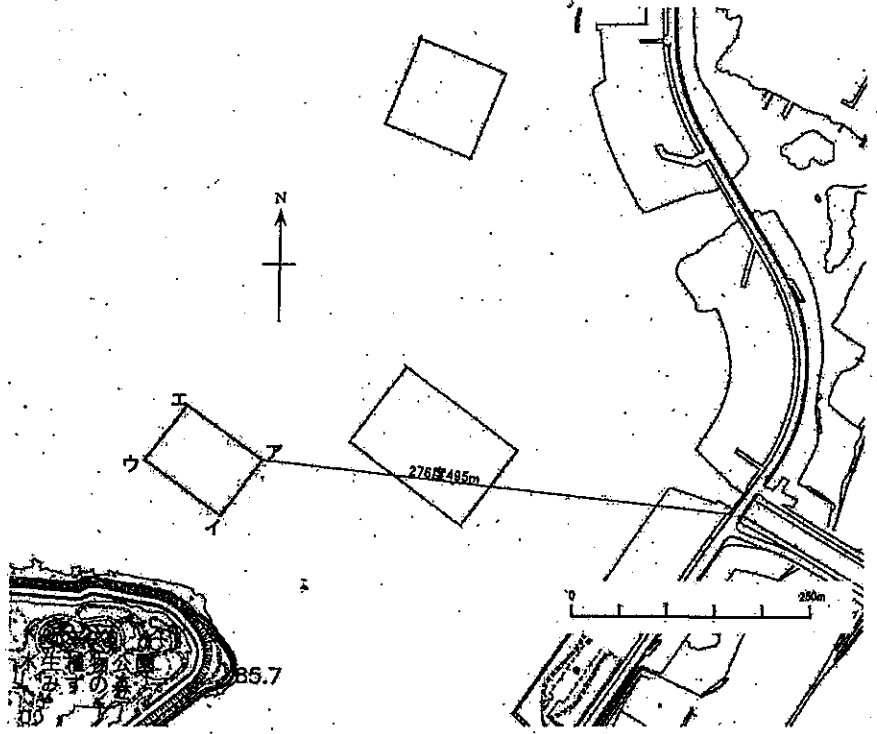
条件 漁場内に適当な船通しを設け、漁船の航行に配慮し設置すること。



第1種区画漁業権（真珠養殖業）漁場図

免許番号 区第3号
 漁場の位置 守山市山賀町地先（赤野井湾）
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

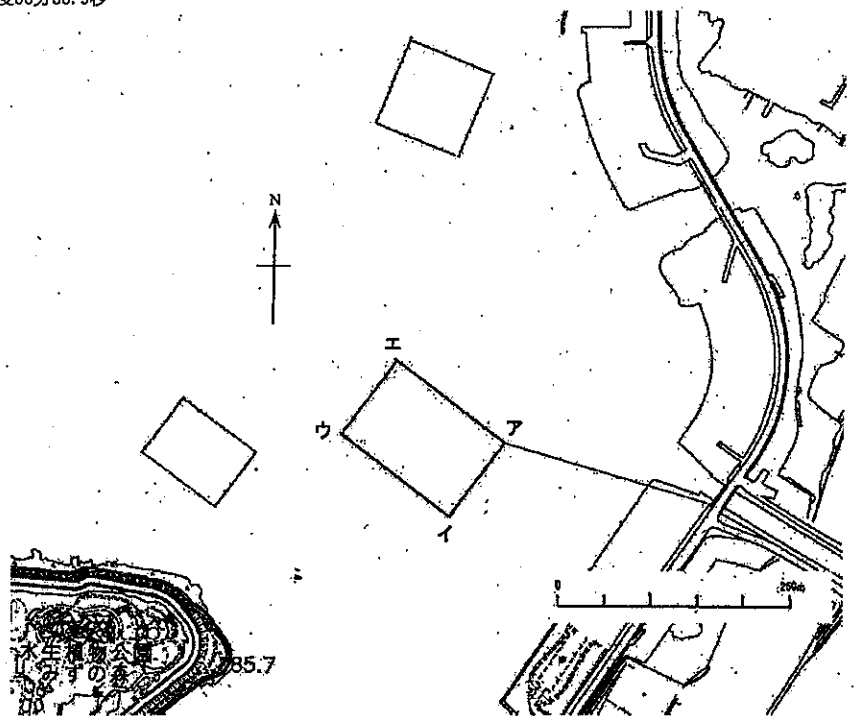
- (ア)北緯35度04分34.5秒東経135度56分33.1秒
- (イ)北緯35度04分32.6秒東経135度56分31.3秒
- (ウ)北緯35度04分34.5秒東経135度56分28.2秒
- (エ)北緯35度04分36.4秒東経135度56分29.9秒



第1種区画漁業権（真珠養殖業）漁場図

免許番号 区第4号
 漁場の位置 守山市山賀町地先（赤野井湾）
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

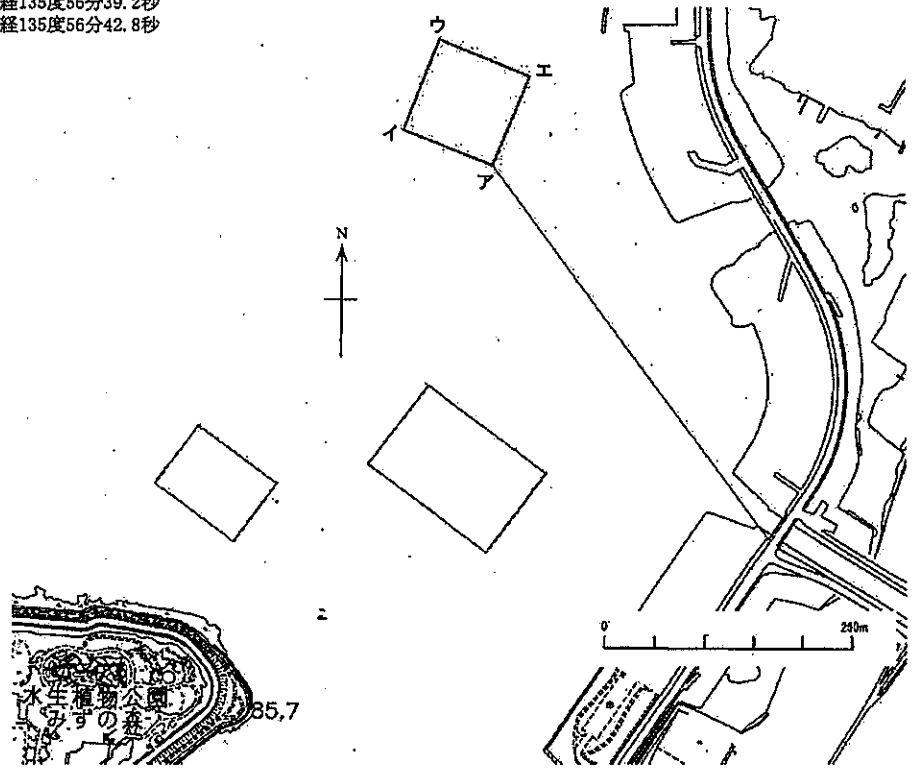
- (ア)北緯35度04分34.9秒東経135度56分43.7秒
- (イ)北緯35度04分32.2秒東経135度56分41.4秒
- (ウ)北緯35度04分35.1秒東経135度56分36.6秒
- (エ)北緯35度04分37.7秒東経135度56分38.9秒



第1種区画漁業権（真珠養殖業）漁場図

免許番号 区第5号
 漁場の位置 守山市山賀町地先（赤野井湾）
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

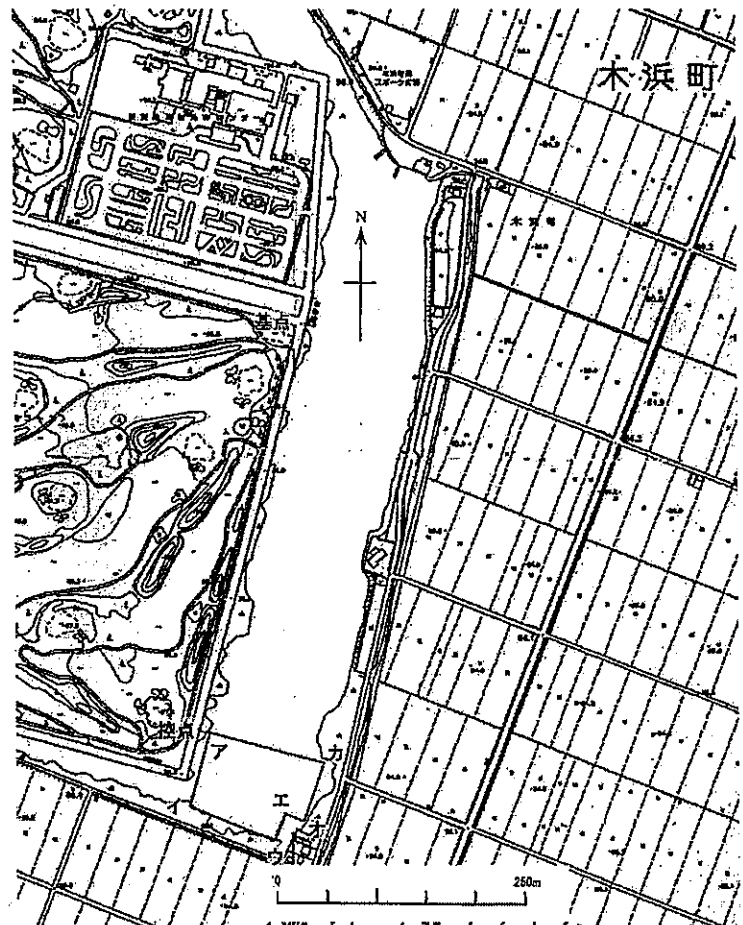
- (ア) 北緯35度04分45.0秒東経135度56分41.3秒
- (イ) 北緯35度04分46.3秒東経135度56分37.7秒
- (ウ) 北緯35度04分49.3秒東経135度56分39.2秒
- (エ) 北緯35度04分48.0秒東経135度56分42.8秒



第1種区画漁業権（真珠養殖業）漁場図

免許番号 区第6号
 漁場の位置 守山市木浜町地先（木浜埋立地にある水路）
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

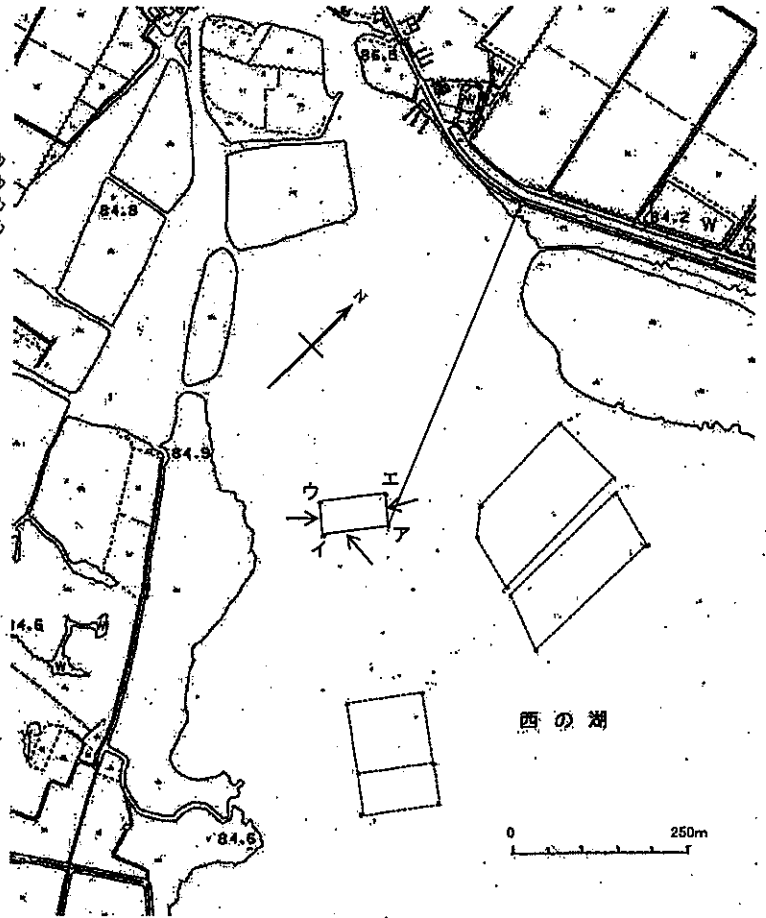
- (ア) 北緯35度05分41.0秒東経135度56分48.7秒
- (イ) 北緯35度05分38.5秒東経135度56分48.0秒
- (ウ) 北緯35度05分37.5秒東経135度56分51.3秒
- (エ) 北緯35度05分38.4秒東経135度56分51.7秒
- (オ) 北緯35度05分38.1秒東経135度56分52.4秒
- (カ) 北緯35度05分40.0秒東経135度56分53.3秒



第1種区画漁業権（真珠養殖業）漁場図

免許番号 区第7号
 漁場の位置 近江八幡市円山町地先（西の湖）
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

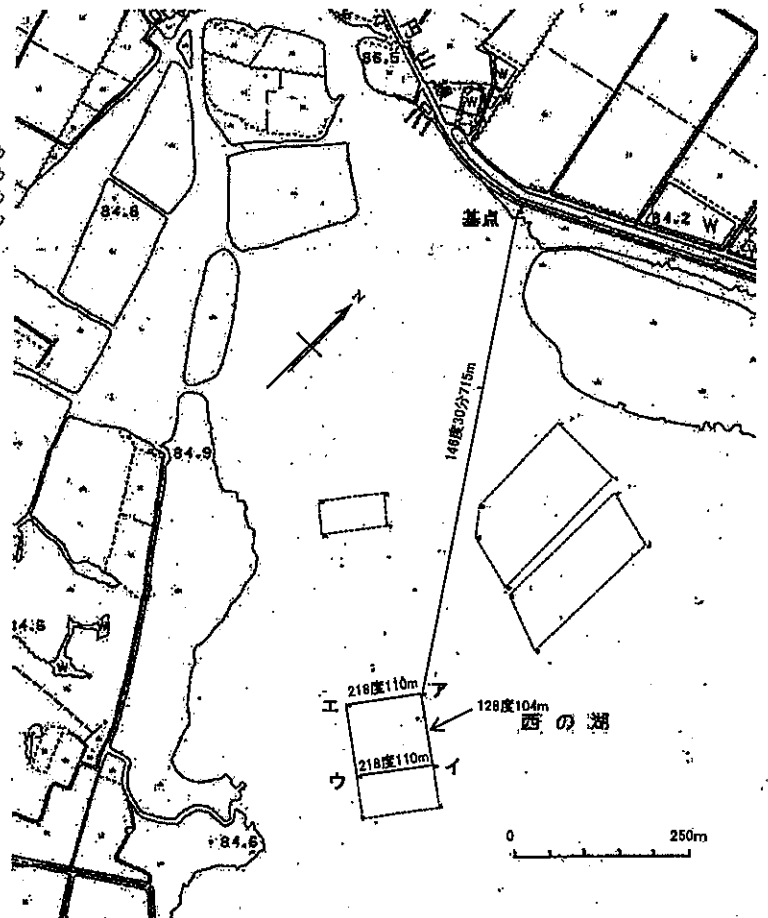
- (ア) 北緯35度09分34.2秒 東経136度06分30.1秒
- (イ) 北緯35度09分31.6秒 東経136度06分27.8秒
- (ウ) 北緯35度09分32.5秒 東経136度06分26.2秒
- (エ) 北緯35度09分35.1秒 東経136度06分28.5秒



共同漁業権漁場図

免許番号 区第8号
 漁場の位置 近江八幡市安土町常楽寺地先（西の湖）
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

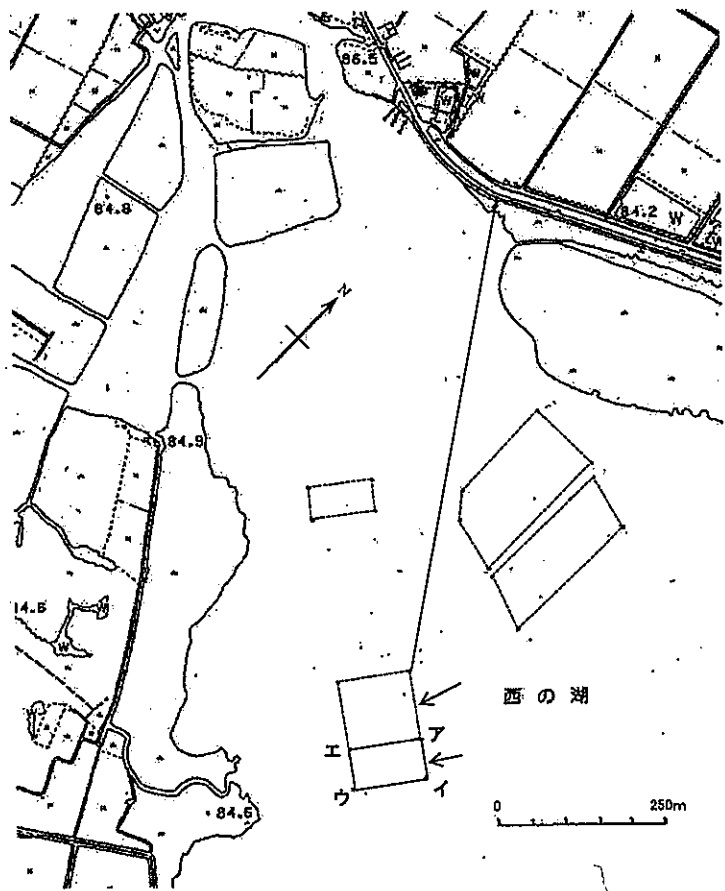
- (ア) 北緯35度09分29.2秒 東経136度06分38.3秒
- (イ) 北緯35度09分27.1秒 東経136度06分41.5秒
- (ウ) 北緯35度09分24.3秒 東経136度06分38.8秒
- (エ) 北緯35度09分26.4秒 東経136度06分35.6秒



第1種区画漁業権（真珠養殖業）漁場図

免許番号 区第9号
 漁場の位置 近江八幡市安土町常楽寺地先(西の湖)
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

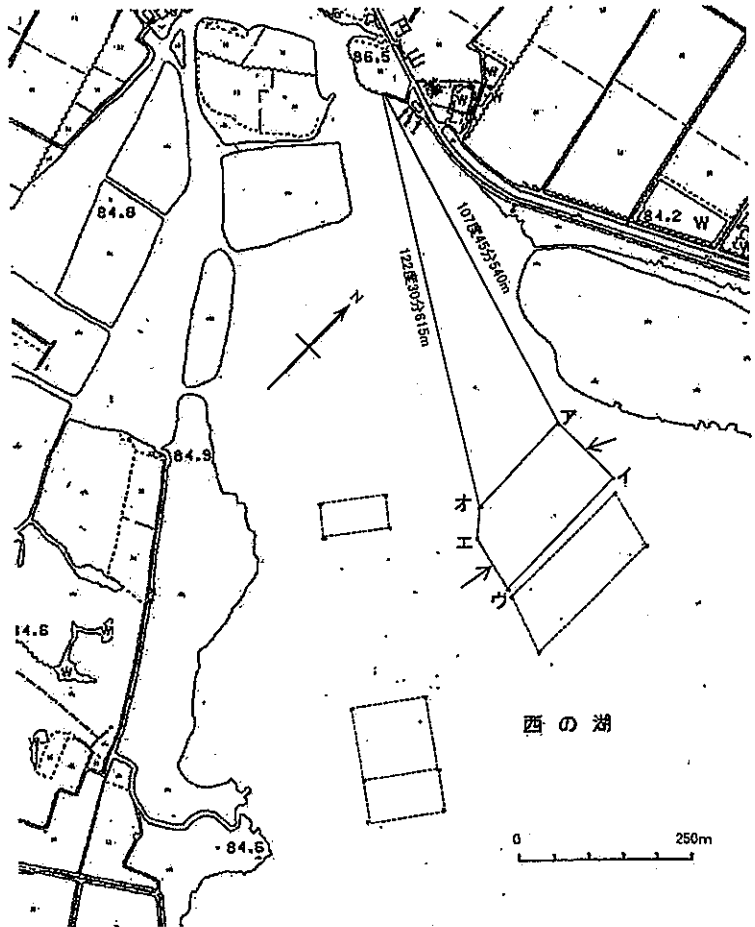
- (ア) 北緯35度09分27.1秒東経136度06分41.5秒
- (イ) 北緯35度09分26.1秒東経136度06分43.2秒
- (ウ) 北緯35度09分23.3秒東経136度06分40.5秒
- (エ) 北緯35度09分24.3秒東経136度06分38.8秒



第1種区画漁業権（真珠養殖業）漁場図

免許番号 区第10号
 漁場の位置 近江八幡市安土町常楽寺地先(西の湖)
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

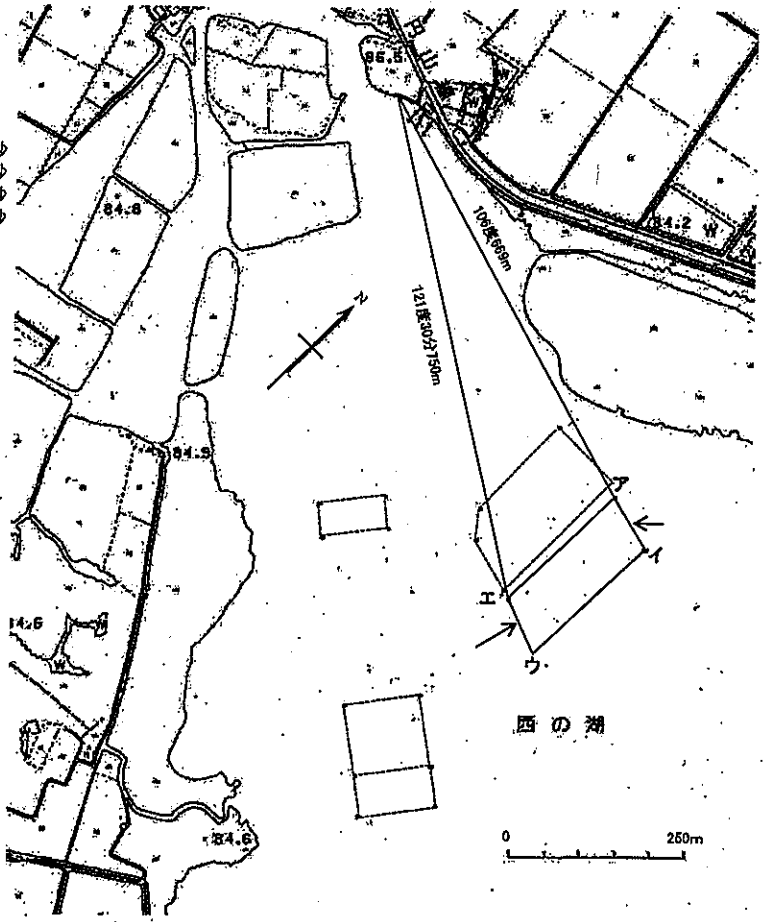
- (ア) 北緯35度09分42.6秒東経136度06分33.3秒
- (イ) 北緯35度09分42.5秒東経136度06分37.7秒
- (ウ) 北緯35度09分35.3秒東経136度06分37.8秒
- (エ) 北緯35度09分36.0秒東経136度06分34.5秒
- (オ) 北緯35度09分37.2秒東経136度06分33.5秒



第1種区画漁業権（真珠養殖業）漁場図

免許番号 区第11号
 漁場の位置 近江八幡市安土町常楽寺地先(西の湖)
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯35度09分41.9秒東経136度06分38.4秒
- (イ) 北緯35度09分41.3秒東経136度06分41.8秒
- (ウ) 北緯35度09分34.2秒東経136度06分41.4秒
- (エ) 北緯35度09分35.2秒東経136度06分38.3秒

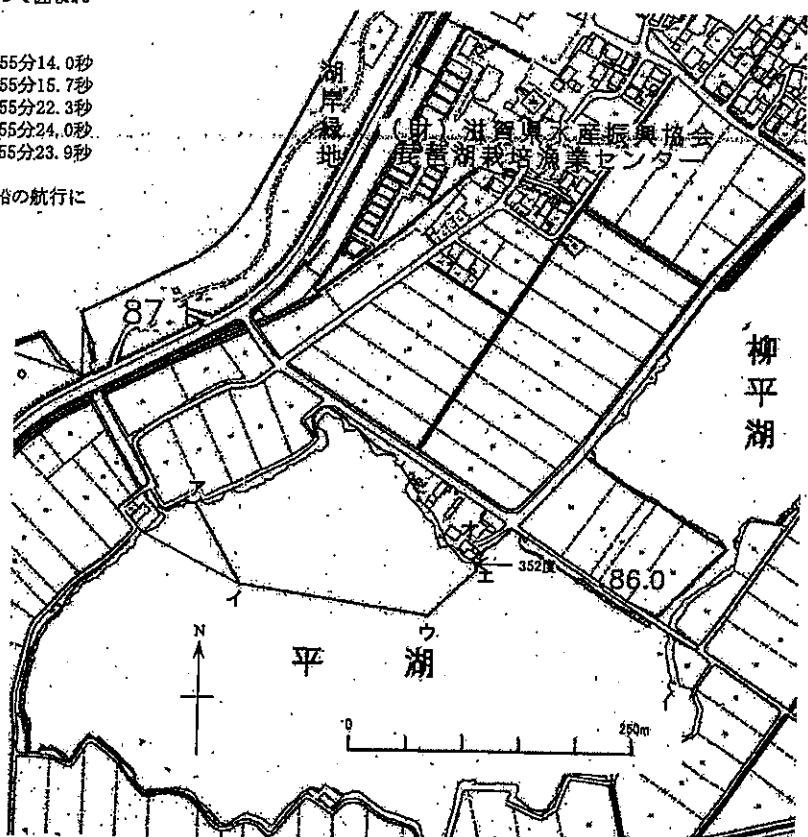


第1種区画漁業権（簡易垂下式真珠母貝養殖業）漁場図

免許番号 区第201号
 漁場の位置 草津市志那町地先(平湖)
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線とアの東方の湖岸線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯35度02分59.3秒東経135度55分14.0秒
- (イ) 北緯35度02分56.9秒東経135度55分15.7秒
- (ウ) 北緯35度02分56.1秒東経135度55分22.3秒
- (エ) 北緯35度02分57.4秒東経135度55分24.0秒
- (オ) 北緯35度02分57.7秒東経135度55分23.9秒

条件 漁場内に適当な船通しを設け、漁船の航行に配慮し設置すること。



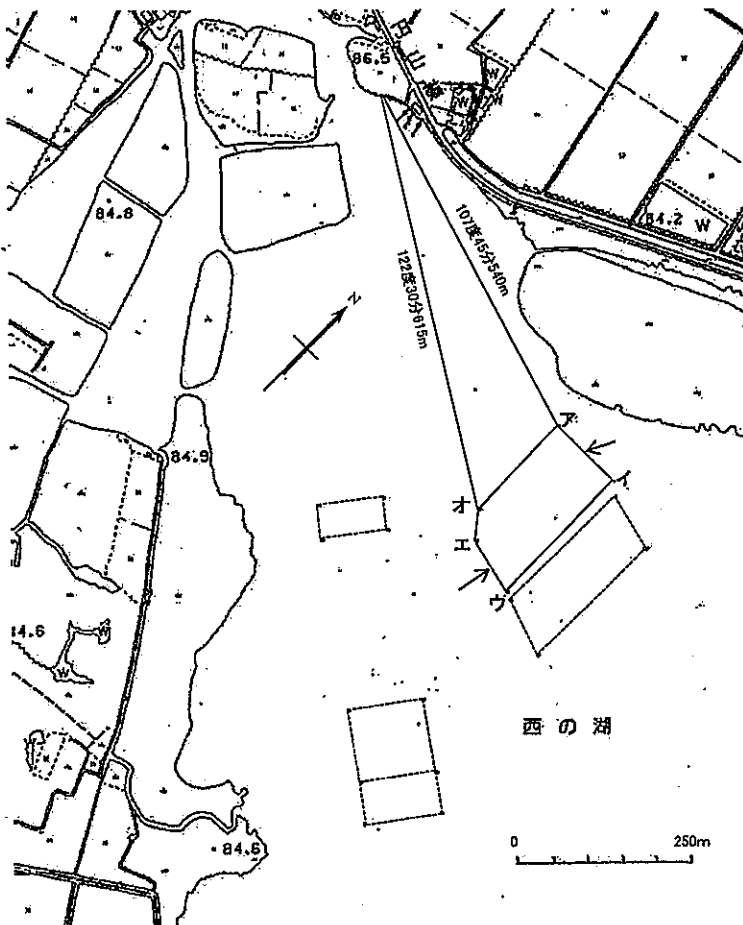
第1種区画漁業権（簡易垂下式真珠母貝養殖業）漁場図
 免許番号 区第202号
 漁場の位置 守山市木浜町地先（木浜埋立地にある水路）
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯35度05分41.0秒東経135度56分48.7秒
- (イ) 北緯35度05分38.5秒東経135度56分48.0秒
- (ウ) 北緯35度05分37.5秒東経135度56分51.3秒
- (エ) 北緯35度05分38.4秒東経135度56分51.7秒
- (オ) 北緯35度05分38.1秒東経135度56分52.4秒
- (カ) 北緯35度05分40.0秒東経135度56分53.3秒



第1種区画漁業権（簡易垂下式真珠母貝養殖業）漁場図
 免許番号 区第203号
 漁場の位置 近江八幡市安土町常楽寺地先（西の湖）
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

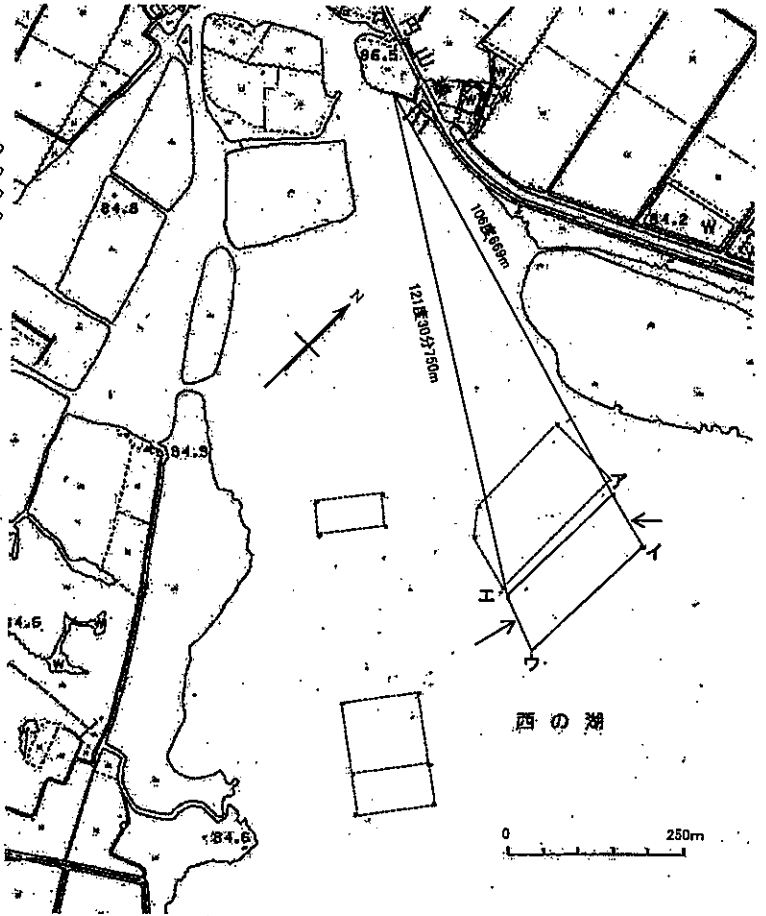
- (ア) 北緯35度09分42.6秒東経136度06分33.3秒
- (イ) 北緯35度09分42.5秒東経136度06分37.7秒
- (ウ) 北緯35度09分35.3秒東経136度06分37.8秒
- (エ) 北緯35度09分36.0秒東経136度06分34.5秒
- (オ) 北緯35度09分37.2秒東経136度06分33.5秒



第1種区画漁業権（簡易垂下式真珠母貝養殖業）漁場図

免許番号 区第204号
 漁場の位置 近江八幡市安土町常楽寺地先（西の湖）
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

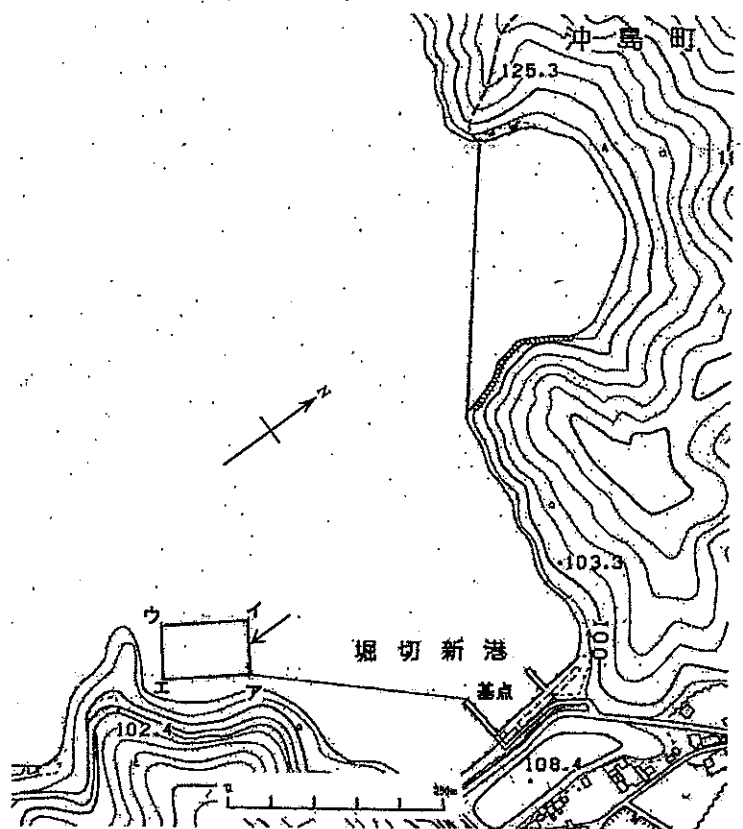
- (ア) 北緯35度09分41.9秒 東経136度06分38.4秒
- (イ) 北緯35度09分41.3秒 東経136度06分41.8秒
- (ウ) 北緯35度09分34.2秒 東経136度06分41.4秒
- (エ) 北緯35度09分35.2秒 東経136度06分38.3秒



第1種区画漁業権（小割式魚類養殖業）漁場図

免許番号 区第1301号
 漁場の位置 近江八幡市沖島町地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

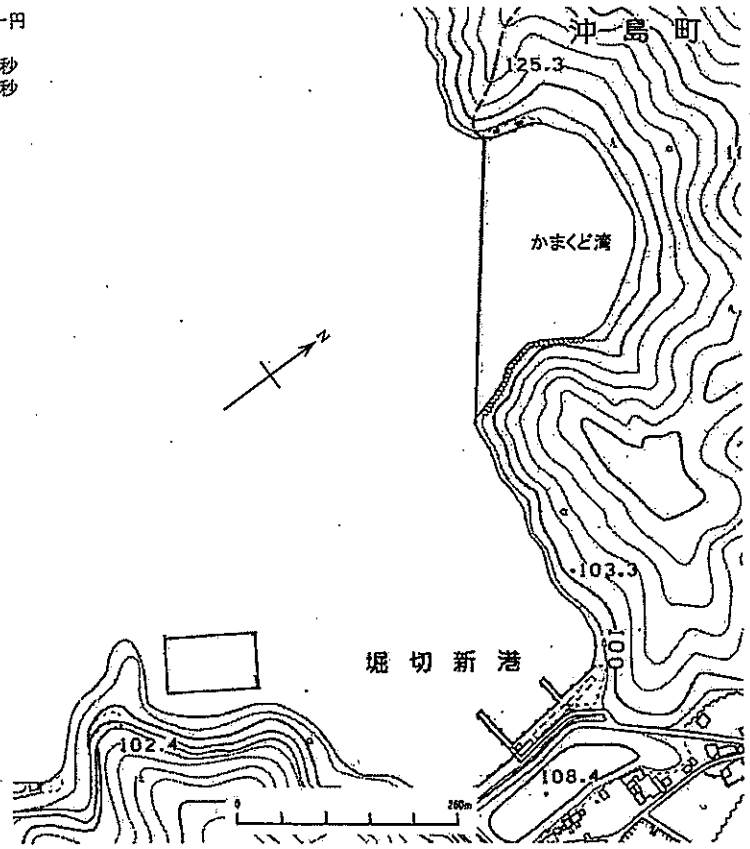
- (ア) 北緯35度11分33.4秒 東経136度05分25.4秒
- (イ) 北緯35度11分34.8秒 東経136度05分23.5秒
- (ウ) 北緯35度11分32.4秒 東経136度05分20.8秒
- (エ) 北緯35度11分31.0秒 東経136度05分22.7秒



第1種区画漁業権（小割式魚類養殖業）漁場図

免許番号 区第1302号
 漁場の位置 近江八幡市沖島町地先
 漁場の区域 次のアとイとを結んだ線以北のかまくだ湾一円

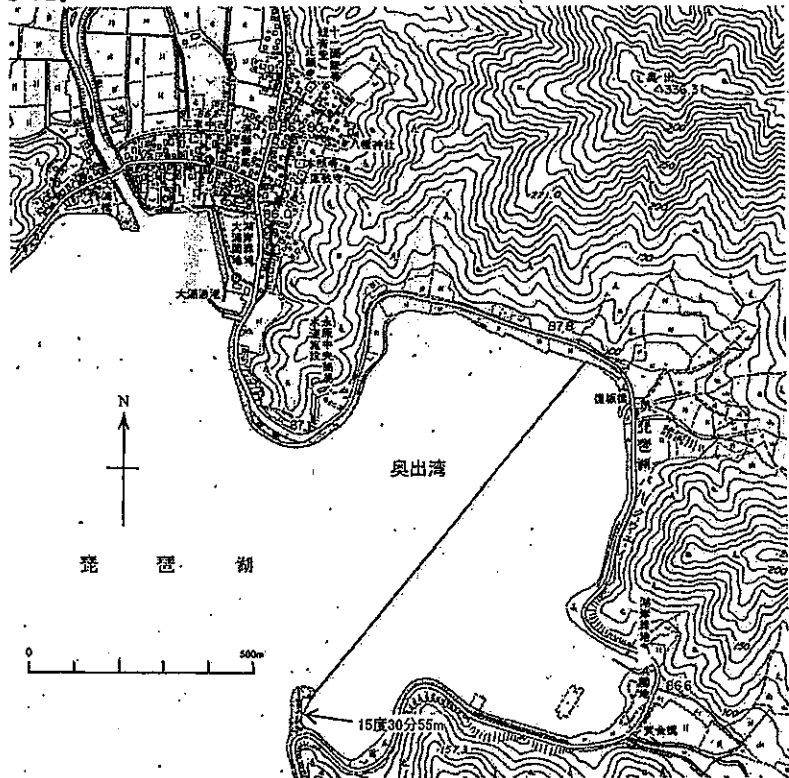
(ア)北緯35度11分53.3秒東経136度05分14.6秒
 (イ)北緯35度11分46.1秒東経136度05分24.0秒



第1種区画漁業権（小割式魚類養殖業）漁場図

免許番号 区第1303号
 漁場の位置 長浜市西浅井町菅浦地先
 漁場の区域 次のアとイを結んだ線とこれより東側の湖岸線によって囲まれた奥出湾

条件 (ア)北緯35度29分03.0秒東経136度07分54.1秒
 (イ)北緯35度28分38.7秒東経136度07分29.2秒
 漁場の使用面積は7,000㎡以内とすること。

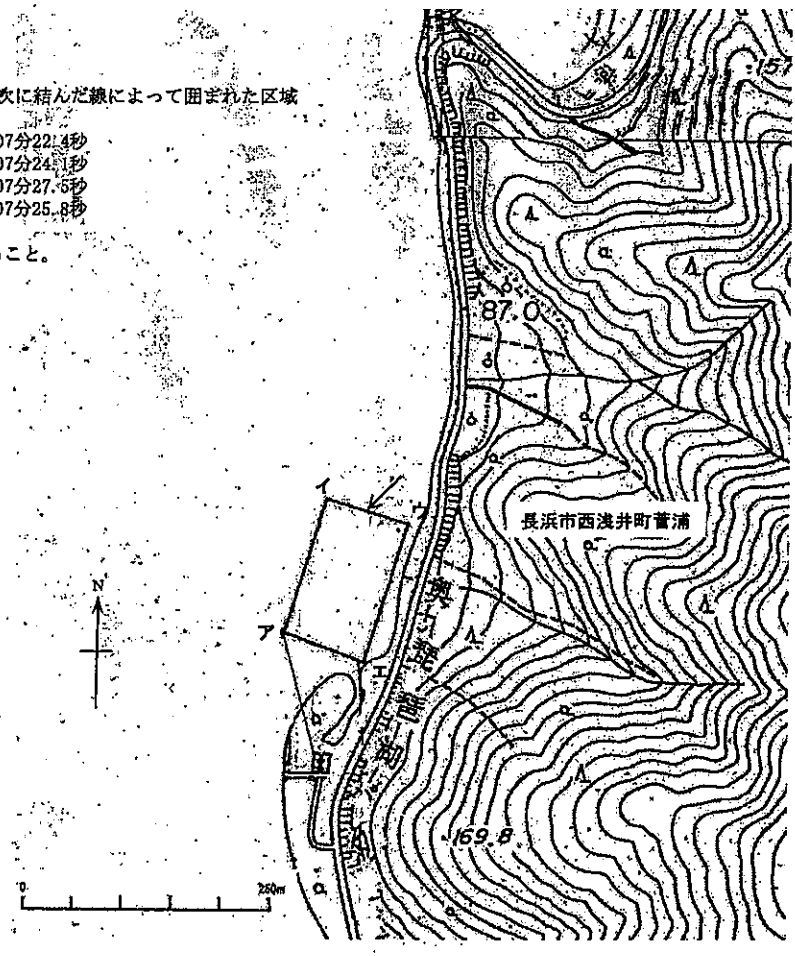


第1種区画漁業権 (小割式魚類養殖業) 漁場図

免許番号 区第1304号
漁場の位置 長浜市西浅井町菅浦地先
漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯35度28分15.8秒東経136度07分22.4秒
- (イ) 北緯35度28分20.5秒東経136度07分24.1秒
- (ウ) 北緯35度28分19.6秒東経136度07分27.6秒
- (エ) 北緯35度28分15.0秒東経136度07分25.8秒

条件 漁場の使用面積は1,000㎡以内とすること。



琵琶湖海区漁場計画（案）に関する説明資料

1. 漁場計画（案）作成にあたっての検討内容

- 現漁業権者の要望に基づき、漁場の活用状況を調査した上で、現行の漁場を計画(案)に含めた。
- それぞれの漁場について、今後の生産性の見込み、行使の見込み、漁場区域の変更や統合を検討した（概要は下表のとおり）。

| 漁業権の種類および名称 | | | 現存する
漁業権数 | 漁場計画に設
定する漁場数 | 見直しの概要 |
|-------------------|-------------|---------------|--------------|------------------|---|
| 共同
漁業
権 | 第1種 | しじみ等漁業 | 3 | 3 | いずれの漁場も今後の生産性が見込まれるため存置する |
| | 第2種 | 小型定置網（えり）漁業 | 93 | 54 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の生産性が見込まれるため存置する漁場 49 件 ・ 行使の見込みがなく切り替えをしない漁場 35 件 ・ 漁業の効率化のために漁場区域の変更および統合を行う漁場 9 件
(その結果、計画案では5件) |
| | | やな漁業 | 8 | 8 | いずれの漁場も今後の生産性が見込まれるため存置する |
| | 第5種
(海面) | こい、ふな等漁業 | 4 | 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の生産性が見込まれるため存置する漁場 3 件 ・ 行使の見込みがなく切り替えをしない漁場 1 件 |
| 区
画
漁業
権 | 第1種 | 真珠養殖漁業 | 11 | 11 | いずれの漁場も今後の生産性が見込まれるため存置する |
| | | 簡易垂下式真珠母貝養殖漁業 | 4 | 4 | |
| | | 小割式養殖漁業 | 4 | 4 | |

別添1 漁場位置図

2. 利害関係人の意見徴取について

漁場計画（素案）について利害関係人の意見を徴取したところ、計共第 122 号第 2 種共同漁業権の漁場区域について沖側への拡大に対し、漁船の航行や漁業の支障があるとした意見が 1 件提出された。

計共第 122 号第 2 種共同漁業権の関係者は、同意見を受け漁場の沖側端を現行漁場に合わせ縮小する漁場区域の見直しを提示し、利害関係人との調整が図られた。

3. 公益上の支障の有無について

関係機関と協議し、全漁場について公益上の支障は認められないことを確認した。

別添 2 公益上の支障に関する関係機関との協議結果

4. 適切かつ有効の判断について

漁業法第 63 条第 1 項第 2 号に基づき、本計画に設定する各漁場について適切かつ有効の判断を行った。これまで各漁業権者から報告のあった漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告、ヒアリング、現地確認等において、適切かつ有効に活用されていると評価できた漁場 76 件を類似漁業権として設定した。

同様の報告等において複数年の行使が認められない漁場や大幅な変更を伴う漁場 9 件は、非活用漁業権とした。これらの漁場については、海区漁場計画樹立方針に従い、存続期間を 5 年間とするとともに関係する漁業協同組合がその管理および行使について具体的計画を有する漁場について、新規漁業権を設定する。

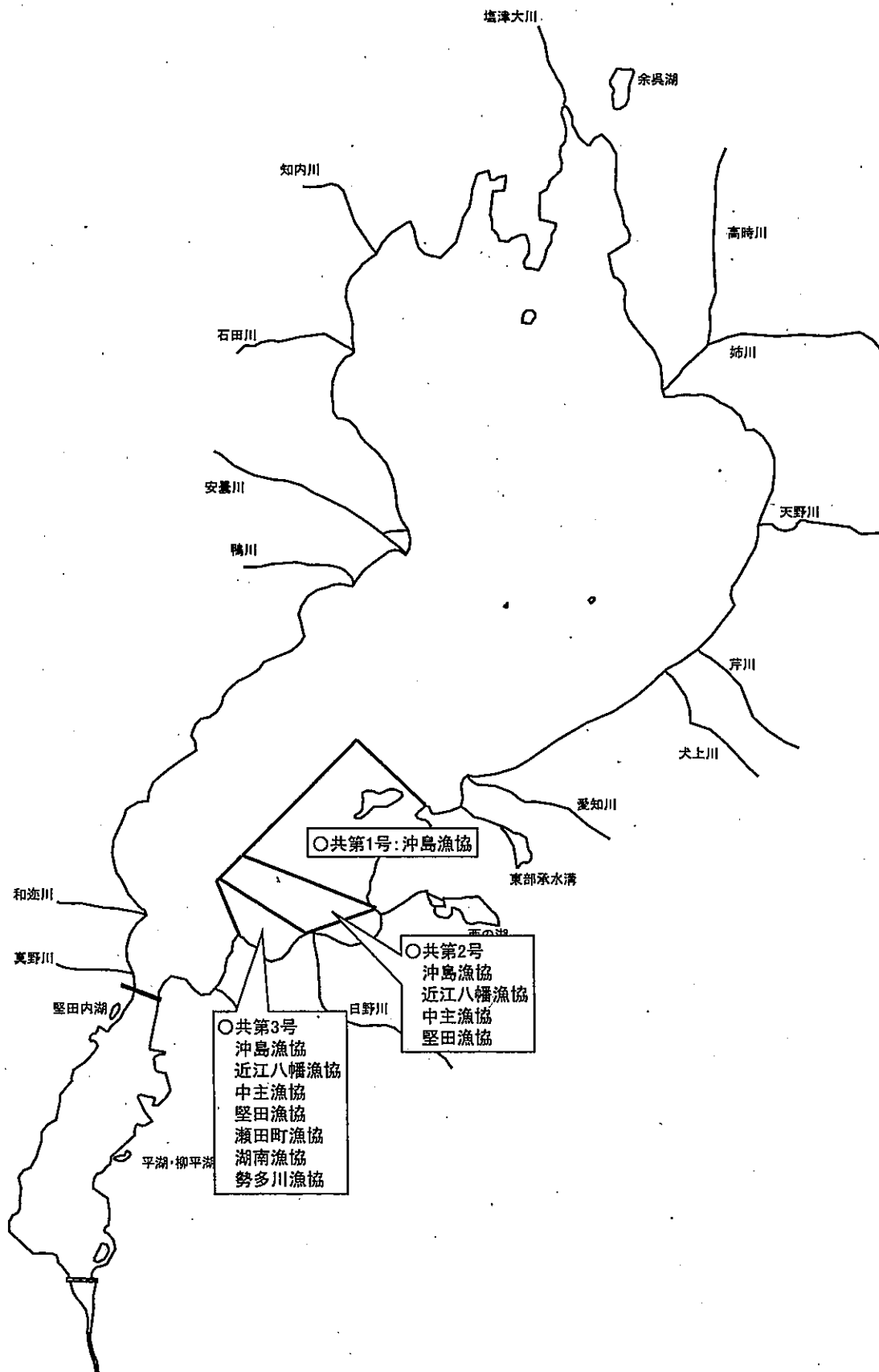
非活用漁業権（いずれも第 2 種共同漁業権小型定置網漁業）

| 内容 | 漁場計画の公示番号（現行の漁業権者） |
|-----------------|--|
| 複数年の行使が認められない漁場 | 共第 117 号（山田漁協）
共第 136 号（長浜漁協）
共第 138 号（南浜漁協）
共第 141 号、共第 143 号、共第 144 号（朝日漁協） |
| 大幅な変更を伴う漁場 | 共第 120 号（玉津小津漁協）
共第 122 号（守山漁協）
共第 135 号（長浜漁協） |

別添 3 適切かつ有効の評価一覧表（R3、R4）

第1種共同漁業の位置図

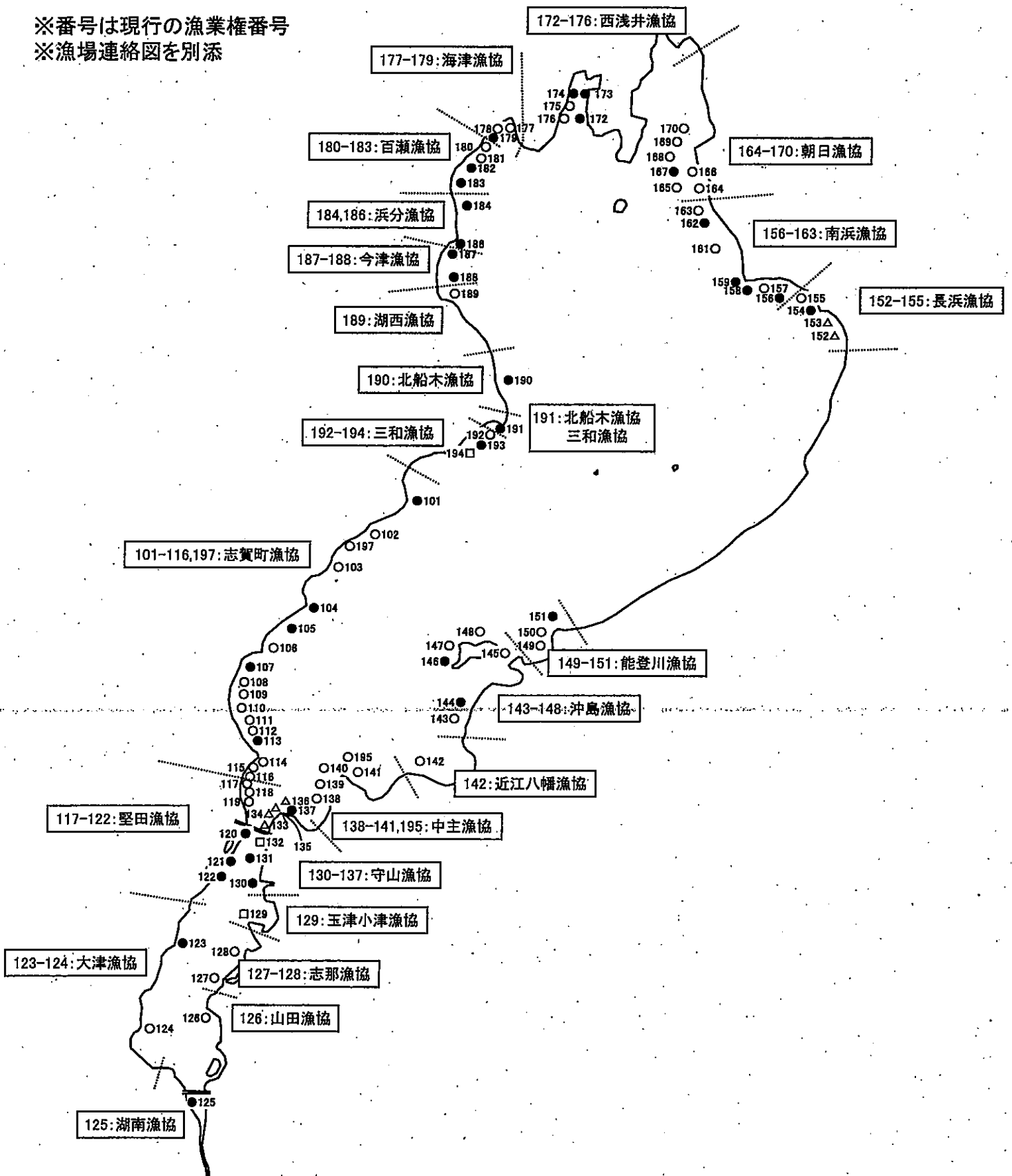
○:現状通り切替



第2種共同漁業(小型定置網漁業)の位置図

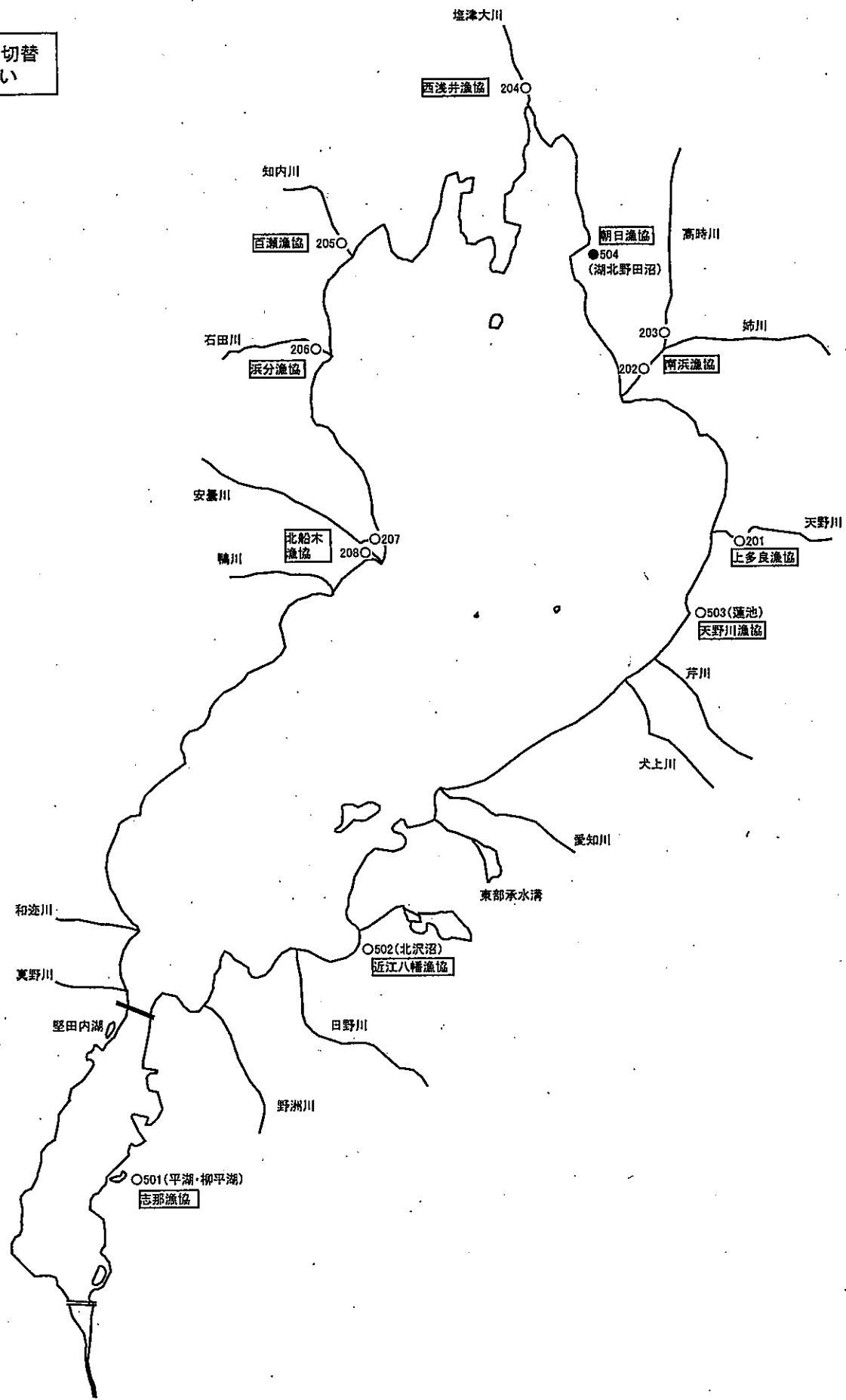
- : 現状通り切替
- △: 漁場を統合
- : 漁場区域を変更
- : 切替しない

※番号は現行の漁業権番号
 ※漁場連絡図を別添

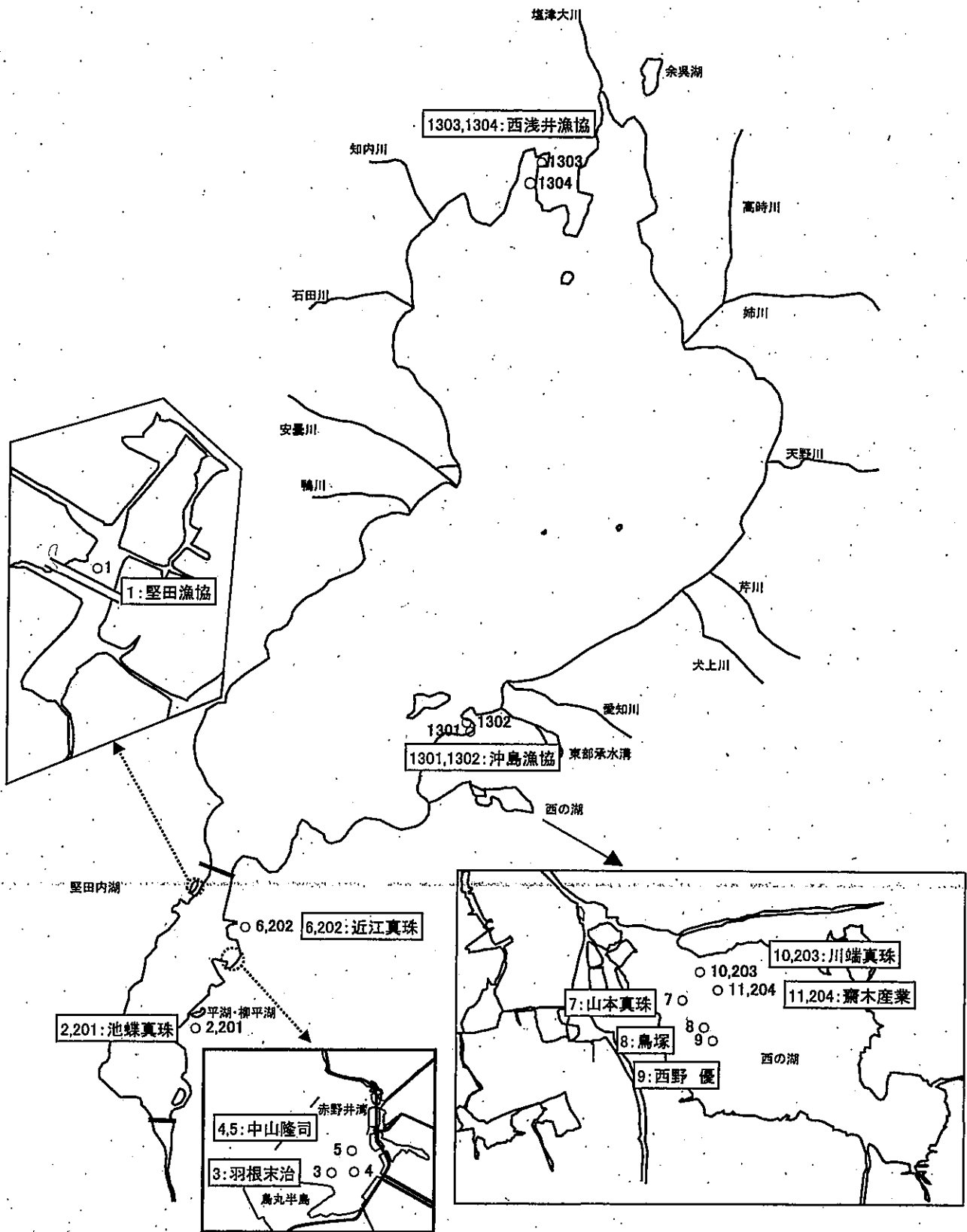


第2種共同漁業(やな漁業)・第五種共同漁業の位置図

○:現状通り切替
●:切替しない



第1種区画漁業(小割式魚類養殖、真珠養殖、真珠母貝養殖)の位置図



第2種共同漁業権（小型定置網）
漁場連絡図

上段：現行の漁業権番号
下段：（漁場計画素案の公示番号）
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1 / 25,000



共第101号

共第102号
（計共第101号）



第2種共同漁業権(小型定置網) 漁場連絡図

共第197号
(計共第102号)

上段: 現行の漁業権番号
下段: (漁場計画素案の公示番号)
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

共第103号
(計共第103号)

共第104号

共第105号

共第106号
(計共第104号)

1/25,000

0 200 400 600 800 1000 1200

第2種共同漁業権（小型定置網）
漁場連絡図

上段：現行の漁業権番号

下段：（漁場計画素案の公示番号）

※下段の記載がないものは切替しない漁業権

共第107号

1 / 25, 000

共第108号
（計共第105号）

共第109号
（計共第106号）

共第110号
（計共第107号）

共第111号
（計共第108号）

共第112号
（計共第109号）

共第113号

共第114号
（計共第110号）

共第115号
（計共第111号）

共第116号
（計共第112号）

共第117号
（計共第113号）

1/25000

0 200 400 600 800 1000 1200

第2種共同漁業権（小型定置網）
漁場連絡図

共第116号
(計共第112号)

共第117号
(計共第113号)

共第118号
(計共第114号)

共第119号
(計共第115号)

共第120号

共第121号

共第122号

次頁に拡大

共第131号

共第130号

上段: 現行の漁業権番号
下段: (漁場計画素案の公示番号)
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1 / 25,000



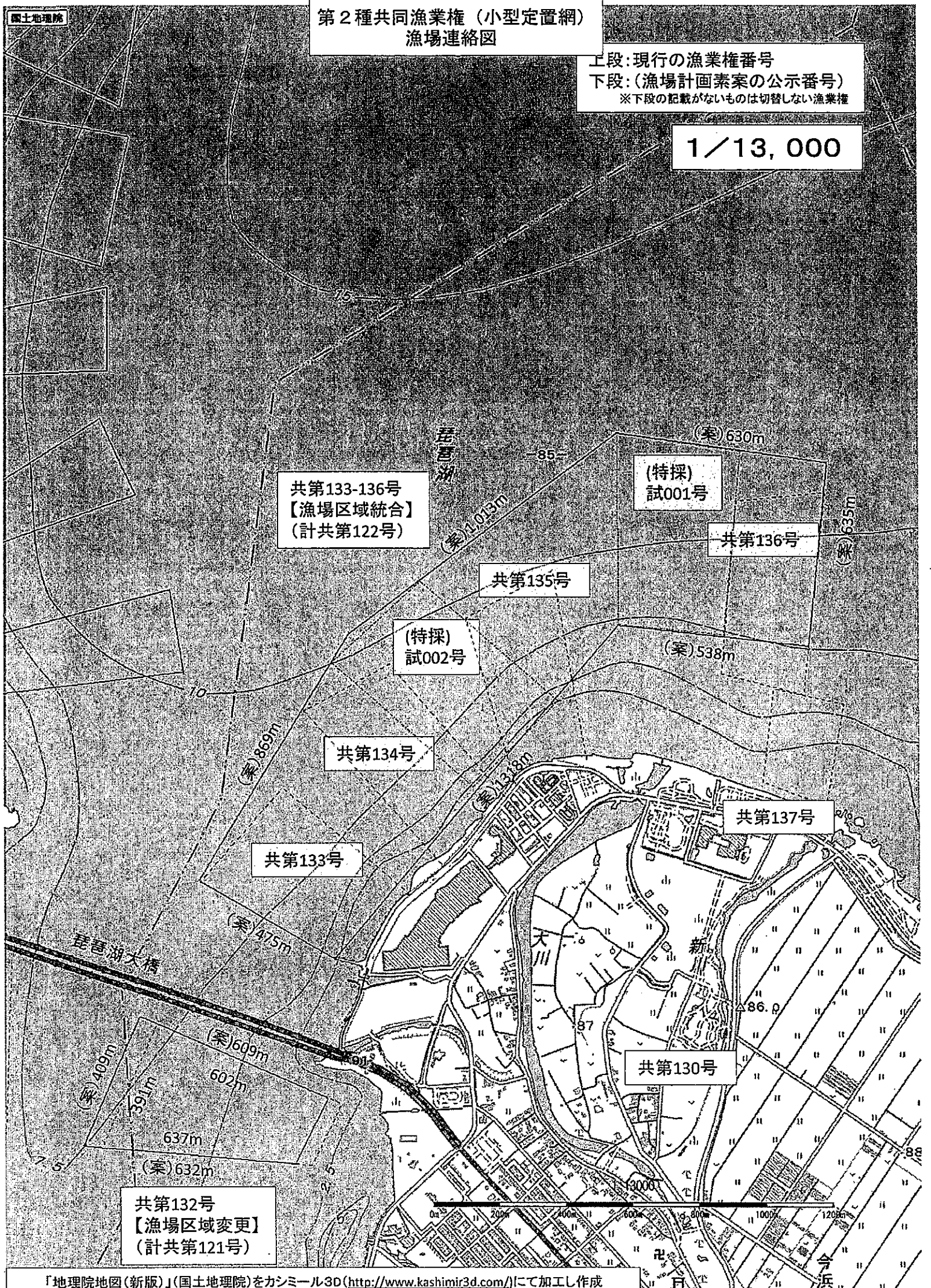
第2種共同漁業権(小型定置網) 漁場連絡図

上段: 現行の漁業権番号

下段: (漁場計画素案の公示番号)

※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1 / 13,000



第2種共同漁業権（小型定置網）
漁場連絡図

1/25,000

共第121号

上段：現行の漁業権番号
下段：（漁場計画素案の公示番号）
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

共第122号

共第130号

共第123号

共第129号
【漁場区域変更】
（計共第120号）

共第128号
（計共第119号）

共第127号
（計共第118号）

第2種共同漁業権(小型定置網)
漁場連絡図

1/25,000

上段: 現行の漁業権番号
下段: (漁場計画素案の公示番号)
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

共第124号
(計共第116号)

共第126号
(計共第117号)

共第125号

大津市

大津市

第2種共同漁業権(小型定置網)
漁場連絡図

上段: 現行の漁業権番号

下段: (漁場計画素案の公示番号)

※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

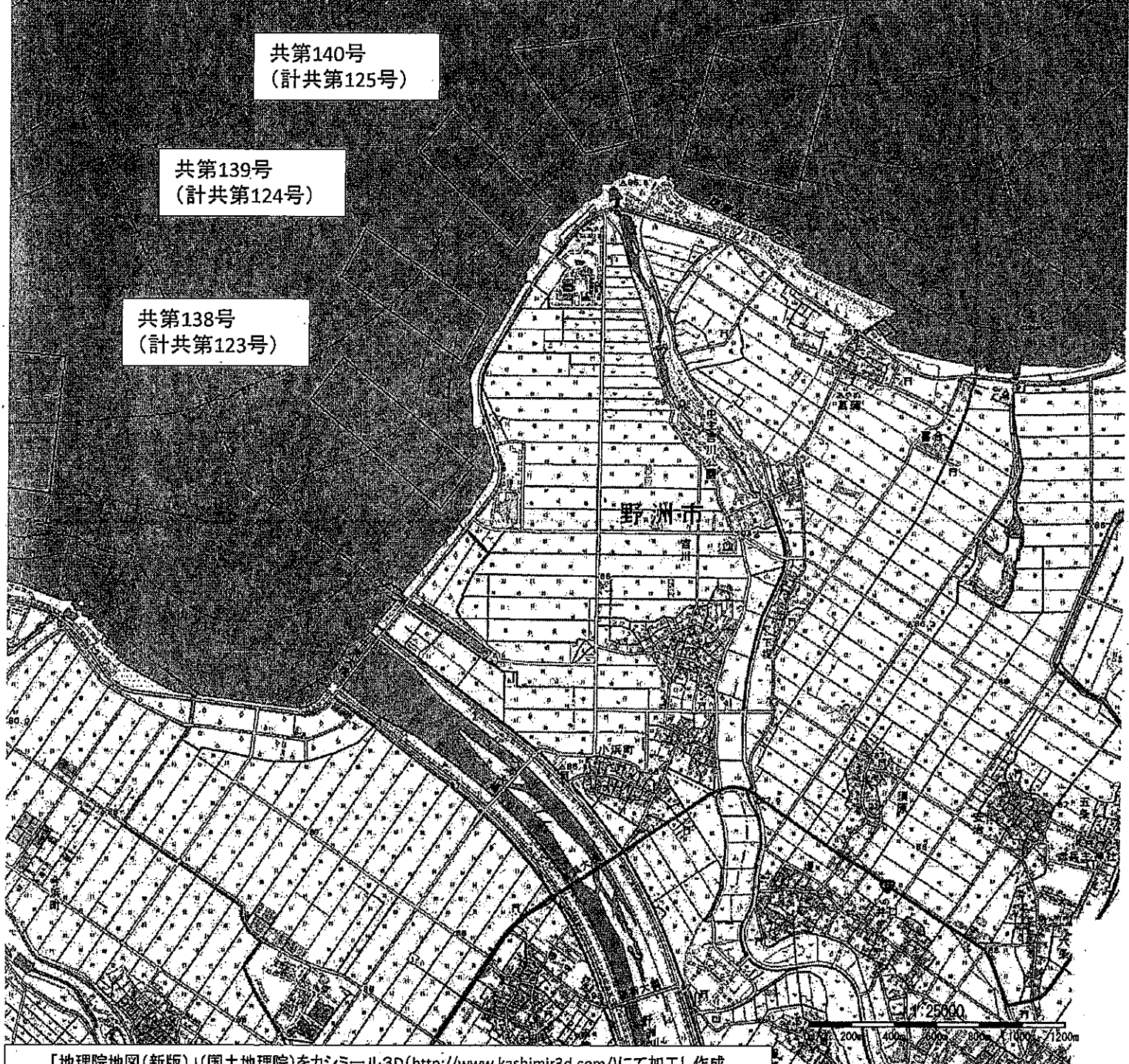
共第195号
(計共第126号)

共第141号
(計共第127号)

共第140号
(計共第125号)

共第139号
(計共第124号)

共第138号
(計共第123号)



第2種共同漁業権(小型定置網)
漁場連絡図

上段: 現行の漁業権番号

下段: (漁場計画素案の公示番号)

※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

共第143号
(計共第129号)

共第142号
(計共第128号)



1:25000
0m 200m 400m 600m 800m 1000m 1200m

第2種共同漁業権(小型定置網)
漁場連絡図

上段: 現行の漁業権番号
下段: (漁場計画素案の公示番号)
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

共第148号
(計共第132号)

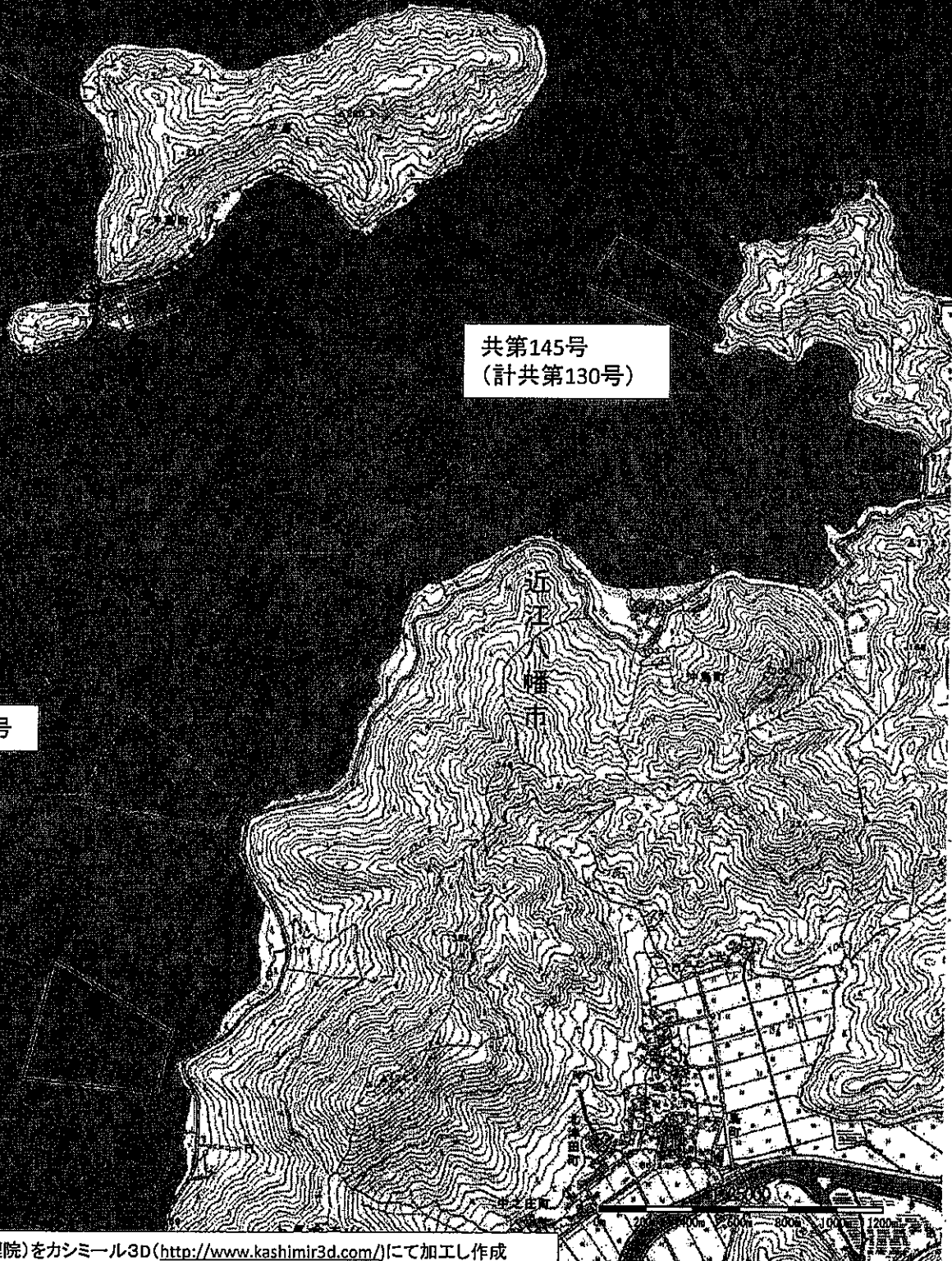
共第147号
(計共第131号)

共第146号

共第145号
(計共第130号)

共第144号

共第143号
(計共第129号)



第2種共同漁業権(小型定置網)
漁場連絡図

上段: 現行の漁業権番号
下段: (漁場計画素案の公示番号)
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

共第151号

共第150号
(計共第134号)

共第149号
(計共第133号)

共第145号
(計共第130号)

彦根市

江市

近江
幡市

大甲の湖干拓地

大甲の湖干拓地



第2種共同漁業権(小型定置網)
漁場連絡図

上段: 現行の漁業権番号
下段: (漁場計画素案の公示番号)
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

共第155号
(計共第136号)

共第154号

共第152,153号【統合】
(計共第135号)

322m
1539m
597m
1100m



第2種共同漁業権(小型定置網)
漁場連絡図

上段: 現行の漁業権番号
下段: (漁場計画素案の公示番号)
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

共第161号
(計共第138号)

共第159号

共第158号

共第157号
(計共第137号)

共第156号

共第155号
(計共第136号)

共第154号

1:25000

0m 200m 400m 600m 800m 1000m 1200m

第2種共同漁業権(小型定置網)
漁場連絡図

上段: 現行の漁業権番号

下段: (漁場計画素案の公示番号)

※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

共第169号
(計共第144号)

共第170号
(計共第145号)

共第168号
(計共第143号)

共第166号
(計共第142号)

共第167号

共第164号
(計共第140号)

共第165号
(計共第141号)

共第163号
(計共第139号)

共第162号

第2種共同漁業権(小型定置網)
漁場連絡図

上段: 現行の漁業権番号

下段: (漁場計画素案の公示番号)

※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

長
浜
市

長
浜
市

共第174号

共第173号

共第175号
(計共第146号)

共第172号

共第176号
(計共第147号)

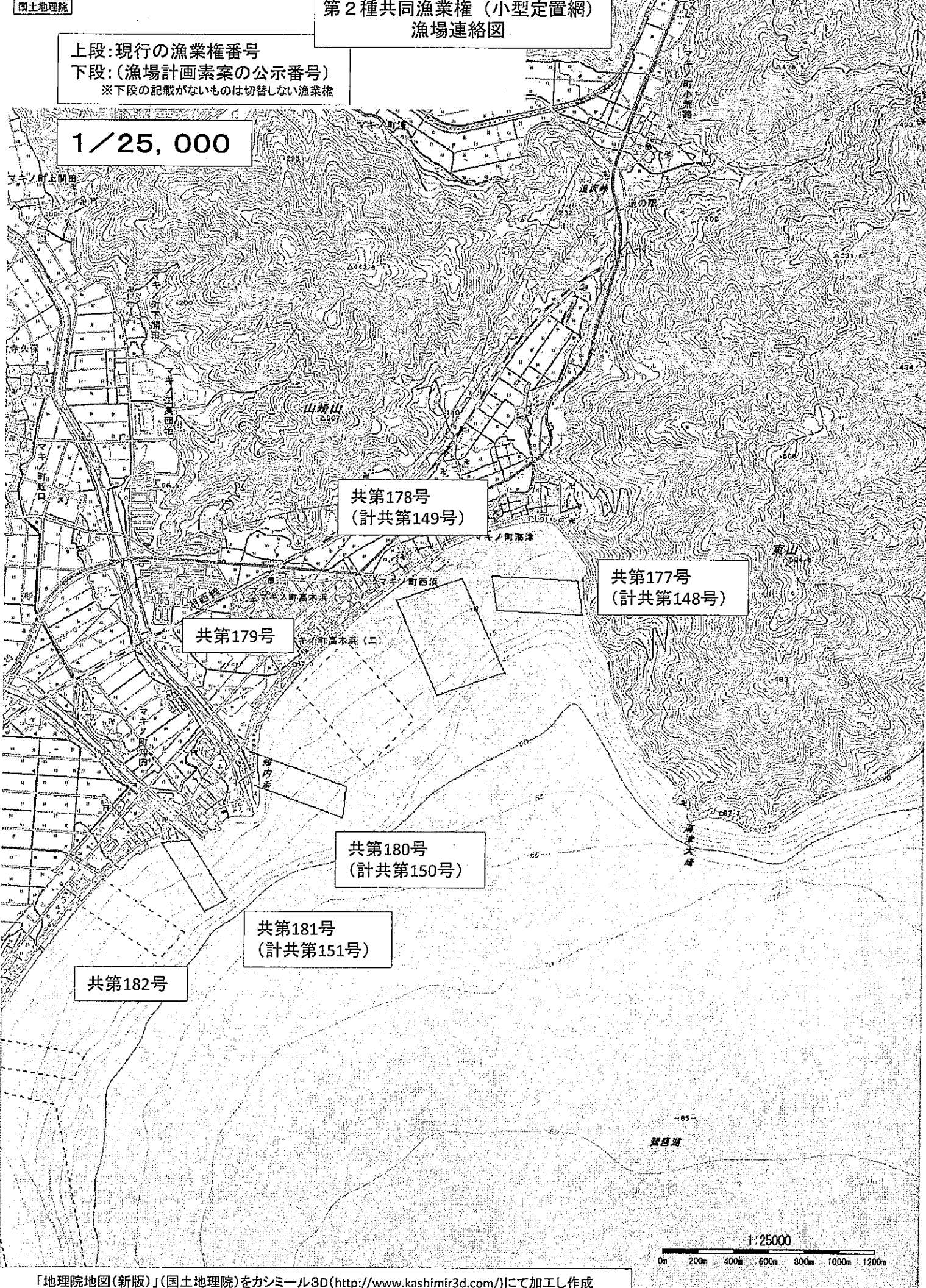
1:25,000

0 200 400 600 800 1000 1200

第2種共同漁業権（小型定置網）
漁場連絡図

上段：現行の漁業権番号
下段：（漁場計画素案の公示番号）
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000



1:25000



第2種共同漁業権（小型定置網） 漁場連絡図

上段：現行の漁業権番号
下段：（漁場計画素案の公示番号）
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

共第183号

共第184号

共第186号

共第187号

共第188号

共第189号
（計共第152号）



第2種共同漁業権(小型定置網)
漁場連絡図

上段: 現行の漁業権番号
下段: (漁場計画素案の公示番号)
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

共第190号

共第191号

共第192号
(計共第153号)

共第193号

共第194号【変更】
(計共第154号)

650m
560m
(案)625m
(案)710m

1:25000

0m 200m 400m 600m 800m 1000m 1200m

漁場計画案に対する公益上の支障の有無についての協議結果一覧 (海区の漁場)

| 協議先 | 該当漁場 | 公益上の支障 | その他の意見 |
|---------------------|-----------------------------|--------|--------|
| 農政水産部耕地課長 | 全て | 支障なし | |
| 大津・南部農業農村振興事務所長 | 大津市、草津市、守山市、野洲市内の漁場 | 支障なし | |
| 東近江農業農村振興事務所長 | 近江八幡市、東近江市、日野町内の漁場 | 支障なし | |
| 湖東農業農村振興事務所長 | 彦根市、多賀町内の漁場 | 支障なし | |
| 湖北農業農村振興事務所長 | 米原市、長浜市内の漁場 | 支障なし | |
| 高島農業農村振興事務所長 | 高島市内の漁場 | 支障なし | |
| 土木交通部長 | 普通河川を除く全ての漁場 | 支障なし | 意見1 |
| 大津土木事務所長 | 大津市内の漁場 | 支障なし | |
| 南部土木事務所長 | 草津市、守山市、野洲市内の漁場 | 支障なし | 意見1 |
| 東近江土木事務所長 | 近江八幡市、東近江市、日野町内の漁場 | 支障なし | 意見1 |
| 湖東土木事務所長 | 彦根市、多賀町内の漁場 | 支障なし | 意見1 |
| 長浜土木事務所長 | 米原市、長浜市(旧長浜市、湖北町)内の漁場 | 支障なし | |
| 長浜土木事務所木之本支所長 | 長浜市(旧高月町、木之本町、余呉町、西浅井町)内の漁場 | 支障なし | 意見1 |
| 高島土木事務所長 | 高島市内の漁場 | 支障なし | 意見1 |
| 大津市長 | 管内の漁場 | 支障なし | |
| 長浜市長 | 管内の漁場 | 支障なし | |
| 近江八幡市長 | 管内の漁場 | 支障なし | |
| 草津市長 | 管内の漁場 | 支障なし | |
| 守山市長 | 管内の漁場 | 支障なし | |
| 野洲市長 | 管内の漁場 | 支障なし | |
| 高島市長 | 管内の漁場 | 支障なし | |
| 東近江市長 | 管内の漁場 | 支障なし | |
| 米原市長 | 管内の漁場 | 支障なし | |
| (独)水資源機構琵琶湖開発総合管理所長 | 全ての漁場 | 支障なし | 意見2 |
| 琵琶湖汽船株式会社代表取締役社長 | 琵琶湖の漁場 | 支障なし | |

漁場計画に対する関係機関の意見一覧（海区の漁場）

| 意見 | 協議先 | 意見の概要 |
|----|--|---|
| 1 | 土木交通部長
大津土木事務所長
東近江土木事務所長
長浜土木事務所長
（木之本支所）
高島土木事務所長 | 下記のことについて漁業関係者への指導を願う。 <ul style="list-style-type: none"> ● 工作物を設置、変更するには河川法の許可が必要であること。 ● 河口部等において漁船が係留、放置されることのないよう適切に保管すること。 ● 公共事業の推進に協力すること。 ● 漁業の実績や意志を十分調査すること。 ● 漁業を廃止するときには、工作物を撤去すること。 ● 申請者が組合要件を満たしているか厳正に審査すること。 ● 現状、河川法違反となっている場合は、工作物の速やかな撤去、適正化を指導すること。 |
| 2 | (独)水資源機構琵琶湖開発総合管理所長 | <ul style="list-style-type: none"> ● 琵琶湖の水位が低下した場合においても船舶の航行に支障が生じないよう航路の浚渫をしているので、配慮願う。 |

令和3年次 第1種共同漁業権(貝類)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

| 1 漁業法第2(1)項の免状関係法令を遵守している | 2(1)漁業法第72条に規定する「免許」を有している | 2(2)法第91条に基づき資源管理の報告を行っている(注1) | 2(4)漁場紛争がない又は漁場紛争の解決に向けて協議している | 2(5)資源管理を実施している | 2(7)漁場や養殖施設を放置することによって他の漁業者の漁業活動に支障を及ぼしていない | 2(8)通常の漁業活動では想定されない他の生物資源と混ざり合っているものがない | 3(1)漁業法第91条の適用が可能な期間を相当程度利用している(注2・3・4) | 3(3)漁場の全てを利用している(注4) | 3(4)漁場を包括的に利用できよう、生産計画等を含む事業計画に基づき自ら積極的に漁業活動を行っている | 評価理由 |
|---------------------------|----------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-----------------|---|---|---|----------------------|--|------|
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | 資源保護のためやむを得ない休業 | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | 資源保護のためやむを得ない休業 | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | 資源保護のためやむを得ない休業 | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 資源保護のため休業日数を調整 | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 資源保護のため休業日数を調整 | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 資源保護のため休業日数を調整 | |

| 免許番号 | 漁協 | 行使状況 | 行使者数 | 操業日数 | 漁法 | 漁獲合計(kg) |
|-------|--------|------|-------|-------|------|----------|
| 共第1号 | 沖島漁協 | × | | | 貝殻き網 | |
| 共第2号 | 沖島漁協 | × | | | 貝殻き網 | |
| 共第3号 | 沖島漁協 | × | | | 貝殻き網 | |
| 共第4号 | 壺田漁協 | ○ | 11 | 1,100 | 貝殻き網 | 35,487 |
| 共第5号 | 壺田漁協 | ○ | 2号に合算 | | 貝殻き網 | |
| 共第6号 | 中主漁協 | ○ | 3 | 35 | 貝殻き網 | 200 |
| 共第7号 | 中主漁協 | ○ | 3 | 35 | 貝殻き網 | 400 |
| 共第8号 | 近江八幡漁協 | ○ | | | 貝殻き網 | 500 |
| 共第9号 | 近江八幡漁協 | ○ | | | 貝殻き網 | 300 |
| 共第10号 | 湖南漁協 | ○ | 4 | 13 | 貝殻き網 | 394 |
| 共第11号 | 湖田町漁協 | ○ | 3 | 3 | 貝殻き網 | 3 |
| 共第12号 | 駒多川漁協 | ○ | 6 | | 貝殻き網 | 30 |

令和3年次 第2種共同漁業権(やな)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

| 免許番号 | 免許持者 | 行使状況 | 行使者数 | 操業日数 | 操業日数 | 操業日数 | 操業合計
(kg) |
|--------|-------|------|--------|-------------|--------|---------|--------------|
| 共第201号 | 上多良漁協 | ○ | 7 | 5月10日～9月20日 | 60 | 1,270 | |
| 共第202号 | 南沢漁協 | ○ | 4 | 3月31日～9月30日 | | 29,240 | |
| 共第203号 | 南沢漁協 | ○ | 1 | | | 8,480 | |
| 共第204号 | 西渡井漁協 | × | | | | 0 | |
| 共第205号 | 西瀬漁協 | ○ | 10 | 4月10日～6月27日 | 76 | 8,428 | |
| 共第206号 | 浜分漁協 | ○ | 13 | 4月3日～8月20日 | 109 | 15,800 | |
| 共第207号 | 北船木漁協 | ○ | 21 | 3月15日～8月20日 | 120 | 53,065 | |
| 共第208号 | 北船木漁協 | ○ | 207号合算 | 3月15日～9月20日 | 207号合算 | 115,283 | |

| 1 漁業権
2(1)漁業
権の免許
取得状況
等に関する
事項(注1) | 2(2)法第
72条に規
定する「免
許」の取得
状況(注1) | 2(4)漁業
権が知れ
ない又は
漁業権の
取得に異
議がある
場合(注1) | 2(5)資源
管理を適切
に行っている
場合(注1) | 2(7)漁業
活動の発生
を抑制する
ための措置
が講じられて
いない場合
(注1) | 2(8)漁業
活動の発生
を抑制する
ための措置
が講じられて
いない場合
(注1) | 3(1)漁業
活動の発生
を抑制する
ための措置
が講じられて
いない場合
(注1) | 3(3)漁業
活動の発生
を抑制する
ための措置
が講じられて
いない場合
(注1) | 3(4)漁業
活動の発生
を抑制する
ための措置
が講じられて
いない場合
(注1) | 4 評価
理由 |
|--|---|--|-------------------------------------|--|--|--|--|--|-----------------|
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 公共工事によるやむを得ない休業 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

| 免許番号 | 漁協 | 行使状況 | 行使者数 | 操業日数 | 操業日数 | 操業日数 | 漁獲合計(kg) |
|--------|------------|------|------|--------------|------|--------|----------|
| 共第189号 | 洲西漁協 | ○ | 5 | 1月1日~12月31日 | 10 | 81 | |
| 共第190号 | 北船木漁協 | × | | | | 0 | |
| 共第191号 | 北船木漁協・三和漁協 | × | | | | 0 | |
| 共第192号 | 三和漁協 | ○ | 3 | 1月1日~12月31日 | 257 | 16,556 | |
| 共第193号 | 三和漁協 | × | 1 | | | 0 | |
| 共第194号 | 三和漁協 | × | 1 | | | 0 | |
| 共第195号 | 中主漁協 | ○ | 2 | 1月12日~12月24日 | 110 | 1,677 | |
| 共第197号 | 志賀町漁協 | ○ | 2 | 1月12日~12月25日 | 101 | 1,673 | |

92,148

| 調査回答の有無 | 取締役録 | 総会報告 | 紛争相談等の情報 | 行使規則 | ヒアリング | 選考等の記 | 聞き取り等の情報 | 聞き取り等の情報 | 発展計画 | 実施計画 | 業務報告書 |
|---------|------|------|----------|------|-------|-------|----------|----------|------|------|-------|
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

聞き取り等の情報
取締役録
総会報告
紛争相談等の情報
行使規則
ヒアリング
選考等の記
聞き取り等の情報
聞き取り等の情報
発展計画
実施計画
業務報告書

令和3年次 海区第5種共同漁業権(行使の状況と漁業法第91条の指導致たは報告に関する評価)

| 1 漁業権
の免許
除、法第90
条第1項に
基づく資源
管理の状況
等の報告を
毎年行っ
ている(注1) | 2(1)漁業
関係法令を
遵守してい
る | 2(2)漁業
法第72条に
規定する「
免許」につ
いての「免
許性」を有
している | 2(4)漁業
紛争がない
又は、漁業
紛争は、漁
場紛争に回
り、解決に
取り組んで
いる | 2(5)資源
管理を適切
に実施して
いる | 2(7)漁具
や養殖施設
を放置する
など、他の
漁業者の生
産活動を妨
げている | 2(8)通常
の漁業活動
では想定さ
れない爆発
物その他危
険なものを
使用してい
ない | 3(1)爆薬
の使用が可
能な期間を
相当程度利
用している
(注2-3-4) | 3(3)漁場
の全てを利
用している
(注4) | 3(4)漁場
を持統的に
利用できる
よう、生産
量等の項目
を含む事業
計画書等に
基づき自ら
評価し、計
画的に漁業
の生産活動
を行っている | 4 評価 | 評価理由 |
|---|-------------------------------|--|--|--------------------------------|---|--|--|----------------------------------|--|------|--------------------|
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | 漁場の取り扱いを検討するよう助言済み |

| 免許番号 | 免許権者 | 行使状況 | 行使者数 | 爆薬日数 | 漁獲合計
(kg) |
|--------|--------|------|------|------|--------------|
| 共第501号 | 志那漁協 | ○ | 2 | 27 | 63.7 |
| 共第502号 | 近江八幡漁協 | ○ | 7 | 30 | 18.5 |
| 共第503号 | 天野川漁協 | ○ | 4 | 85 | 750.0 |
| 共第504号 | 朝日漁協 | × | | | 0.0 |

令和3年次 第1種区画漁業権(小割養殖業)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

| 1 漁業権2(1)漁業法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている(注1) | 2(2)漁業法第72条に規定する「免許」の有している | 2(4)漁場争い等が起きている | 2(5)資源管理を適切に実施している | 2(7)漁具の取付け等が適切に行われている | 2(8)漁業活動の制限等が行われている | 3(1)漁業の健全な期間を確保している(注2・3・4) | 3(3)漁業の全てを適切に利用している(注4) | 3(4)漁場の持続的に利用できるように、生産者等の項目に基づき自ら計画書等に基き、計画的に漁業の生産活動を行っている | 4 評価理由 |
|--|----------------------------|-----------------|--------------------|-----------------------|---------------------|-----------------------------|-------------------------|--|---------------------|
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | ○ | KHVによるコイ養殖のやむを得ない休業 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | ○ | KHVによるコイ養殖のやむを得ない休業 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | } |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | } |

| 免許番号 | 免許権者 | 行使状況 | 行使者数 | 生産合計 (kg) | 備考 |
|---------|-------|------|------|-----------|--------|
| 区第1301号 | 沖島漁協 | × | 2 | 0 | 生け養12張 |
| 区第1302号 | 沖島漁協 | × | 3 | 0 | 生け養20張 |
| 区第1303号 | 西淺井漁協 | ○ | 1 | 565 | 生け養7張 |
| 区第1304号 | 西淺井漁協 | ○ | 1 | 787 | 生け養6張 |

13522

令和3年次 第1種区画漁業権(真珠母貝養殖業)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

| 免許番号 | 免許権者 | 行使状況 | 期上作業
者数 | 期上作業
日数 | 10年未満
養殻
養数 | 10年未満
貝殻養殻
養数 | 10年以上
貝殻養殻
養数 | 10年未満
養殻
養数 | 10年未満
貝殻養殻
養数 | 10年以上
貝殻養殻
養数 | 1年未満
養殻
養数 | 1年未満
貝殻養殻
養数 | 1年以上
1年未満
養殻
養数 | 1年以上
貝殻養殻
養数 | 3年以上
貝殻養殻
養数 | | | | | |
|--------|----------|------|------------|------------|-------------------|---------------------|---------------------|-------------------|---------------------|---------------------|------------------|--------------------|--------------------------|--------------------|--------------------|--------|-------|-------|---|----|
| 区第201号 | 池崎真珠株式会社 | ○ | 1 | 100 | 14,500 | 0 | 0 | 4,000 | 4,000 | 0 | 0 | 4,000 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 区第202号 | 近江真珠株式会社 | ○ | 1 | 100 | 9,000 | 8,000 | 16,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 区第203号 | 川崎真珠株式会社 | ○ | 1 | 65 | 3,368 | 1,800 | 7,603 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 区第204号 | 藤本真珠株式会社 | ○ | 1 | 80 | 1,500 | 0 | 13,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | 28,668 | 26,800 | 8,500 | 41,003 | 4,000 | 4,000 | 0 | 15 |

| 1 漁業権
の免許
の取得
の状況
に関する
事項
(注1) | 2(1) 漁業
法第91条
に基づき
漁業権
の取得を
拒否して
いる
(注1) | 2(2) 漁業
法第91条
に基づき
漁業権の
取得を
拒否して
いる
(注1) | 2(3) 漁業
法第91条
に基づき
漁業権の
取得を
拒否して
いる
(注1) | 2(4) 漁業
法第91条
に基づき
漁業権の
取得を
拒否して
いる
(注1) | 2(5) 漁業
法第91条
に基づき
漁業権の
取得を
拒否して
いる
(注1) | 2(6) 漁業
法第91条
に基づき
漁業権の
取得を
拒否して
いる
(注1) | 2(7) 漁業
法第91条
に基づき
漁業権の
取得を
拒否して
いる
(注1) | 2(8) 漁業
法第91条
に基づき
漁業権の
取得を
拒否して
いる
(注1) | 3(1) 漁業
法第91条
に基づき
漁業権の
取得を
拒否して
いる
(注1) | 3(2) 漁業
法第91条
に基づき
漁業権の
取得を
拒否して
いる
(注1) | 3(3) 漁業
法第91条
に基づき
漁業権の
取得を
拒否して
いる
(注1) | 3(4) 漁業
法第91条
に基づき
漁業権の
取得を
拒否して
いる
(注1) | 4 評価
評価理由 |
|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--------------|
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

令和4年次 第2種共同漁業権(やな)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

| 1 漁業権2(1)漁業法第90条の免許に関する事項 | 2(2)漁業法第72条に規定する「免許」の有効期間が満了している | 2(4)漁業法第72条に規定する「免許」の取得に争いがある | 2(5)漁業法第72条に規定する「免許」の行使に支障がある | 2(7)漁業法第72条に規定する「免許」の行使に支障がある | 2(8)漁業法第72条に規定する「免許」の行使に支障がある | 3(1)漁業法第91条第1項に規定する「漁業法第91条第1項」の適用に支障がある | 3(3)漁業法第91条第3項に規定する「漁業法第91条第3項」の適用に支障がある | 3(4)漁業法第91条第4項に規定する「漁業法第91条第4項」の適用に支障がある | 4 評価 | 評価理由 |
|---------------------------|----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--|--|--|------|-----------------|
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 公共工事によるやなを得ない休業 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

| 免許番号 | 免許権者 | 行使状況 | 行使者数 | 操業期間 | 操業日数 | 漁獲合計 (kg) |
|--------|-------|------|--------|-------------|--------|-----------|
| 共第201号 | 上杉良漁協 | ○ | 7 | 5月10日～7月30日 | 44 | 454 |
| 共第202号 | 南浜漁協 | ○ | 4 | 3月1日～9月16日 | 60 | 27,664 |
| 共第203号 | 南浜漁協 | ○ | 1 | 3月1日～8月20日 | 60 | 2,495 |
| 共第204号 | 西浜井漁協 | × | | | | 0 |
| 共第205号 | 百瀬漁協 | ○ | 9 | 4月4日～8月4日 | 108 | 12,988 |
| 共第206号 | 所分漁協 | ○ | 10 | 4月10日～8月15日 | 120 | 14,270 |
| 共第207号 | 北船木漁協 | ○ | 20 | 3月15日～8月20日 | 130 | 37,680 |
| 共第208号 | 北船木漁協 | ○ | 207号合算 | 3月15日～8月20日 | 207号合算 | |

95,531

令和4年次 第2種共同漁業権(えり、落網)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

| 免許番号 | 漁協 | 行使状況 | 行使者数 | 操業期間 | 操業日数 | 漁獲合計(kg) | 2(1)漁業法第72条に規定する「免許」の有効期間が満了している | 2(2)漁業法第72条に規定する「免許」の有効期間が満了している | 2(4)漁業法第72条に規定する「免許」の有効期間が満了している | 2(5)漁業法第72条に規定する「免許」の有効期間が満了している | 2(7)漁業法第72条に規定する「免許」の有効期間が満了している | 2(8)漁業法第72条に規定する「免許」の有効期間が満了している | 3(1)漁業法第91条の指導または勧告に関する評価 | 3(3)漁業法第91条の指導または勧告に関する評価 | 3(4)漁業法第91条の指導または勧告に関する評価 | 4 評価 | 理由 |
|--------|-------|------|------|--------------|------|----------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|------|--------------------------------|
| 共第101号 | 志賀町漁協 | × | | | | 0 | | | | | | | | × | ○ | - | 利用実態なし
(切替希望なしのため指導しない) |
| 共第102号 | 志賀町漁協 | ○ | 2 | 1月12日～12月21日 | 160 | 1,940 | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 共第103号 | 志賀町漁協 | ○ | 2 | 1月12日～12月21日 | 153 | 4,186 | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 共第104号 | 志賀町漁協 | × | | | | 0 | | | | | | | | × | ○ | - | 利用実態なし
(切替希望なしのため指導しない) |
| 共第105号 | 志賀町漁協 | × | | | | 0 | | | | | | | | × | ○ | - | 利用実態なし
(切替希望なしのため指導しない) |
| 共第106号 | 志賀町漁協 | ○ | 1 | 1月12日～12月21日 | 148 | 1,340 | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 共第107号 | 志賀町漁協 | × | | | | 0 | | | | | | | | × | ○ | - | 利用実態なし
(切替希望なしのため指導しない) |
| 共第108号 | 志賀町漁協 | ○ | 1 | 1月12日～12月21日 | 153 | 885 | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 共第109号 | 志賀町漁協 | ○ | 2 | 1月12日～12月21日 | 163 | 2,083 | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 共第110号 | 志賀町漁協 | ○ | 1 | 1月12日～12月21日 | 153 | 885 | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 共第111号 | 志賀町漁協 | ○ | 3 | 1月12日～12月21日 | 158 | 1,598 | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 共第112号 | 志賀町漁協 | ○ | 3 | 1月12日～12月21日 | 158 | 1,598 | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 共第113号 | 志賀町漁協 | × | | | | 0 | | | | | | | | × | ○ | - | 利用実態なし
(切替希望なしのため指導しない) |
| 共第114号 | 志賀町漁協 | ○ | 2 | 1月12日～12月21日 | 139 | 1,907 | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 共第115号 | 志賀町漁協 | ○ | 2 | 1月12日～12月21日 | 163 | 2,083 | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 共第116号 | 志賀町漁協 | ○ | 2 | 1月12日～12月21日 | 163 | 2,083 | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 共第117号 | 聖田漁協 | ○ | 1 | 1月12日～10月28日 | 145 | 3,795 | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 共第118号 | 聖田漁協 | ○ | 1 | 1月12日～12月20日 | 148 | 9,161 | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 共第119号 | 聖田漁協 | ○ | 1 | 1月12日～12月20日 | 76 | 4,215 | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 共第120号 | 聖田漁協 | × | | | | 0 | | | | | | | | × | ○ | - | 利用実態なし
(切替希望なしのため指導しない) |
| 共第121号 | 聖田漁協 | × | | | | 0 | | | | | | | | ○ | ○ | - | 切替希望なし |
| 共第122号 | 聖田漁協 | × | | | | 0 | | | | | | | | × | ○ | - | 利用実態なし
(切替希望なしのため指導しない) |
| 共第123号 | 大津漁協 | × | | | | 0 | | | | | | | | × | ○ | - | 利用実態なし
(切替希望なしのため指導しない) |
| 共第124号 | 大津漁協 | ○ | 3 | 7月26日～12月18日 | 16 | 187 | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 共第125号 | 湖南漁協 | × | | | | 0 | | | | | | | | × | ○ | - | 利用実態なし
(漁法等で切替希望なしのため指導しない) |
| 共第126号 | 山田漁協 | × | | | | 0 | | | | | | | | × | ○ | - | 利用実態なし
(漁法等で切替希望なしのため指導しない) |
| 共第127号 | 志那漁協 | ○ | 2 | 3月16日～8月20日 | 156 | 667 | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | |

令和4年次 第1種区画漁業権(小割養殖業)(行使の状況と漁業法第91条の指導または報告に関する評価)

| 1 漁業権の免許以
降、法第90
条第1項に
基づく資源
管理の状況
報告を行っ
ている(注1) | 2(1)漁業
法第91条
第1項に
基づく資源
管理の状況
報告を行っ
ている(注1) | 2(2)法第
72条に規定
する「免許
の適格性」を
有している | 2(4)漁業
権の行使に
関係する争
訟が起き
ていない又
は漁業権
の行使に
関係する争
訟が起き
ていない
ものがある | 2(5)資源
管理の状況
報告を行っ
ている(注1) | 2(7)漁業
権の行使に
関係する争
訟が起き
ていない又
は漁業権
の行使に
関係する争
訟が起き
ていない
ものがある | 2(8)漁業
権の行使に
関係する争
訟が起き
ていない又
は漁業権
の行使に
関係する争
訟が起き
ていない
ものがある | 3(1)養
殖期間が可
能な期間を
相当程度利
用している
(注2・3・4) | 3(3)漁業
法の全部を
利用している
(注4) | 3(4)漁業
法第91条に
基づき、生
産活動等に
関係する争
訟が起き
ていない又
は漁業権
の行使に
関係する争
訟が起き
ていない
ものがある | 4 評価 | 評価理由 |
|--|---|--|---|-------------------------------------|---|---|---|-----------------------------------|--|------|-------------------------|
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | KHVによるコイ養殖のや
むを得ない休業 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | KHVによるコイ養殖のや
むを得ない休業 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

| 免許番号 | 免許権者 | 行使状況 | 行使者数 | 生産合計
(kg) | 備考 |
|---------|-------|------|------|--------------|--------|
| 区第1301号 | 沖島漁協 | × | 2 | 0 | 生け養6張 |
| 区第1302号 | 沖島漁協 | × | 4 | 0 | 生け養24張 |
| 区第1303号 | 西浜井漁協 | ○ | 1 | 480 | 生け養7張 |
| 区第1304号 | 西浜井漁協 | ○ | 1 | 720 | 生け養6張 |

1200

令和4年次 第1種区画漁業権(真珠母貝養殖業)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

| 免許番号 | 免許種別 | 行使状況 | 海上作業日数 | 海上作業日数 | 10年未満乗務員数 | 1年未満乗務員数 | 2年未満乗務員数 | 3年以上乗務員数 | 6年未満乗務員数 | 1年未満乗務員数 | 2年未満乗務員数 | 3年以上乗務員数 |
|--------|----------|------|--------|--------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 区第201号 | 池橋真珠養殖会社 | ○ | 1 | 100 | 14,000 | 16,500 | 14,500 | 0 | 0 | 3,000 | 0 | 0 |
| 区第202号 | 近江真珠株式会社 | ○ | 1 | 100 | 2,400 | 9,000 | 8,500 | 7,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 区第203号 | 川崎真珠養殖会社 | ○ | 1 | 95 | 2,000 | 2,400 | 400 | 7,200 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 区第204号 | 爾木産養株式会社 | ○ | 1 | 80 | 2 | 0 | 1,500 | 14,900 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 1 漁業権2(1)漁業法第91条関係法令を遵守している | 2(1)漁業法第72条に規定する「免許」の有効期間満了日に関する事項(注1) | 2(2)漁業法第72条に規定する「免許」の有効期間満了日に関する事項(注1) | 2(4)漁業法第72条に規定する「免許」の有効期間満了日に関する事項(注1) | 2(5)漁業法第72条に規定する「免許」の有効期間満了日に関する事項(注1) | 2(7)漁業法第72条に規定する「免許」の有効期間満了日に関する事項(注1) | 2(8)漁業法第72条に規定する「免許」の有効期間満了日に関する事項(注1) | 3(1)漁業法第3(1)項の許可事項(注2-3-4) | 3(3)漁業法第3(3)項の許可事項(注2-3-4) | 3(4)漁業法第3(4)項の許可事項(注2-3-4) | 4 評価 | 評価理由 |
|-----------------------------|--|--|--|--|--|--|----------------------------|----------------------------|----------------------------|------|------|
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |